

平成 31 年  
岩手県教育委員会臨時会  
3 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

平成 31 年 3 月 岩手県教育委員会臨時会議事日程

平成 31 年 3 月 26 日（火）午後 1 時 30 分

第 1 会期決定の件

第 2 議案第 46 号 岩手県教育振興計画の策定に関し議決を求めることについて （教育企画室）

第 3 議案第 47 号 いわて特別支援教育推進プランの策定に関し議決を求めることについて （学校教育課）

第 4 議案第 48 号 第 4 次岩手県子どもの読書活動推進計画の策定に関し議決を求めることについて （生涯学習文化財課）

閉会

議案第46号

岩手県教育振興計画の策定に関し議決を求めることについて

岩手県教育振興計画を別添のとおり策定することについて、議決を求める。

平成31年3月26日提出

岩手県教育委員会教育長 高橋 嘉行

理由

岩手県教育振興計画を別添のとおり策定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 岩手県教育振興計画（案）について

### 1 策定の趣旨

平成21年度を計画初年度とする「いわて県民計画」に併せて策定した「岩手の教育振興」が、平成30年度で終了することに伴い、2019年度からの新たな教育振興の取組の指針となる「岩手県教育振興計画」を策定する。

### 2 計画の位置付け

教育基本法第17条第2項に基づき、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画を参酌して地方自治体で策定することが求められている計画として位置付ける。

また、この計画は、「いわて県民計画」（2019～2028）との整合性を図りながら、今後の教育行政を推進していくうえでの、学校をはじめとした教育関係者等の指針とするものである。

### 3 計画期間

2019年度から2023年度までの5年間

### 4 検討経過

#### (1) 審議会等

	教育振興基本対策審議会	総合教育会議
H29	第1回：12/26（諮問） 第2回：2/19（施策展開の方向）	第2回：12/28（策定方針）
H30	第3回：4/27（施策展開の方向） 第4回：7/19（答申たたき台） 第5回：9/7（答申素案） 第6回：11/15（答申中間案） 第7回：1/30（答申案） 答申：3/6	第1回：5/14（基本方向） 第2回：9/18（中間案）

#### (2) 県議会

商工文教委員会のこの際で報告

《平成30年12月10日：中間案、平成31年3月19日：最終案》

#### (3) パブリック・コメント

##### ア 募集期間

平成30年12月12日～平成31年1月11日

##### イ 募集結果と意見の反映状況

区 分	意見件数
A（全部反映）	7件
B（一部反映）	-
C（趣旨同一）	40件
D（参考）	12件
E（対応困難）	-
F（その他）	3件
計	62件

### 5 中間案からの主な変更点

資料1のとおり

## 岩手県教育振興計画（中間案⇒案）の主な変更内容

(仮称) 岩手県教育振興計画 (中間案)	岩手県教育振興計画 (案)	該当 頁	備 考
<p>第1章 2 社会状況の変化 ② 急速な技術革新への対応</p> <p>こうした急速な技術革新による将来の予測が困難な時代を生き抜いていくためには、様々な可能性を持つ子どもたちを、<u>困難に立ち向かうことを恐れずに新たな価値を創造できる人材に育成していくことが求められています。</u></p>	<p>第1章 2 社会状況の変化 ② 急速な技術革新への対応</p> <p>こうした急速な技術革新により、<u>社会や生活が大きく変化していく中で、様々な可能性を持つ子どもたちを、<b>変容する社会に適応した</b>新たな価値を創造できる人材に育成していくことが求められています。</u></p>	6	議会意見を反映（「将来の予測が困難な時代」の部分は、表現が悲壮的すぎではないか）
<p>第2章 1 目標 「目指す姿」 2 社会教育・家庭教育における目指す姿</p> <p>県民が主体的・相互的に連携することにより、<u>家庭の教育力の向上が図られるとともに、地域課題の解決に向けた取組や、文化芸術・スポーツ活動などへの参加を通じて、生涯を通じて楽しく学び、生き生きと生活しています。</u></p>	<p>第2章 1 目標 「目指す姿」 2 社会教育・家庭教育における目指す姿</p> <p>県民が、<u>主体的・相互的に連携し、助け合うことにより、<b>家庭の教育力の向上に努めるとともに、地域課題の解決に向けた取組や、文化芸術・スポーツ活動などへの参加により、生涯を通じて楽しく学び、生き生きと生活しています。</b></u></p>	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会意見を反映（「家庭の教育力の向上を図る」は踏み込みすぎではないか）</li> <li>・審議会意見を反映（助け合う視点が入るべき）</li> </ul>
<p>2 取組の視点 「視点1」</p> <p>岩手には豊かな自然環境や、世界遺産である「平泉の文化遺産」や「釜石市の橋野鉄鉱山・高炉跡」に代表される様々な文化財や伝統文化、<u>原敬、後藤新平、新渡戸稲造、宮澤賢治など多くの偉人を輩出してきた歴史などがあります。</u></p>	<p>2 取組の視点 「視点1」</p> <p>岩手には豊かな自然環境や、世界遺産である「平泉の文化遺産」や「釜石市の橋野鉄鉱山・高炉跡」に代表される様々な文化財や伝統文化、<u>政治、学術文化など多彩な分野において、多くの偉人を輩出してきた歴史などがあります。</u></p>	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会意見を反映（誰を記載するか議論がある。記載しない方がよいのでは）</li> </ul>

(仮称) 岩手県教育振興計画 (中間案)	岩手県教育振興計画 (案)	該当 頁	備 考
<p>第3章 2 確かな学力の育成 【参考】関連する次期総合計画におけるアクションプランの主な指標 指標項目 ① 学力が全国平均以上の児童生徒の割合 ② 主体的に学ぼうとする児童生徒の割合</p> <p>③ 学校全体で、児童生徒のつまずきに対応した授業改善を各教科共通の方針の下に行っている児童生徒の割合 ④ 学校の状況に応じた進路目標を達成した高校の割合</p>	<p>第3章 2 確かな学力の育成 【参考】関連する「いわて県民計画 (2019~2028)」における主な指標 指標項目 ① 意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合 ② 授業で、自ら考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合 ③ 学校の授業がよく分かる児童生徒の割合【新規追加】 ④ つまずきに対応した授業改善が行われていると感じている児童生徒の割合</p> <p>なお、「いわて県民計画」では、参考指標として「学力が全国平均未満の児童生徒の割合」を掲載し、目標値は設定しないが、底上げを図っていく。</p> <p>※ <u>その他の各具体的施策項目における目標項目や目標値等についても、「いわて県民計画」の指標の見直しに併せて修正</u></p>	27	<p>・「いわて県民計画」における指標修正(議会意見及びパブコメ意見等)を反映</p>

(仮称) 岩手県教育振興計画 (中間案)	岩手県教育振興計画 (案)	該当 頁	備 考
<p>4 健やかな体の育成 (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性 2 適切な部活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術に親しむ<u>環境づくり</u>を推進するために、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の指導体制の推進に取り組みます。</li> </ul>	<p>4 健やかな体の育成 (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性 2 適切な部活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術に親しむことができるよう、<u>部活動は生徒の義務的活動ではなく、自主的・自発的活動であるという基本の徹底を図るとともに</u>、「岩手県における部活動の在り方に関する方針<sup>5</sup>」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の指導体制の推進に取り組みます。</li> </ul>	38	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会意見及びパブコメ意見を反映（部活動は生徒の自主性を尊重すべき）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li><u>効率的・効果的な部活動の推進や教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置するとともに、指導者研修の充実に取り組みます。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>大会で勝つことのみを重視し過度な練習を強いることがないよう、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導及び体罰や生徒の人格を傷つける言動等の根絶に向けた指導者研修の充実に取り組むとともに、部活動の資質向上や教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置します。</u></li> </ul>	38	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会意見を反映（医・科学的根拠に基づく指導が必要）</li> </ul>
<p>5 特別支援教育の推進 (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性 2 特別支援教育の多様なニーズへの対応</p>	<p>5 特別支援教育の推進 (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性 2 特別支援教育の多様なニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>長期入院を必要とする児童生徒の学習を保障するため、小・中・高等学校と特別支援学校との連携や、各学校と医療機関との連携に取り組みます。【新規追加】</u></li> </ul>	44	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会意見を反映（長期入院する高校生への支援が必要）</li> </ul>

(仮称) 岩手県教育振興計画 (中間案)	岩手県教育振興計画 (案)	該当 頁	備 考
<p>7 学びの基盤づくり (2) 目指す姿</p> <p>8 学校における働き方改革を通じて、管理職の適切なマネジメントや、ICTの活用などによる教職員の勤務負担の軽減が図られ、業務への充実感や健康面での安心感の向上により、心身共に健康で、意欲を持って子どもたちに向き合っていくための環境が整備されています。</p>	<p>7 学びの基盤づくり (2) 目指す姿</p> <p>8 <u>「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく学校における働き方改革を通じた管理職の適切なマネジメントやICTの活用などにより、教職員の勤務負担の軽減が図られ、業務への充実感や健康面での安心感の向上により、心身共に健康で、意欲を持って子どもたちに向き合っていくための環境が整備されています。</u></p>	54	・議会意見を反映(働き方改革プランを明示すべき)
<p>(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性</p> <p>8 教職員の働き方改革</p> <p>・ 教職員の勤務時間の適正化等を図るため、タイムカードによる客観的な勤務時間把握や、盆・年末年始等の学校閉庁日の設定、留守番電話等による時間外対応の体制整備などを進めます。」</p>	<p>(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性</p> <p>8 <u>「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革</u></p> <p>・ 教職員の勤務時間の適正化等を図るため、タイムカードによる客観的な勤務時間把握や、盆・年末年始等の学校閉庁日の設定、留守番電話等による時間外対応の体制整備などを進め、<u>「岩手県教職員働き方改革プラン」の目標の達成に取り組みます。</u></p>	57	・議会意見を反映(働き方改革プランの目標を明示すべき)
<p>10 子育て支援や家庭教育支援の充実 (4) 取組にあたっての役割分担</p> <p>3 県と市町村の教育委員会は、子育てや家庭教育についての相談体制の充実を図り、広く学習情報や学習資料を提供し、子育てに悩みや不安を抱える保護者を支援します。</p>	<p>10 子育て支援や家庭教育支援の充実 (4) 取組にあたっての役割分担</p> <p>3 県と市町村の教育委員会は、<u>家庭の自主性を尊重しつつ、</u>子育てや家庭教育についての相談体制の充実を図り、広く学習情報や学習資料を提供するなど、子育てに悩みや不安を抱える保護者を支援します。</p>	71	・議会意見を反映(家庭教育は押し付けにならない配慮が必要)



## 岩手県教育振興計画（案）の概要

## 計画期間

2019年度～2023年度までの5年間

## 【第1章】岩手の教育をめぐる状況

## 1 岩手の教育の歩み

- 平成18年の教育基本法の改正以降、社会全体での教育改革が進行
- 教育振興運動や「いわて教育の日」などの取組の推進
- 学習定着度状況調査による「わかる授業」の実践
- 県立美術館、県立図書館の整備等
- 「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」の開催
- 平泉の文化遺産や橋野鉄鉱山の世界遺産登録

## 2 社会状況の変化

- 人口減少・少子化・高齢化の進行
- 急速な技術革新やグローバル化の進展
- 子どもを取り巻く社会経済的な課題の表面化
- 地域間格差の拡大
- 東日本大震災津波からの復旧・復興

## 3 岩手県の教育の現状と課題

## 学校教育

- 子どもたちをめぐる課題
  - 授業力の向上や家庭学習の定着
  - 情報社会に主体的に対応する力の育成
  - 運動習慣の定着
  - 特別支援教育における発達段階に応じた支援や指導
  - いじめへの適切な対応
  - 問題行動等の未然防止、早期発見・適切な対応
- 教職員のスキルの継承と負担の増加
  - 働き方改革による「チームとしての学校」の推進
- 高校卒業後の進学や就職を取り巻く環境
  - 大学入試制度改革への対応
  - 地元定着の促進に向けたキャリア教育の充実
- 学校の統廃合や施設の老朽化
  - 教育の質の保証と学ぶ機会の保障

## 社会教育・家庭教育

- 家庭の状況変化
  - 社会全体での教育力の向上
- 地域コミュニティの変化
  - 教育振興運動や生涯学習による地域コミュニティの維持向上
- 人生100年時代の到来
  - 生涯にわたって学び続けられる環境づくり
- 文化芸術・スポーツへの関心の高まり
  - 文化芸術やスポーツの推進と地域への愛着の醸成

## 【第2章】目標・取組の視点

## 基本目標

学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり



## 目指す姿

## 学校教育

子どもたちが、地域とともにある学校において自ら生き生きと学び、夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けています。

## 社会教育・家庭教育

県民が、主体的・相互的に連携し、助け合うことにより、家庭の教育力の向上に努めるとともに、地域課題の解決に向けた取組や、文化芸術・スポーツ活動などへの参加により、生涯を通じて楽しく学び、生き生きと生活しています。

## 取組の視点

## 視点1

岩手だからこそできる教育、やるべき教育の推進

## 視点2

郷土に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材を育成

## 視点3

学びの場の復興の更なる推進

## 【第3章】具体的な施策の内容

## 学校教育

- 岩手で、世界で活躍する人材の育成
  - 復興教育の推進、地域に貢献する教育の推進、キャリア教育の推進、世界と岩手をつなぐ人材育成、イノベーションを創出する人材育成 等
- 確かな学力の育成
  - これからの社会で活躍する資質・能力の育成、児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実、生徒の進路実現の推進 等
- 豊かな心の育成
  - 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成、体験活動等を通じた豊かな心の育成、学校における文化芸術教育の推進、社会に参画する力の育成 等
- 健やかな体の育成
  - 豊かなスポーツライフに向けた学校教育の充実、適切な部活動体制の推進、健康教育の充実 等
- 特別支援教育の推進
  - 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実、特別支援教育の多様なニーズへの対応、県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進、教職員の専門性の向上 等
- いじめ問題・不登校対策等への確かな対応
  - いじめ防止対策の推進、いじめ事案への適切な対処、不登校対策の推進、健全育成に向けた対策、組織的な相談体制の充実 等
- 学びの基盤づくり
  - 安心して学べる環境づくり、目標達成型学校経営、新たな県立高等学校再編計画の推進、多様なニーズへの対応、教職員の確保・育成、教職員の働き方改革 等
- 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進
  - 特色ある教育活動の支援、社会に貢献する人材の育成、教育環境の整備促進 等

## 社会教育・家庭教育

- 学校と家庭・地域との協働の推進
  - 学校・家庭・地域が連携する仕組みづくり、多様な体験活動の充実、地域学校協働活動の推進 等
- 子育て支援や家庭教育支援の充実
  - 子育てや家庭教育に関する学習活動支援、電話やメール等による相談体制の充実、子育て支援グループのネットワークづくり 等
- 生涯にわたり学び続ける環境づくり
  - 多様な学習機会の充実、学びと活動の循環による地域の活性化、社会教育の中核を担う人材の養成・確保と研修の充実 等
- 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承
  - 学校における特別活動や文化部活動による郷土芸能の継承、文化財の適切な保存と継承 等

# 岩手県教育振興計画

(案)

平成 31 年 3 月  
岩手県教育委員会

# 目 次

はじめに	1
<b>第1章 岩手の教育をめぐる状況</b>	
1 岩手の教育の歩み	3
2 社会状況の変化	6
3 岩手県の教育の現状と課題	8
<b>第2章 目標・取組の視点</b>	
1 目標	13
2 取組の視点	16
3 「いわて県民計画（2019～2028）」との柱立て項目の関係	19
<b>第3章 具体的な施策の内容</b>	
<b>【Ⅰ 学校教育】</b>	
1 岩手で、世界で活躍する人材の育成	20
2 確かな学力の育成	26
3 豊かな心の育成	31
4 健やかな体の育成	36
5 特別支援教育の推進	42
6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応	48
7 学びの基盤づくり	53
8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進	62
<b>【Ⅱ 社会教育・家庭教育】</b>	
9 学校と家庭・地域との協働の推進	66
10 子育て支援や家庭教育支援の充実	70
11 生涯にわたり学び続ける環境づくり	73
12 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承	78

# はじめに

## 1 趣 旨

岩手県教育委員会では、平成 21 年度（2009 年度）からの県総合計画となる「いわて県民計画」の策定に併せて、平成 21 年度（2009 年度）からの 10 年間を計画期間とする「岩手の教育振興」を策定し、「みんなではぐくむ学びの場いわて」の実現に向けて、県民、教育関係者、行政が一体となって取り組んできました。

今般、「岩手の教育振興」の計画期間が平成 30 年度（2018 年度）で終了することに伴い、2019 年度からの新たな教育振興の取組の指針となる「岩手県教育振興計画」を策定するものです。

## 2 位置付け

この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、平成 30 年（2018 年）6 月に策定された国の第 3 期教育振興基本計画を参酌して地方自治体で策定することが求められている、岩手県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるものです。

また、この計画は、今後の教育行政を推進していくうえでの、学校をはじめとした教育関係者等の指針となるものですが、教育振興は教育関係者だけでなく、家庭や地域、企業、NPO などの様々な主体と連携し、一体となって取り組んでいく必要があります。

このため、県民や企業、NPO などのあらゆる主体が県の政策推進の方向性などを共有し、それぞれが自らの取組を進めていくためのビジョンとなる「いわて県民計画（2019～2028）」との整合性を図りながら、岩手県の教育行政を推進していくうえでの具体的な施策の内容を定めた計画となります。

## 3 計画期間

この計画は、計画期間を 2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

## 4 構成

---

「岩手県教育振興計画」は、次の3章で構成しています。

第1章 岩手の教育をめぐる状況

第2章 目標・取組の視点

第3章 具体的な施策の内容

まず、第1章は、岩手の教育の歩み、教育をめぐる社会の変化について概括的に述べ、岩手県の教育の現状と課題について、「学校教育」と「社会教育・家庭教育」の2つの柱で総論を記述しています。

第2章は、計画の基本目標を定め、その目標を実現していくうえで前提となる、県民、教育関係者等が一体となって取り組んでいく岩手の教育振興の考え方及びその取組の視点等を示しています。

第3章は、今後5年間に実施する12の具体的な施策の内容を、「学校教育」と「社会教育・家庭教育」の2つの政策分野を柱として、それぞれ「現状と課題」、「目指す姿」、「目指す姿を実現するための取組の方向性」、「取組にあたっての役割分担」、「具体的な推進方策」に分けて示しています。

# 第1章 岩手の教育をめぐる状況

## 1 岩手の教育の歩み

我が国の近代学校教育は、明治5年(1872年)に公布された学制により開始され、2022年で150年目を迎えます。

この150年の長きにわたる教育史の中で、特に昭和22年(1947年)に制定された教育基本法は、教育の機会均等や教育水準の向上を図ることにより、我が国の発展に大きく貢献し、豊かな経済社会や国民の安心な生活を実現する大きな原動力となりました。

しかし、制定から半世紀以上が経過し、少子高齢化の進展など、教育をめぐる状況も大きく変化してきたことから、教育改革に向けた新たな一歩として、平成18年(2006年)に教育基本法の大きな改正が行われました。

この改正教育基本法の目的や目標を踏まえて策定された国の教育振興基本計画に基づき、「自立」「協働」「創造」を実現する生涯学習社会の構築を目指すという理念の下、様々な教育政策が推進されてきています。

平成25年(2013年)からは、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣主導の「教育再生実行会議<sup>1</sup>」による議論が新たに始まるなど、社会全体での教育改革が進められてきています。

岩手県では、多くの教育関係者のたゆまぬ研鑽の積み重ねによって築かれ、これまで培われてきた岩手の教育の優れた伝統と基盤を継承しながら、時代とともに変化する様々な教育を取り巻く環境や多様なニーズに対応するための取組を進めてきました。

具体的には、平成27年(2015年)に50周年を迎えた地域ぐるみで子どもたちを育む岩手県独自の教育振興運動<sup>2</sup>の基盤があります。

また、平成17年(2005年)には、11月1日を「いわて教育の日」と定める「いわて教育の日に関する条例」が制定され、県民一人ひとりが教育の重要性を再認識し、岩手県における教育のあり方を考える契機となるよう、「いわて教育の日<sup>3</sup>」のつどいをはじめとする様々な行事が毎年行われてきています。

学校教育では、平成19年(2007年)から全国学力・学習状況調査<sup>4</sup>の実施が始まっています。

岩手県が独自に毎年実施している「県小・中学校学習定着度状況調査<sup>5</sup>」も併せて、

子どもたちの学習状況をきめ細かく把握するとともに、「わかる授業<sup>6</sup>」の実践に向けて、組織的な教員の授業力の向上や、家庭学習の充実などに取り組んできました。

また、PDC Aサイクル<sup>7</sup>に基づく目標達成型の学校経営を推進する「いわて型コミュニティ・スクール構想<sup>8</sup>」など、地域を主体として教育課題の解決に取り組む教育振興運動だけでなく、学校を主体とした新たな家庭、地域との協働を推進してきました。

社会教育では、平成 13 年（2001 年）に県立美術館が新たに整備され、平成 18 年（2006 年）には、県立図書館の移転整備による機能強化を図るなど、県民が生涯を通じて学び続けられるような環境づくりに努めてきました。

スポーツでは、平成 28 年（2016 年）に「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」が開催され、県民の力強い応援によって後押しされた岩手県の生徒の輝かしい活躍などもあり、県民総参加により盛会裏に終了することができました。

この大きな成果は、子どもたちが希望を持ってスポーツに親しむきっかけとなるなど、未来を切り拓くレガシー（財産）として次世代に引き継がれています。

また、平成 19 年（2007 年）からスタートした「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業<sup>9</sup>」の修了生が 2018 年平昌オリンピックに出場して入賞するとともにワールドカップで優勝するなど、オリンピックや世界大会で活躍する選手、アメリカのメジャーリーグや日本プロ野球で活躍する選手など、世界や全国を舞台に活躍する岩手県出身の選手が続々と輩出されてきています。

子どもたちが憧れる岩手県出身の選手たちの活躍は、岩手の子どもたちに、将来に夢を持ち努力することの大切さを、身近に感じさせてくれています。

文化芸術では、平成 23 年（2011 年）6 月に中尊寺・毛越寺などの「平泉の文化遺産」が、平成 27 年（2015 年）7 月に釜石市の橋野鉄鉦山・高炉跡などの「明治日本の産業革命遺産」がそれぞれ世界遺産に登録され、現在は、一戸町の御所野遺跡などの「北海道・北東北の縄文遺跡群」が新たに世界遺産登録を目指しています。

平成 21 年（2009 年）9 月に花巻市の「早池峰神楽」が、平成 30 年（2018 年）11 月に大船渡市の「吉浜のスネカ」を含む「来訪神：仮面・仮装の神々」がユネスコの無形文化遺産として登録されるなど、岩手県に伝わる文化芸術が世界的に認められてきています。

また、子どもたちの文化芸術活動においても、県立不来方高校音楽部が全日本合唱コンクールにおいて最高賞である文部科学大臣賞を 3 年連続で受賞するなど、多くの子どもたちが個性と創造性あふれる素晴らしい活躍を見せています。

#### 【用語解説】

<sup>1</sup>教育再生実行会議：21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築するための有識者会議として、平成25年（2013年）1月に内閣により設置され、定期的開催。

<sup>2</sup>教育振興運動：岩手県において昭和40年（1965年）から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

<sup>3</sup>いわて教育の日：平成17年（2005年）4月から施行された「いわて教育の日に関する条例」により、11月1日を「いわて教育の日」、11月1日から7日までを「いわて教育週間」とすることが定められ、毎年、「いわて教育の日」のつどいをはじめ、学校開放やスポーツフェスティバル、文化祭など、様々な関連行事を各地域で行われている。

<sup>4</sup>全国学力・学習状況調査：小・中学生の学力や学習状況を把握するために文部科学省が実施する調査。平成19年度（2007年度）から、小学6年生と中学3年生の児童生徒を対象に行われる。国語、算数・数学、理科、英語の学力調査（理科は平成24年度（2012年度）から、英語は2019年度から3年に1度の実施）と、生活習慣・学習環境に関するアンケート調査。

<sup>5</sup>県小・中学校学習定着度状況調査：県内の小・中学生の学力や学習状況を把握するために岩手県教育委員会が実施する調査。平成15年度（2003年度）から行われており、小学校及び義務教育学校第5学年に対しては、国語・算数・理科・社会、中学校第2学年及び義務教育学校第8学年に対しては、国語・社会・数学・理科の学力調査。また、意識・取組状況調査として、児童生徒質問紙と学校質問紙がある。

<sup>6</sup>わかる授業：授業の目標が児童生徒一人ひとりの中で課題化され、解決に向けた主体的な活動を通して、児童生徒が課題を解決できる授業。児童生徒が「わかった!」「なるほど!」とより深い理解ができるような授業が展開されるよう日々授業改善に取り組み、その実現を目指しているもの。

<sup>7</sup>PDCAサイクル：計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）を繰り返すことにより、業務を継続的に改善していく手法の一つ。学校においても組織マネジメントやカリキュラム・マネジメント等においてPDCAサイクルを繰り返すことで改善を図っていくことを目指しているもの。

<sup>8</sup>いわて型コミュニティ・スクール構想：各学校が作成する検証可能な目標達成型（PDCAによる）の経営計画（「まなびフェスト」）を生かして、学校、家庭、地域で共有し、協働する学校経営を展開する岩手県独自の取組。

<sup>9</sup>いわてスーパーキッズ発掘・育成事業：スポーツ医・科学理論によって裏付けられたサポートを基盤として、素質ある児童生徒の早期発掘・能力開発と系統的・継続的な育成強化により、競技力の向上を図り、ナショナルトップアスリートの輩出を目指すもの。



### ① 人口減少・少子化・高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20 年（2008 年）をピークとして減少局面にあり、2030 年にかけて 20 代、30 代の若い世代が約 2 割減少し、65 歳以上が総人口の 3 割を超えるなど、生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

また、小・中・高・特別支援学校の児童生徒数も、少子化の影響から、近年減少傾向にあり、平成 29 年（2017 年）の調査結果では、小学校及び中学校において過去最少となっています。

岩手県においても、人口は平成 9 年（1997 年）以降減少を続け、平成 30 年（2018 年）は 124 万 5 千人と、ピークであった昭和 60 年（1985 年）の約 145 万人と比べ、約 14%減少しています。

小・中・高・特別支援学校の児童生徒数についても、昭和 56 年（1981 年）の 26 万 4 千人をピークに、年々減少を続け、平成 30 年（2018 年）には 12 万 7 千人と、ピーク時に比して 52%も減少し、今後さらに減少することが見込まれています。

小・中・高・特別支援学校の児童生徒数が減少し、学校の統廃合や小規模化が避けられない中で、学校における教育の質の保証と学ぶ機会の保障をしっかりと確保していくとともに、人口減少社会の中で、生涯にわたって学び、地域で活躍し続けることができる環境づくりなどが求められています。

### ② 急速な技術革新への対応

高度情報化の進展により、スマートフォンなど I C T の利活用が世代を超えて広がってきています。

例えば、超スマート社会（Society5.0）<sup>1</sup>の実現に向けて、「人工知能（A I）」や、あらゆるモノをインターネットとつなぐ「I o T<sup>2</sup>」、個々のニーズに即したサービスの提供等が可能となる「ビッグデータ<sup>3</sup>」の活用など、私たちの生活に質的な変化がもたらされてきています。

こうした急速な技術革新により、社会や生活が大きく変化していく中で、様々な可能性を持つ子どもたちを、変容する社会に適応した新たな価値を創造できる人材に育成していくことが求められています。

### ③ グローバル化の進展

グローバル化が進展し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化中、多様で持続可能な社会の構築に向けた教育の理念がますます重要になっています。

特に、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共存していくためには、自らの国や地域の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが求められています。

#### ④ 子どもを取り巻く社会経済的な課題への対応

家庭の経済状況による子どもの学習環境や進学等への影響が指摘されています。

意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により進学等を断念せざるを得ないなど、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な学習環境の整備と教育の機会均等を図っていくことが重要です。

#### ⑤ 地域間格差の拡大

人口の東京への一極集中の傾向が加速し、東京圏とその他の地域との間では、一人当たりの県民所得等に差が生じています。

大学進学率についても、都市部では高く地方では低い傾向が見られるなど、地域差が生じており、広い県土を持つ岩手県においても、地域間格差のない学びの環境づくりが求められています。

#### ⑥ 東日本大震災津波からの復旧・復興

岩手県は平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に東日本大震災津波により、沿岸部を中心に甚大な被害を受けました。

東日本大震災津波からの復旧・復興に向け、国内外から多くの支援をいただきながら、県民一丸となって復旧・復興に取り組んでいるところです。

この教訓を後世にしっかりと伝承し、安全・安心な地域社会の構築に向け、県内外に発信していく責務が、岩手県にはあります。

#### 【用語解説】

<sup>1</sup> 超スマート社会（Society5.0）：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）で、必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かくに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、我が国が目指すべき未来社会の姿として、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において初めて提唱された。

<sup>2</sup> I o T：Internet of Things（モノのインターネット）の略。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

<sup>3</sup> ビッグデータ：従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。

前述したとおり、人口減少や少子高齢化が進行し、AIやIoTなどの急速な技術革新への対応が迫られるなど、社会や生活が大きく変化しています。

このような時代を豊かに生き、未来を拓く多様な人材を育成していくためには、学校教育において、基礎的・基本的な学力を確実に習得させるなど、時代を超えても変わらない教育の基盤となる「不易」の部分を継続していく必要があります。

また、人口減少社会や高度情報化社会、グローバル化社会など、様々な環境変化に対応できるような教育の一層の「変革」もしっかり進めていく必要があります。

さらに、人生100年時代<sup>1</sup>や超スマート社会（Society5.0）を迎えるにあたり、一人ひとりの人生が豊かで活気のある地域社会を持続していくためには、文化・スポーツ活動なども含めた、生涯にわたって学び続けられる環境づくりが求められています。

こうした教育の変革や環境づくりを進めていくうえで、近年、ブータンをはじめ世界の国々や国際機関において、人々の「幸福度」に着目した研究やその政策への活用が進められています。

経済的な尺度だけでは測ることができない心の豊かさや、地域と人のつながりなどを大切にし、一人ひとりの幸福度を高める社会づくりという視点が求められてきています。

幸い、岩手県には、県民一丸となって取り組んできた復興の実践で培われた一人ひとりの幸福を守り育てる姿勢と「つながり」を大切にしてきた強みがあります。

このため、県では、県民一人ひとりが互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、「岩手の幸福に関する指標」研究会<sup>2</sup>から示された「主観的幸福感に関する12の領域」をもとに、「健康・余暇」、「家族・子育て」、「教育」、「居住環境・コミュニティ」、「安全」、「仕事・収入」、「歴史・文化」、「自然環境」とこれらの分野を下支えする共通的土台としての「社会基盤」、「参画」を加えた10の政策分野を設定し、一人ひとりの幸福を守り育てる取組を展開していくこととしました。

そこで、本計画においても、県民一人ひとりが互いに支え合いながら、「幸福」を守り育てる社会を岩手から創り上げていくという視点で取り組んでいくべき教育の現状・課題と今後の方向性について洗い出すとともに、未来を拓く多様な人材を育成するための「学校教育」と、家庭の教育力の向上を図り、生涯にわたって様々な形で学び続けられる環境を整える「社会教育・家庭教育」の2つの大きな政策分野に体系化することとしました。

なお、この「学校教育」と「社会教育・家庭教育」は密接に関係していることから、社会教育施設等を活用した学習の場や、学校・家庭・地域が連携した活動など、「学校教育」と「社会教育・家庭教育」が相互に連携し、一体的に岩手県の教育を支えていく取組を進めていくことが重要となります。

## (1) 学校教育における現状と課題

### ① 子どもたちをめぐる課題

- ・ 社会と連携・協働し、新しい時代に必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、新学習指導要領<sup>3</sup>が2020年度から順次実施されます。

このことに伴い、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進と、小学校の外国語教育などの新しい教科等へ対応していくことが求められています。

- ・ 全国学力・学習状況調査結果では、「授業の内容が分かる」と答える児童生徒が継続して増加しています。

一方で、特定の教科について全国平均との学習定着度の差が生じているほか、全国と比較して家庭学習時間が少ない現状にあることから、家庭学習の定着や教員の授業力向上への取組が課題となっています。

- ・ 携帯電話やスマートフォンなどが子どもたちにも急速に普及したことで、多様な情報に触れることが容易になってきています。

一方で、SNS<sup>4</sup>（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用により犯罪に巻き込まれる事例や、インターネット上での誹謗中傷が深刻化するなどの問題が顕在化してきており、情報モラル教育をはじめ、子どもたちが適切に情報を取り扱う能力や、情報社会に主体的に対応する力を育成していくことが学校教育にも求められています。

- ・ 平成28年（2016年）に開催された希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を契機として、児童生徒の運動やスポーツに対する意識が高まってきている中で、運動時間の多い児童生徒の割合や運動能力の高い児童生徒の割合が全国平均を上回っています。

一方で、冬期間の運動量の減少やバス・自家用車による移動の影響もあり、肥満傾向の児童生徒が全国平均を上回っているなど、運動に積極的に取り組む子どもと、そうでない子どもとの二極化傾向が進んでいるため、全ての子どもたちに運動習慣を定着させる取組が求められています。

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある中で、一人ひとりの子どもの障がいの状態や発達の段階に応じた支援・指導が求められています。
- ・ 学校において積極的な認知を進めてきた結果、いじめの認知件数が増加してきており、いじめを一因とする自殺等の重大な事案の発生を防止するためにも、いじめの未然防止とともに早期に認知したいじめ事案に対して組織的な指導体制のもとで適切に対処していくことが、今後、なお一層求められています。
- ・ 暴力行為の発生件数は、いじめの積極的な認知の促進に伴い、けんかなどのいじめも暴力行為として計上されることとなったことにより増加傾向にあるものの、全国水準よりも低く推移しており、今後も引き続き暴力行為の未然防止、早期発見・早期対応に力を入れて取り組む必要があります。
- ・ 1000人当たりの不登校児童生徒数は、全国の中でもトップクラスの低い水準を維持しているものの、その要因や背景が多様・複雑であることから実態把握をしっかり行い、引き続き心のサポートや相談体制の充実に取り組む必要があります。

## ② 教員の人材確保と育成

- ・ 定年による教員の大量退職や志願者数の減少などにより、全国的な教員不足が顕在化してきています。

岩手県においても、今後、教員の大量退職が続くことが見込まれていることから、多様な評価に基づく採用選考試験などにより、高い志を持つ有為な教員の確保を図っていく必要があります。

- ・ 教員の資質能力の向上は、主として現場における実践の中で知識・技能が伝承されることにより行われてきました。

今後、教員の大量退職により、新採用職員等の増加が見込まれること等から、教員のスキルを組織的にどのように継承していくかということなどが課題となっています。

## ③ 教員の勤務環境の改善

- ・ 社会状況の変化や保護者からの期待の高まり等を背景として、教員の負担が増加し、日々子どもと接しその人格形成に関わっていくという使命を果たすことが困難となっていており、質の高い学校教育を継続させていくことが課題となっています。

このため、今までの献身的教師像を前提とした学校の組織体制を改善し、教員と他の専門スタッフ等が連携した「チームとしての学校<sup>5</sup>」を推進するなど、学校における働き方改革を進めていく必要があります。

## ④ 高校卒業後の進学や就職を取り巻く環境

- ・ 平成29年(2017年)3月の県内高校卒業生の大学等への進学率は43.6%で、全国平均の54.8%に対し低い水準にあります。

一方で、年々大学等への進学率が増加している傾向にある中で、高校と大学の円滑な学びの接続や、2020年度から導入される大学入学共通テストなどの大学入試制度改革への対応が求められています。

- ・ 労働市場構造や若者の職業観が変容してきている中、生産年齢人口の減少による全国的な人材獲得競争が激しさを増しています。

岩手県でも、近年、北上川流域を中心に自動車や半導体関連産業などの産業集積が急速に進み、県内企業の人材不足が深刻化している中で、平成29年(2017年)3月の県内高校卒業生の県外企業等への就職率は、全国平均が18.8%であるのに対し、32.2%と依然高い傾向にあります。

地域産業を支える人材を確保していくためには、岩手でも確かな雇用の機会が得られ、魅力ある企業が多数あることを子どもたちや保護者・教職員が十分に理解することが重要です。

このため、大学等卒業後のU・Iターン等も見据えたキャリア教育など、産業界とも連携した取組を充実させていくことが求められています。

#### ⑤ 学校の統廃合や施設の老朽化

- ・ 児童生徒数が減少し、学校の統廃合や小規模化が進行する中で、教育の質の保証と学ぶ機会の保障を推進していく必要があります。

また、学校施設や社会教育施設の老朽化が進行していることから、計画的に施設の改修を行うなど、児童生徒が安心して学べる施設整備を進める必要があります。

## (2) 社会教育・家庭教育における現状と課題

### ① 家庭の状況変化

- ・ 三世帯世帯の割合が減少し、ひとり親世帯が増加傾向にあるため、子育ての悩みなどを身近に相談できる相手がいない家庭が増加しているなど、子育て世帯をめぐる環境が変容してきています。

教育を学校や他人に任せがちな保護者や、子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者に対して、地域と連携して家庭教育の重要性の啓発を図るなど、学校だけではなく、社会全体の教育力を向上させていくことが必要です。

### ② 地域コミュニティの変化

- ・ 都市部における人間関係の希薄化や、農村部における人口減少などにより地域コミュニティの力が低下してきており、地域の課題を地域で解決できなくなっている傾向にあります。

このため、教育振興運動などを通じた学校運営への参画や、文化芸術・スポ

ーツなども含めた生涯学習を通じた地域活動やボランティア活動などの活性化を促すことにより、地域コミュニティの維持向上が図られていくことが期待されます。

### ③ 人生 100 年時代の到来

- 健康志向の高まりや医療体制の充実等により、平均寿命が著しく伸長し、今後、人生 100 年時代の到来が予測されている中、情報化やグローバル化の進展に伴う新しい知識・技術の習得、心の豊かさにつながる学びや生きがいがづくりなど、生涯にわたった多様な学習ニーズが高まっています。

また、少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する中では、生涯にわたって自ら学習し、学んだ知識や技能を生かして、地域課題の解決に取り組むなど、地域社会に貢献し続ける人材が求められています。

このため、多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたって地域で活躍してもらうための学び続けられる環境づくりが今まで以上に重要となっています。

### ④ 文化芸術・スポーツへの関心の高まり

- 文化芸術では、「平泉の文化遺産」や「釜石市の橋野鉄鉱山・高炉跡」が世界遺産に登録されるなど、岩手県の風土や伝統に根差した文化芸術が世界的に認められてきています。

また、スポーツでも、平成 28 年（2016 年）に開催した「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」に始まり、ラグビーワールドカップ 2019<sup>TM</sup>の釜石開催や、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを通じて、県民のスポーツへの関心が年々高まってきています。

地域における文化芸術やスポーツは、触れる機会が増えることにより、子どもたちの心身の健やかな成長に加え、地域への誇りや愛着を深めるきっかけになるとともに、それに関わる地域の人々の生涯を通じた学びにもつながっていくことから、学校教育だけでなく社会教育の面でも重要な役割を担います。

#### 【用語解説】

<sup>1</sup>人生 100 年時代：100 歳まで人生が続くのが当たり前となる時代のことで、リンダ・グラットン著「LIFE SHIFT -100 年時代の人生戦略」が世界中で話題となったもの。ある海外の研究では、2007 年に日本で生まれた子どもの半数が 107 歳より長く生きると推計されている（人生 100 年時代構想会議）。

<sup>2</sup>「岩手の幸福に関する指標」研究会：岩手の幸福に関する指標の策定等に当たり、専門的観点から研究・調査を行うために平成 28 年（2016 年）4 月に県が設置した研究会。

<sup>3</sup>新学習指導要領：平成 28 年度（2016 年度）に改訂された学習指導要領で、2020 年度から小学校、2021 年度から中学校、2022 年度から高等学校で全面実施される予定。

<sup>4</sup>SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称。

<sup>5</sup>チームとしての学校：複雑化・多様化した学校の課題に対応し、子どもたちの豊かな学びを実現するため、教員が担っている業務を見直し、専門能力スタッフが学校教育に参画して、教員が専門能力スタッフ等と連携して、課題の解決に当たることができる体制。

## 第2章 目標・取組の視点

### 1 目標

#### ■ 基本目標

## 学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり

少子高齢化や高度情報化、社会経済のグローバル化が急速に進展し、人口減少社会へ突入していくことは避けられない状況となっています。

このような中、資源に乏しい我が国が将来にわたって飛躍していくためには、人こそが最大の資源であり、個性や能力を発揮し、生き生きと活躍できる人材を社会全体で育てていくことが不可欠です。

未来の岩手をつくるのは、未来に生きる今の子どもたちです。

人口減少が止まらず、ふるさと振興への期待が高まる中、子どもたち一人ひとりの人格の完成と夢の実現を支え、新たな社会を創っていく担い手として育てていくことが、これからの岩手の未来を拓く礎となります。

また、人生100年時代を迎えるにあたり、生涯を通じた学び直しやキャリアアップを通じて元気に活躍し続け、何歳になっても未来に夢と希望をもって暮らすことができる社会を実現していくことが、今後ますます重要となってきます。

これらのことを県民一人ひとりが再認識し、岩手らしさである多様な豊かさとながりの中での「学び」と、東日本大震災津波を経験し、世界中の人々からの応援に支えられながら県民一丸となって復興に取り組んできた「絆」の力のもと、全ての人々が自らも学び続け、その成果を地域づくりに還元しながら、主体的・相互的に教育に携わっていく県民総参加の「社会を創造する人づくり」を実現していくことが必要です。

また、県民が一丸となった取組を進めるためにも、県教育委員会においては、全ての教職員に対して教育に携わる職業人として倫理観、使命感の一層の醸成に努めながら、県民の皆様からの信頼と期待に応えていきます。



今後5年間の岩手の教育振興は、「学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり」を基本目標に、「学校教育」と「社会教育・家庭教育」を柱とする、次の2つの「目指す姿」の実現に向け、教育関係者等の力を結集してその実現に一体となって取り組んでいきます。

## 目指す姿

### 1 学校教育における目指す姿

子どもたちが、地域とともにある学校において自ら生き生きと学び、夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けています。

岩手県には、多くの偉人を育んできた人づくりの土壌があります。

岩手の地にしっかりと足をつけ、リーダーとして地域を支える人材や、全国・世界の舞台上で活躍しながら岩手とのつながりを持ち続ける人材が、この岩手の地から数多く輩出されてきていることにより、将来に夢を持ち努力し続けることの大切さを、岩手の子どもたちも身近に感じることができるようになってきています。

様々な可能性を秘めた子どもたちが、地域の歴史や文化などに触れながら自己を実現するための夢や希望を持って育ち、将来、岩手で、世界で活躍していくための教育を進めていくことは、次世代の子どもたちが郷土への愛着や誇りを育むことにもつながっていきます。

夢に向かって歩んでいく子どもたちを育てていくことが教育の使命です。

そのためには、岩手が持つ自然環境や様々な歴史、文化の資源など、多様な豊かさや地域とのつながりの中で、知・徳・体を総合的に兼ね備えた社会を創造する能力を育てる人間形成を目指し、岩手の子どもたちに「生きる力」をしっかりと身に付ける学びを実践していきます。

そして、紡がれた子どもたちの夢の広がり、豊かで希望あふれる岩手の未来を持続可能なものにしていきます。

県民が、主体的・相互的に連携し、助け合うことにより、家庭教育力の向上に努めるとともに、地域課題の解決に向けた取組や、文化芸術・スポーツ活動などへの参加により、生涯を通じて楽しく学び、生き生きと生活しています。

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。

岩手県では、子育て期の男性の家事参加率が高い状況にありますが、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境が大きく変容してきています。

また、健康志向の高まりや医学の進歩、生活水準の向上等により、長寿化に伴う「人生100年時代」の到来が近づいてきています。

長い人生を健康で心豊かに生きていくためには、生涯にわたって、生き生きと自ら学び続けられる環境づくりが求められています。

地域づくりや文化芸術・スポーツ活動への参加などを通じて、いつまでも元気に社会の中で活躍し続けることは、豊かで活気のある地域社会の形成にも貢献することにつながります。

県民一人ひとりが学び続けていくことにより、自らの生活を充実させるとともに、人生の先輩として、子育てや家庭教育の支援につながる活動など、地域の子どもの育成にも関わってもらうことが大切です。

そのことが、岩手県の人と人とのつながりを大切にする「結（ゆい）」の精神と「絆」の力のもと、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動による学校と家庭・地域の協働など、県民総参加の「社会を創造する人づくり」の実現にもつながっていきます。

基本目標のもと、2つの目指す姿を県民ぐるみで実現していくために、教育行政を推進していくうえで重要なポイントとなる3つの取組の視点を掲げます。

## 視点1

## 岩手だからこそできる教育、やるべき教育の推進

岩手には豊かな自然環境や、世界遺産である「平泉の文化遺産」や「釜石市の橋野鉄鉱山・高炉跡」に代表される様々な文化財や伝統文化、政治、学術・文化など多彩な分野において、多くの偉人を輩出してきた歴史などがあります。

また、「結（ゆい）」の精神や、50年以上の長きにわたり地域ぐるみで岩手の子どもたちを育ててきた教育振興運動など、人と人とのつながりを大切にしてきた土壌もあります。

このような多様な豊かさや長い歴史の中で引き継がれてきた地域コミュニティの力など、岩手ならではの強みがある一方で、児童生徒の減少により学校の統廃合や小規模化が進む中、広い県土や多くの中山間地を持つ岩手県では、地域格差のない教育の質の保証と学ぶ機会の保障などが求められています。

このため、岩手ならではの強みを最大限に生かしながら、岩手特有の課題にもしっかりと取り組んでいく「岩手だからこそできる教育、やるべき教育」を、学校教育と社会教育・家庭教育に取り組んでいくための重要な視点としてしっかりと位置付け、教育行政の果たすべき責務として推進していきます。

岩手県は平成23年（2011年）3月11日に東日本大震災津波を経験し、多くの尊い命が犠牲になり、子どもたちにも深い悲しみと心の傷を与え、多くの学びの場が奪われました。

忘れることができない大変つらい経験ではありましたが、その一方で、自然の怖さや命の大切さ、困難に直面してもあきらめることなく自ら考え行動する力、人とのつながりや助け合いの重要性など、多くの教訓を残してくれました。

この経験や教訓を学びに変え、後世に語り継いでいくことも、まさに、「岩手だからこそできる教育、やるべき教育」の実践です。

## 視点2

### 郷土に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材を育成

人口減少や少子高齢化が急速に進行し、生産年齢人口が減少する中、全国的に様々な産業の分野において、慢性的な人手不足が懸念されています。

岩手県においても例外ではなく、農林水産業や医療・福祉・介護、商工業分野などの人材不足が深刻化しています。

このような深刻な人材不足の中で、第4次産業革命<sup>1</sup>やグローバル化の進展など、急激に変化する時代に対応し、持続的に発展が可能な地域社会を形成していくためには、地域産業を支えていく人材を、岩手の教育の中でしっかりと育成していくことが急務です。

そのためには、郷土への誇りや愛着を育む教育が重要であり、郷土への誇りや愛着は、郷土に住みながら郷土をもっと良くしていきたいという「ふるさと振興」の意識を一層高めることにつながっていきます。

また、県外や外国で生活していても、郷土への思いや、これまでのつながりが様々な形となって、岩手の発展を支援することにつながっていくものと期待されます。

このため、「郷土に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材を育成」という視点で、学校教育と社会教育・家庭教育に取り組んでいきます。

## 視点3

### 学びの場の復興の更なる推進

東日本大震災津波の発災から8年が経過しましたが、被災した方々が安心して心豊かに暮らせる生活環境の実現に向け、支援体制を継続していくことが重要です。

教育分野においても、被災した学校施設の復旧整備は進んでいますが、県民の学びの場となる野外活動センターや公民館等、まだ復旧できていない社会教育施設が残っています。

また、被災した児童生徒の就学支援や心のサポートについては、今後も継続していく必要があります。

さらには、「いわての復興教育」などによる地域の復興・防災に関する教育や、学校・家庭・地域が協働したコミュニティの再生などの地域の創生に、長期的な視点に立って、引き続き取り組んでいくことが求められています。

このため、「学びの場の復興の更なる推進」の視点に立って、県政の最重要課題の一つである東日本大震災津波からの復興を着実に推進していきます。

**【用語解説】**

<sup>1</sup>第4次産業革命：人工知能（AI）やIoT、ロボットなどのIT技術によって、製造業を中心に産業構造を大きく転換しようとする動き。

### 3 「いわて県民計画（2019～2028）」との柱立て項目の関係

「いわて県民計画（2019～2028）」との柱立て項目の関係を次のとおり整理します。

#### いわて県民計画（2019～2028）

幸福を守り、育てる 10 の政策分野

##### I 健康・余暇

5 生涯を通じて学び続けられる場づくり

##### II 家庭・子育て

6 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

7 地域コミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもを教え、育む仕組みづくり

##### III 教育

11 【知育】児童生徒の確かな学力の育成

12 【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成

13 【体育】児童生徒の健やかな体の育成

14 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進

15 いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校づくり

16 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質向上の推進

18 地域に貢献する人材の育成

##### IV 居住・コミュニティ

##### V 安全

##### VI 仕事・収入

##### VII 歴史・文化

41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境づくり

##### VIII 自然環境

##### IX 社会基盤

##### X 参画

#### 教育振興計画

学校教育と社会教育・家庭教育の2つの政策分野

##### II 社会教育・家庭教育

11 生涯にわたり学び続ける環境づくり

10 子育て支援や家庭教育支援の充実

9 学校と家庭・地域との協働の推進

##### I 学校教育

2 確かな学力の育成

3 豊かな心の育成

4 健やかな体の育成

5 特別支援教育の推進

6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応

7 学びの基盤づくり

8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

##### II 社会教育・家庭教育

12 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承

## 第3章 具体的な施策の内容

本章では、第2章で示したとおり、「学校教育」と「社会教育・家庭教育」の2つの政策分野における、今後5年間に実施する12の具体的な施策の内容について、それぞれ次のとおり示します。

### Ⅰ 学校教育

#### 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

##### (1) 現状と課題

- 1 東日本大震災津波発災からの時間の経過による記憶の風化や、震災後の様々な社会状況の変化を踏まえ、震災の経験や教訓を生かした「いわての復興教育<sup>1)</sup>」を引き続き推進していく必要があります。
- 2 人口減少・少子高齢化の進行や岩手県の産業集積の進展を背景に、ふるさと振興の推進や、岩手県の地域づくりや産業を担う人材を育成するため、児童生徒や保護者に対し地域産業を支える地元企業への理解や関心を高める取組などにより、キャリア教育を推進する必要があります。
- 3 岩手県は、司馬遼太郎の著書の中で「明治以降の日本における最大の人材輩出県」と記されているなど、政治家や学問・思想の世界の優れた人物をはじめ多くの偉人を育ててきた人づくりの土壌がある県であることから、岩手県の子どもたちに岩手とゆかりがあることの誇りやふるさとへの愛着を醸成していく必要があります。
- 4 グローバル化、情報化社会が進展する中、広い視野を持って岩手と世界をつなぐ人材（グローバル人材）、国際的な視点を持って地域で活躍する人材（グローバル人材<sup>2)</sup>）、イノベーション<sup>3)</sup>を創出する人材の育成や、優れた才能・個性を伸ばす教育環境を整備していくことが求められています。

## (2) 目指す姿

- 1 「いわての復興教育」の推進により、児童生徒が復興教育の理念に基づく「いきる」「かかわる」「そなえる」<sup>4</sup>という3つの教育的価値を身に付けています。
- 2 産業界とも連携し、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育・職業教育の推進により、社会人・職業人として自立するために必要な基礎的素養や、社会の変化に対応し主体的に人生設計を立てて進路を選択できる能力が身に付いています。
- 3 英語をはじめとした外国語教育の強化や国際理解を促進するための交流事業の推進により、世界や地域で活躍するグローバル人材、グローバル人材が育っています。
- 4 科学技術やものづくり・理科・数学などに対する関心を高めるための教育環境整備の推進により、岩手の産業や地域を支える人材、世界で活躍する人材など、優れた才能をもった児童生徒が育っています。

### 【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値					（参考値） 2023
		2019	2020	2021	2022		
① 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	(2018) 小 86.5% 中 73.2%	小 86.7% 中 74.0%	小 87.0% 中 74.5%	小 87.5% 中 75.5%	小 88.0% 中 76.0%	小 88.5% 中 76.5%	
② 自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合	(2018) 小 66% 中 52% 高 51%	小 68% 中 54% 高 52%	小 70% 中 56% 高 54%	小 72% 中 58% 高 58%	小 74% 中 60% 高 62%	小 76% 中 62% 高 66%	
③ 中学3年生、高校3年生において求められている英語力を有している生徒の割合	中 37% 高 36%	中 39% 高 38%	中 42% 高 41%	中 46% 高 45%	中 50% 高 50%	中 50% 高 50%	
④ 高卒者の県内就職率	65.8%	84.5%	84.5%	84.5%	84.5%	84.5%	



### (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 「いわての復興教育」の推進

- ・ 震災の経験や教訓を学校教育に生かし、岩手の復興・発展を支える子どもたちを育成するため、内陸部と沿岸部の学校間、小・中・高・特別支援学校の異校種間の交流による学習や、家庭・地域・関係機関等と連携した取組の充実を図ります。
- ・ 様々な社会状況の変化に対応し、復興教育を充実させるため、発表会の開催や、「いわての復興教育」プログラムの見直しにより副読本を改訂し、教科横断的な復興教育を推進します。
- ・ 地域の状況に応じ、自他の命を守り、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を子どもたちに育成するため、学校・家庭・地域・関係機関等が連携し、県内全ての学校が子どもたちの発達段階に応じた防災教育に取り組めます。

#### 2 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進

- ・ 郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加を促す取組を推進します。
- ・ 児童生徒が地域を理解し、地域に貢献する態度を育成するため、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組を推進します。

#### 3 キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

- ・ 児童生徒が自らのあり方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を育成するため、各学校で「キャリア教育全体計画<sup>5</sup>」を策定し、計画的・組織的にキャリア教育に取り組めます。
- ・ 児童生徒の職業観や勤労観を育成するため、発達段階に応じて職場体験、インターンシップ等の体験的な学習の充実と質的向上を図ります。
- ・ 児童生徒や保護者、教員の地域企業等への理解や関心を高めるため、県内の産業界等と連携し、企業見学会やガイダンスの開催などに取り組めます。
- ・ 児童生徒が夢を追い求め、社会や経済について理解を深めるため、外部人材等を活用したライフデザインに関する講演会や、社会人と交流を深める取組などを推進します。

#### 4 岩手と世界をつなぐ人材の育成

- ・ 児童生徒の異文化への理解を深めるため、海外への修学旅行や海外派遣等による国際交流の機会、県内に居住する外国人・留学生等との交流を深める体験機会の拡充などに取り組みます。
- ・ 児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上を図るため、小学校教員の英語指導力向上に向けた実践的な研修の充実や中学校・高等学校における教員研修の改善、児童生徒の学習意欲の向上に向けた外部検定試験の活用やイングリッシュキャンプ<sup>6</sup>の実施などを推進します。

#### 5 イノベーションを創出する人材の育成

- ・ 専門人材の活用による講演や研究事業等を活用し、理科・数学への関心を高め、児童生徒の科学技術・ものづくりへの探究心を高める取組を行います。
- ・ 産業界と連携し、これからの技術革新に対応するために求められる資質・能力について共通理解を図り、専門技能等の習得に向けた教育を充実させます。

### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、「いわての復興教育」プログラムや「いわてキャリア教育指針」に示されている考え方にに基づき、それぞれの実情に応じて、復興教育及びキャリア教育に取り組みます。

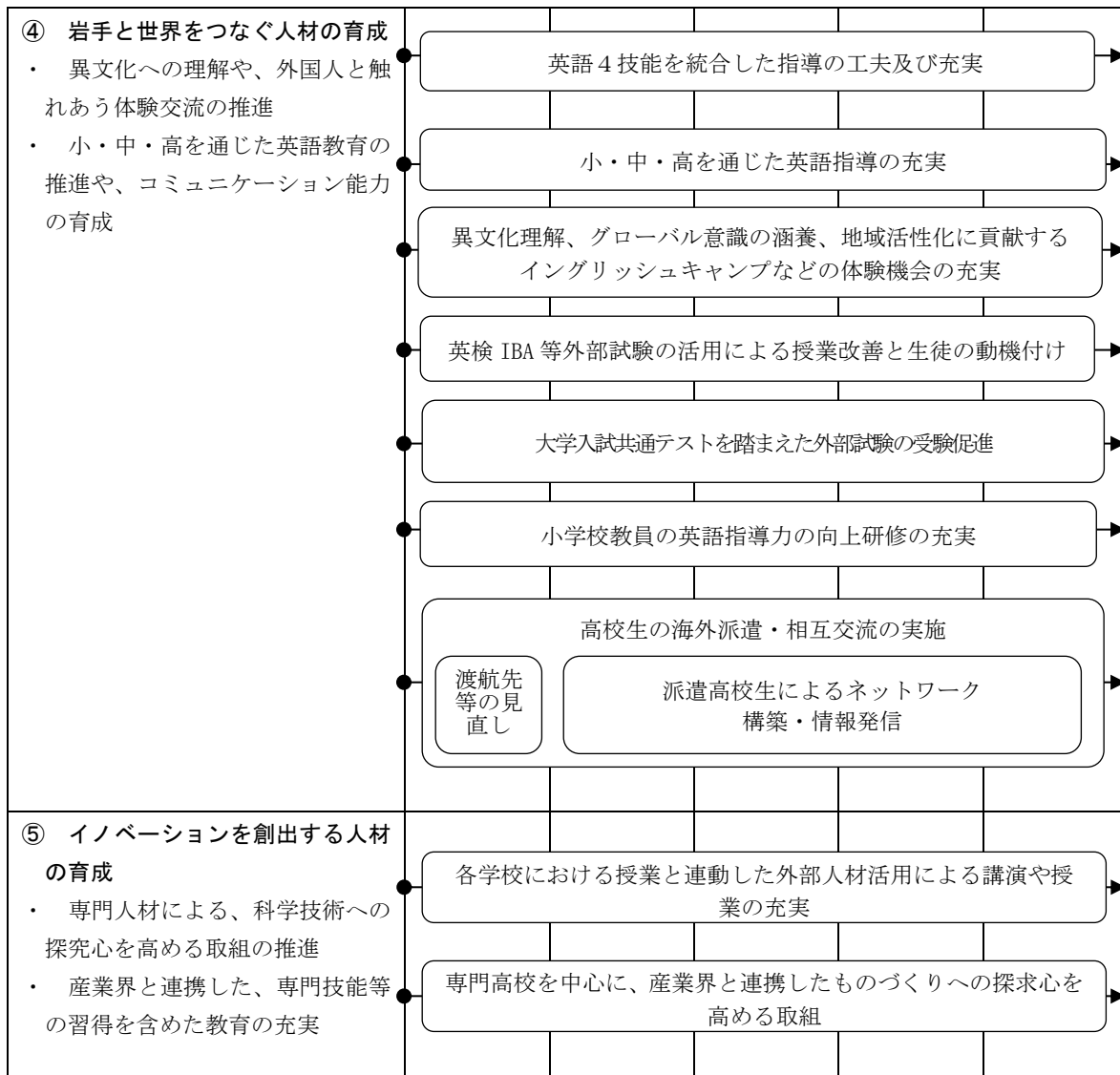
また、グローバル人材、グローバル人材の育成に向けて、県等が実施する国際的な人材を育成する事業に参加した児童生徒を中心に、各学校においてその成果を他の児童生徒へ波及させる工夫を行い、学校の外国語教育等への充実に取り組みます。

- 2 家庭及び地域は、学校と連携し復興教育やキャリア教育を進め、地域を支える人材を育成します。
- 3 産業界は、学校と連携し、児童生徒・保護者が地域産業・伝統産業等の理解を深める学習や、社会で求められる資質・能力の習得を図る教育を支援します。
- 4 県と市町村の教育委員会は、家庭、地域及び関係機関等と連携しながら、復興教育・キャリア教育の考え方や実践例を紹介し共通理解を図りながら、学校の取組を支援します。

また、グローバル人材、グローバル人材の育成に向けて、様々な生きた外国語に触れる交流事業等を実施し、児童生徒が体験できる機会を拡充するほか、学校における理数教育の充実に向けて、各産業界についての情報などを提供しながら、学校の取組を支援し、イノベーションを創出する人材育成を目指します。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<p>① 「いわての復興教育」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災の教訓や、教育的価値が継承される復興教育の推進</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     いわての復興教育スクールの実施、充実                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">                     内陸部と沿岸部の学校の交流                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">                     異校種間の交流                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">                     地域と連携した復興教育の実施                 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small; margin-right: 5px;">復興教育副読本の改訂</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">副読本の活用による教科横断的な復興教育の推進</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">                     児童生徒による実践発表会の開催                 </div>				
<p>② 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手の豊かな自然や文化、先人達等について学び、ふるさとへの誇りと愛着を醸成</li> <li>産業界等との連携による、地域産業等を理解する学びの推進</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     「いわての復興教育」や総合的な学習（探求）の時間等を活用した、地域を探究する学びの推進                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">                     地域産業や伝統産業を理解する学びの推進                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 40px;">                     地域、地元産業界等との連携体制の強化・充実                 </div>				
<p>③ キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校策定の「キャリア教育全体計画」の実情に応じた着実な実施</li> <li>発達段階に応じた、産業界等と連携したインターンシップ等の体験的な学習の充実</li> <li>産業界と連携した児童生徒や保護者等の地元企業等への理解の促進</li> <li>児童生徒が主体的に人生設計を立て、決定する「人生設計力」の育成</li> </ul>	<div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small; margin-right: 5px;">いわてキャリア教育指針の改訂</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">各学校の実情に応じたキャリア教育の充実</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">                     各学校におけるキャリア教育全体計画の毎年度着実な実施                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">                     企業見学会の参加や企業ガイダンスへの実施を推進                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">                     地域産業や伝統産業を理解する学びの推進                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 40px;">                     地域、地元産業界等との連携体制の強化・充実                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">                     各学校における教科横断的な指導の充実                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">                     ライフデザインに関する講演や社会人との交流の推進                 </div>				



【用語解説】

<sup>1</sup>いわての復興教育：東日本大震災津波の経験や教訓を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育プログラムを作成・普及することにより、子どもたち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての学校が心を一にして震災を見つめ、郷土を愛し、いわての復興・発展を支える「ひとづくり」を進めていくための教育。

<sup>2</sup>グローバル人材：地球規模の視野で物事を考えつつ、必要に応じて地域視点で行動するような、国際的な視点を持って地域で活躍する人材のこと。グローバルは、グローバル（Global：地球規模の、世界規模の）とローカル（Local：地方の、地域的な）という言葉を掛け合わせた造語。

<sup>3</sup>イノベーション：本来は「革新」や「一新」という意味であるが、ただ単に新しくするのではなく、これまでの常識が変わるほど社会を大きく動かす技術的な革新や、新しい概念を指す。

<sup>4</sup>「いきる」「かかわる」「そなえる」：【いきる】（生命や心について）【かかわる】（人や地域について）【そなえる】（防災や安全について）。東日本大震災津波の体験からクローズアップされた教育的価値を3つに分類し、それぞれに【いきる】【かかわる】【そなえる】というテーマを付けたもの。「いわての復興教育」は、震災の経験や教訓を後世へ語り継ぎ、自らのあり方を考え、郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために、3つの教育的価値を育てることを目的としている。

<sup>5</sup>キャリア教育全体計画：学校の教育活動全体を通してキャリア教育に取り組むために、児童生徒の実態や学校の課題を明らかにし、各学校におけるキャリア教育に関する目標を示したもの。

<sup>6</sup>イングリッシュキャンプ：希望する県内の小・中学生（義務教育学校の児童生徒を含む）及び高校生に対する、英語を用いた学齢別・目的別のキャンプ。

## 2 確かな学力の育成

### (1) 現状と課題

- 1 変容する社会の中で、児童生徒が未来を切り拓いていくための「生きる力」を身に付けることが求められており、カリキュラム・マネジメント<sup>1</sup>を確立し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をさらに推進する必要があります。
- 2 学習定着度を測定する調査の分析結果などを活用した学力向上対策に取り組んでいますが、平成 30 年度（2018 年度）全国学力・学習状況調査では、全国平均を 4 ポイント下回る教科があるほか、授業以外の学習時間が全国平均と比べて少ないなど、児童生徒の学習上のつまずきの状況を改善する必要があります。
- 3 児童生徒自らが希望する進路を実現できる環境を整備し、主体的に未来を開拓する多様な人材を育成する必要があります。

### (2) 目指す姿

- 1 各学校において、学校や児童生徒の実態に応じ「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が行われ、児童生徒一人ひとりが基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等や自立的に学ぶ態度を身に付けています。
- 2 学力の定着を一層図るため、児童生徒の学習上のつまずきの表出とそれに対応した学習指導の改善が進むとともに、保護者が積極的に子どもの家庭学習に関わるなど家庭や地域との協働が進み、児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の定着が図られています。
- 3 産業界が求める人材や、国において進められている高大接続改革<sup>2</sup>等の方向性を見据え、学習内容の充実や学校評価の改善に向けた取組を進め、生徒が目指す進路が実現されています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値					（参考値） 2023
		2019	2020	2021	2022		
① 意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合	(2018) 小 80.9% 中 77.2%	小 81.9% 中 78.2%	小 82.9% 中 79.2%	小 83.9% 中 80.2%	小 84.9% 中 81.2%	小 85.9% 中 83.2%	
② 授業で、自分の考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合	(2018) 小 80.7% 中 80.0%	小 81.7% 中 81.0%	小 82.7% 中 82.0%	小 83.7% 中 83.0%	小 84.7% 中 83.0%	小 85.7% 中 84.0%	
③ 学校の授業が分かる児童生徒の割合	(2018) 小 90% 中 77% 高 76%	小 91% 中 78% 高 77%	小 92% 中 79% 高 78%	小 93% 中 80% 高 79%	小 94% 中 81% 高 80%	小 95% 中 82% 高 81%	
④ つまづきに対応した授業改善が行われていると感じている児童生徒の割合	(2018) 小 85% 中 88% 高 90%	小 86% 中 89% 高 91%	小 87% 中 90% 高 92%	小 88% 中 91% 高 93%	小 89% 中 92% 高 94%	小 90% 中 93% 高 95%	

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

- 1 これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
  - ・ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力など全ての学習の基盤となる、児童生徒の資質・能力を確実に育むため、カリキュラム・マネジメントを推進するとともに、ICT・新聞・統計資料などを活用した学習や、教科横断等による問題発見・解決学習の充実などに取り組みます。
  - ・ 教員の指導力向上を図るため、プログラミング教育の導入に係る先進事例の創出や、モデルカリキュラムの作成などに取り組みます。
  - ・ 幼児期における教育の充実を図るため、関係機関等との連携により県に幼児教育センター（仮称）を設置するとともに、幼児教育アドバイザーを養成するなど幼児教育推進体制を強化します。

- ・ 幼稚園等から高校教育までの円滑な接続を推進するため、小学校におけるスタートカリキュラムの充実、小学校における学びの状況を中学校と共有するなど小中連携の取組の推進、小中・中高が合同した教員研修の充実や、学習状況調査や高校入試の改善などに取り組みます。

## 2 諸調査やICTの活用などによる児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実

- ・ 児童生徒の学習上のつまずきに対応したきめ細かな指導を行うため、諸調査の内容改善と調査結果の効果的な活用、学校訪問指導の改善、校種横断的な連携の取組など、学校や児童生徒等の実態把握に基づくCAPDサイクル<sup>3</sup>による授業改善を推進します。
- ・ 学校における授業改善などを支援するため、各種学習状況調査結果等のデータを活用した効果的な指導方法や学校運営等に関する研究、小・中・高一貫したデータの構築等に関する研究などを推進します。
- ・ 教員の指導力向上を図るため、授業づくりの基盤となる全県的な共通指針を改善するとともに、教員研修や学校への訪問指導等の体系化を推進します。
- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成や各教科等の学習の充実を図るため、ICT環境を整備し、教員の指導力の向上や外部人材の活用などにより、ICTを活用した効果的な授業を推進します。
- ・ 児童生徒の学習内容の定着と学習意欲の向上のため、家庭や地域と連携し、授業と連動した計画的で効果的な家庭学習の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒の学習面・生活面へのきめ細かな指導の充実などを図るため、少人数教育や学習進度などに応じた教育を推進します。

## 3 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進

- ・ グローバルに活躍する人材や地域課題解決を牽引する人材など、将来の岩手県の発展を担う多様な人材を育成するため、大学等との連携による探究的な学習の推進など、生徒の課題発見・解決能力の育成に取り組みます。
- ・ 高校生の希望する進路を実現するため、大学入試制度改革に対応した進学支援の充実や、産業界等との連携による専門技術等の習得などに取り組みます。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

1 各学校は、学校長のマネジメントの下、それぞれの課題に応じた学習指導や学校運営の改善等に一体となって取り組むとともに、児童生徒の学習上のつまずきを把握し、きめ細かな指導につなげるため、学力向上のためのCAPDサイクルに基づく取組を推進します。

2 家庭は、家庭学習の習慣付けや学習に関する動機付けなど、家庭における学習環境の改善に取り組みます。

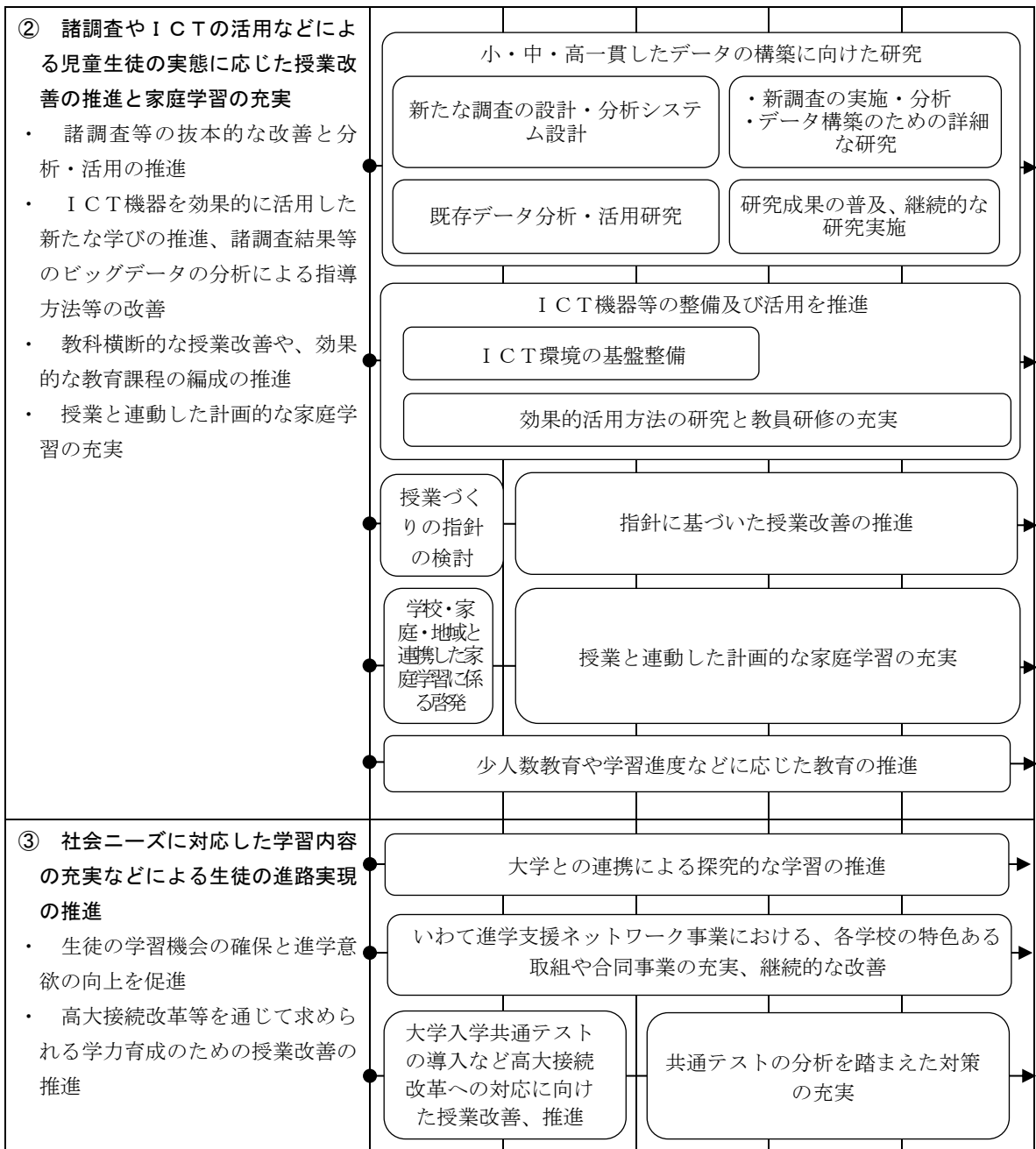
また、早寝早起きの心がけや、テレビやスマートフォンの適切な視聴や使用に関するルールを話し合うなど、家庭における生活習慣の改善に取り組みます。

3 県と市町村の教育委員会は、連携を強化しながら、学力向上に組織的に取り組む学校の優良事例等を他の学校に広げ、教員の指導力等の資質の向上を図るとともに、家庭・地域と協働して学校が推進する家庭学習の充実に向けた取組を支援します。

#### (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<p>① これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習基盤となる資質・能力の育成</li> <li>幼保小連携の推進</li> <li>幼児期から高校教育までの円滑な接続を推進</li> </ul>	<p>言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の全ての学習の基盤となる資質・能力の育成</p> <p>カリキュラム・マネジメントの推進</p> <p>ICT、新聞、統計資料などを活用した学習の推進</p> <p>教科横断等による問題発見・解決学習の推進</p>				
	<p>個々の学習段階に沿ったきめ細かな指導</p> <p>諸調査の内容改善</p> <p>調査結果の効果的活用、校種横断的な取組の推進</p> <p>個々のつまずきに対応したきめ細かな指導の推進</p>				
	<p>指導改善に資する教員研修の充実</p>				
	<p>就学前から小学校教育の連携の推進</p> <p>スタートカリキュラム作成状況調査の実施・分析</p> <p>各種研修会・会議等における好事例の情報共有等により幼保小が連携した取組の推進</p>				
	<p>幼保小が合同した教員研修の充実</p>				





**【用語解説】**

<sup>1</sup>カリキュラム・マネジメント：各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

<sup>2</sup> 高大接続改革：高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革を通じて学力の3要素を確実に育成・評価する三者の一体的な改革。

<sup>3</sup> CAPDサイクル：「C（現状把握・分析）現状の問題点を把握し原因を分析する」、「A（改善）改善内容を立案」、「P（計画）改善案を基に具体的な施策を計画」、「D（実行）計画に基づき施策を行う」サイクル。PDCAサイクルが計画から改善までに時間を要し、隔たりがある場合もみられるのに対し、CAPDサイクルは、十分な現状把握に基づき、改善から次の計画までのサイクルが循環しやすい、より実効性の高い連続性をもった改善サイクル。

### 3 豊かな心の育成

#### (1) 現状と課題

- 1 平成 30 年度（2018 年度）から小学校、2019 年度から中学校で、道徳が「特別の教科」化されるなど、「考え、議論する」道徳授業<sup>1</sup>を要とする、社会の中で共存していくうえで必要とされる人間性や社会性を育成するための道徳教育の充実が求められています。
- 2 平成 29 年度（2017 年度）全国学力・学習状況調査結果によると、いじめをいけないことだと思う児童生徒の割合は、小学校 84.3%（全国 81.2%）、中学校 78.2%（全国 73.3%）と全国水準より高い状況にありますが、更にその割合を高めていく必要があります。
- 3 平成 29 年度（2017 年度）子どもの読書状況調査結果では、岩手県の児童生徒の読書率が全国と比較して高い傾向{1 か月の読書冊数:小学校 5 年生 16.4 冊(全国 11.1 冊)}にあることから、生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣につなげていく必要があります。
- 4 児童生徒の豊かな情操や感性の醸成などに向け、学校における文化部活動や文化芸術鑑賞などが広く行われていますが、郷土の伝統文化を含めた優れた文化芸術に触れる機会を更に充実させる必要があります。
- 5 家庭や地域社会がそれぞれの教育的機能を発揮し、学校と一体となって児童生徒の人間性と社会性を育むため、学校や家庭及び地域社会のそれぞれの役割と責任を確認し、相互の連携を一層強めていく必要があります。
- 6 選挙権年齢や成年年齢の 18 歳への引き下げに伴い、児童生徒に対し、自立した社会人として、他者と連携・協働しながら社会を形成する力や、社会生活において合理的に意思決定できる力を育成することが求められています。

#### (2) 目指す姿

- 1 学校・家庭・地域との連携による道徳教育の充実や、自然体験活動・読書活動等を通じて、児童生徒一人ひとりの豊かな情操や自己肯定感<sup>2</sup>が育成されるとともに、良好な人間関係を構築できる協調性や、自他の生命を大切に、他者の人権を尊重するなどの基本的な道徳性や規範意識が身に付いています。

- 2 文化芸術鑑賞や文化部活動などをきっかけに、生涯を通じて伝統文化や芸術に親しむことができる豊かな素養が身に付いています。
- 3 主権者教育や消費者教育などを通じて、主体的に社会形成に参画する態度を養うことにより、主権者としての自覚と政治的関心が高まり、自立した社会人として合理的に意思決定できる力などが身に付いています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値					（参考値） 2023
		2019	2020	2021	2022		
① 人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒の割合	(2018) 小 66% 中 64% 高 57%	小 67% 中 65% 高 58%	小 68% 中 66% 高 59%	小 69% 中 67% 高 60%	小 70% 中 68% 高 61%	小 71% 中 69% 高 62%	
② 自己肯定感を持つ児童生徒の割合	(2018) 小 82.3% 中 76.9%	小 83.0% 中 77.0%	小 83.5% 中 78.0%	小 84.0% 中 79.0%	小 85.0% 中 80.0%	小 85.0% 中 80.0%	
③ 「読書がとても楽しい」と感じる児童生徒の割合	(2018) 小 45% 中 42% 高 38%	小 46% 中 44% 高 41%	小 47% 中 46% 高 44%	小 48% 中 48% 高 48%	小 50% 中 51% 高 52%	小 51% 中 52% 高 53%	

**(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性**

- 1 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成
  - ・ 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、道徳の指導方法の改善に向けた教員研修や、学校行事等を通じた児童生徒の話し合いの機会を拡充するなど道徳教育の充実に取り組みます。
  - ・ 児童生徒の自殺を予防するため、教員研修の充実や専門職による相談体制を整備するほか、道徳教育や特別活動などを活用して「命を大切にする教育」「SOSの出し方に関する教育」「心の健康の保持に係る教育」の充実に取り組みます。
- 2 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
  - ・ 幼児児童生徒が達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けることができるよう、教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験等への参加を

促進するなど、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。

- ・ 素直に感動できる豊かな情操を育てるとともに、言語能力の育成などにもつなげるため、児童生徒が多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感できる読書活動や、学校図書館を活用した授業、読書ボランティアと連携した読み聞かせなどに取り組みます。

また、他県の取組事例を参考にし、学校司書の拡充と併せ、資質向上に向けた体系的かつ効果的な研修を実施するなど、学校図書館を生かした活動の充実に取り組みます。

### 3 学校における文化芸術教育の推進

- ・ 文化芸術への理解を深めるため、様々な文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会などに取り組みます。
- ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の場の充実を支援します。

### 4 主権者教育などによる社会に参画する力の育成

- ・ 成年年齢引き下げなどを見据え、児童生徒が将来において、主体的に社会の形成に参画できるよう、地域課題の学習等を通じた主権者教育や、多様な契約、消費者保護の仕組みなどの学習の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒が、他者と連携してよりよい社会を形成しようとする態度を養うため、各教科の授業等でのグループ活動や話し合いを充実させるとともに、学年間交流、異校種間交流などの充実に取り組みます。

## (4) 取組にあたっての役割分担

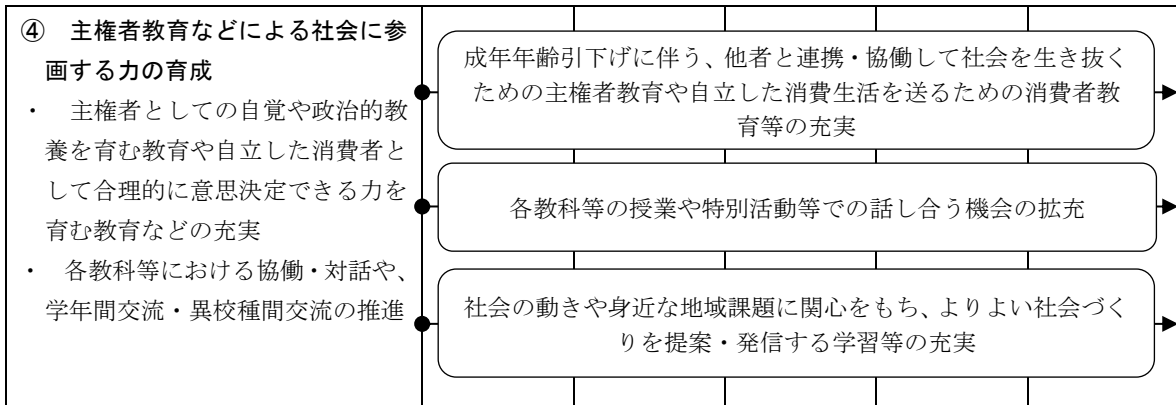
- 1 各学校は、「豊かな人間性や社会性を育む教育」を学校経営計画に明確に位置付け、道徳教育や体験活動、文化芸術活動などに取り組んでいきます。

また、家庭・地域・行政との連携による教育活動の推進をするとともに、学校図書館の整備・充実、学習指導要領を踏まえた読書活動の推進を通じ、読書習慣の形成・読書の機会の確保により、読書への関心を高めます。

- 2 家庭は、地域で行われる様々な体験活動に、積極的に子どもを参加させます。
- 3 地域及び企業等は、学校と協働して行う地域学校協働活動を通して、児童生徒のボランティア活動や読書活動などの様々な体験活動に対しての支援、協力を行います。
- 4 県と市町村の教育委員会は、家庭、地域や関係機関と協働した各学校における道徳教育や、読書活動や体験活動の充実などの取組を支援します。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<p>① 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特別の教科 道徳」等の実施により「考え、議論する道徳」の推進</li> <li>自殺予防対策として相談体制の整備や命を大切にする教育などを充実</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">「特別の教科 道徳」等の実施による「考え、議論する道徳」教育の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">道徳の指導改善に向けた教員研修の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">学校行事を通じた児童生徒の話合いの機会の拡充</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">自殺予防対策の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">教育相談体制の充実、自殺予防教育の充実</div>				
<p>② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>達成感や成功体験から課題解決能力を身に付けるための体験活動の推進</li> <li>物事に主体的に関わり素直に感動できる豊かな情操を育てる読書活動の充実</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">各学校における様々な体験活動の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">教育振興運動と連携した多様な体験活動の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">第4次いわて子ども読書プランの周知・啓発及びそれに基づく読書活動の環境充実</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">第5次いわて子ども読書プランの策定に向けた実態把握</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">第5次いわて子ども読書プランの策定</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">子どもの読書状況調査の実施による児童生徒の状況把握 読書に親しみを持たせる児童生徒への指導の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">学校司書の配置の拡充による学校図書館機能の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">学校司書や読書ボランティア、学校図書館支援員等の資質向上や地域の人材育成を図る研修機会の提供</div>				
<p>③ 学校における文化芸術教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術の価値や良さの理解を深めるため、文化芸術活動等の鑑賞や体験の機会を充実</li> <li>学校の文化部の一層の活性化に向けて、文化芸術活動の技能向上の講習や発表の機会などの支援</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">学校教育における文化芸術鑑賞や体験機会の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">文化部の活性化に向けた技能向上の支援</div>				



**【用語解説】**

<sup>1</sup>「考え、議論する」道徳授業：授業の中で、道徳的価値や問題について、学級の友達ともっと話し合いをしながら、多様な観点から各自の考えを磨き合い、自己との対話を深めながら実践へつなげていくことができる道徳科の目指す授業像を端的に表しているもの。

<sup>2</sup>自己肯定感：自分のよさや価値を前向きに受け止め、自分は大切な存在で周囲から必要とされている等、自分自身を肯定的に受け止める感覚や感じ方のこと。

## 4 健やかな体の育成

### (1) 現状と課題

- 1 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会が開催され、ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を間近に控えるなど、運動やスポーツに対する県民の意識が高まっています。
- 2 平成 29 年度（2017 年度）全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、児童生徒の一週間の総運動時間{小学校 5 年生女子 723 分（全国 668 分）等}や、体力合計点{中学校 2 年生男子 44.2 点（全国 42.0 点）等}、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合{小学校 5 年生女子 89.0%（全国 87.3%）等}は全国平均を上回っている一方で、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られ、肥満傾向<sup>1</sup>の児童生徒の割合{8 歳 12.1%（全国 6.9%）等}が全国平均を上回っています。
- 3 冬期間の運動量の減少や、バス・自家用車による移動の影響があることから、運動量増加に向けた取組が必要です。
- 4 部活動は、生徒の多様な学びの場としての重要な意義を持つ一方で、長時間練習や教職員の多忙化などの弊害も指摘されており、適切な部活動を推進していくとともに、地域での受け皿となる総合型地域スポーツクラブ<sup>2</sup>等との連携を図っていく必要があります。

また、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いたり、部活動への参加を義務付けたりすることがないように留意するとともに、体罰や生徒の人格を傷付ける言動等の根絶に向けた取組を徹底する必要があります。
- 5 生活習慣が多様化する中で、偏った食事や不規則な食事などの食習慣の乱れ、スマートフォン等の過度な利用による睡眠時間の不足などが心身に影響を及ぼしており、生涯の健康を支える力の育成が必要です。
- 6 生活習慣病や薬物乱用などの健康に関する問題を防止するため、児童生徒が健康についての正しい知識に基づき、自ら考え判断できる力を身に付ける必要があります。

## (2) 目指す姿

- 1 全ての児童生徒が自らの体力や健康に関心を持ち、体育授業や部活動を通じて運動に親しむ資質や能力を身に付けることにより、健康の保持増進と体力の向上が図られ、生涯にわたる健康な生活に必要な力が身に付いています。
- 2 家庭や地域と連携した健全な食生活と、健康と命の大切さを教える学校保健活動や食育等により、基本的な生活習慣が身に付いています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	（参考値） 2023
① 体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合	小男73.6% 小女82.9% 中男77.7% 中女91.3%	小男74.0% 小女83.0% 中男78.0% 中女91.5%	小男74.0% 小女83.0% 中男78.0% 中女91.5%	小男74.5% 小女83.0% 中男78.0% 中女91.5%	小男75.0% 小女83.0% 中男78.0% 中女91.5%	小男75.0% 小女83.0% 中男78.0% 中女91.5%
② 運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合	(2018) 89%	89%	89%	89%	89%	89%
③ 「定期健康診断」の肥満度が正常である児童生徒の割合	(2018) 小 88.1% 中 86.2%	小 89% 中 87%	小 89% 中 87%	小 90% 中 88%	小 91% 中 89%	小 91% 中 89%

## (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

- 1 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実
  - ・ 幼児児童生徒に運動やスポーツに親しむ習慣を身に付けさせるため、体育授業の改善、休み時間における運動遊びの奨励等の取組、家庭・地域との連携による取組により、1日60分以上、運動やスポーツに親しむ取組である「希望郷いわて元気・体力アップ60運動<sup>3</sup>」を推進します。
  - ・ 児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、体力・運動能力調査結果を踏まえ、地域ごとの課題に対応した取組を推進し、学校の指導者研修会を実施します。



- ・ 児童生徒が体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、体育・保健体育授業の改善に向けた指導者研修等の実施などにより、指導の充実を図ります。
- ・ 児童生徒がスポーツの意義や価値を学び、スポーツへの興味・関心を高めるため、オリンピック・パラリンピアンを各学校へ派遣するなど、オリンピック・パラリンピック教育<sup>4</sup>を進めます。

## 2 適切な部活動体制の推進

- ・ 生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術に親しむことができるよう、部活動は生徒の義務的活動ではなく、自主的・自発的活動であるという基本の徹底を図るとともに、「岩手県における部活動の在り方に関する方針<sup>5</sup>」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の指導体制の推進に取り組みます。
- ・ 大会で勝つことのみを重視し過度な練習を強いることがないよう、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導及び体罰や生徒の人格を傷つける言動等の根絶に向けた指導者研修の充実に取り組むとともに、部活動の資質向上や教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置します。
- ・ 部活動の方針等の共通理解を図るため、教職員や保護者、外部指導者等による部活動連絡会の開催を各学校に働きかけるとともに、関係部局や県体育協会、総合型地域スポーツクラブ等との連携推進会議を開催します。
- ・ 高校生の部活動指導体制の充実を図るため、体育協会や種目別協会等との連携を図りながら、スポーツ特別強化指定校<sup>6</sup>に対し、優秀指導者<sup>7</sup>を長期的に配置します。

## 3 健康教育の充実

- ・ 児童生徒の肥満予防・改善を図るため、学校と家庭・地域が連携し、教育活動全体を通じた食への理解促進や、家庭への望ましい食習慣と適度な運動習慣づくりに関する啓発など、児童生徒の実態に応じた指導等に取り組みます。
- ・ スマートフォン等の過度な利用による心身への影響等を踏まえ、幼児児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせるため、家庭、地域、関係機関と連携しながら、適切なスマートフォン等の利用に関するルールなどの普及啓発に取り組みます。
- ・ 生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力を育成するため、生活習慣病やゲートウェイドラッグと言われる喫煙・飲酒を含めた薬物乱用等、健康に関する問題を防止するための講習会等、健康の保持増進への理解を深める取組を実施します。
- ・ メンタルヘルスやアレルギー疾患等、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、学校、家庭、関係機関が連携した学校保健委員会での情報共

有の一層の充実や、養護教諭をはじめとした教職員の資質・能力向上を図るための研修などに取り組みます。

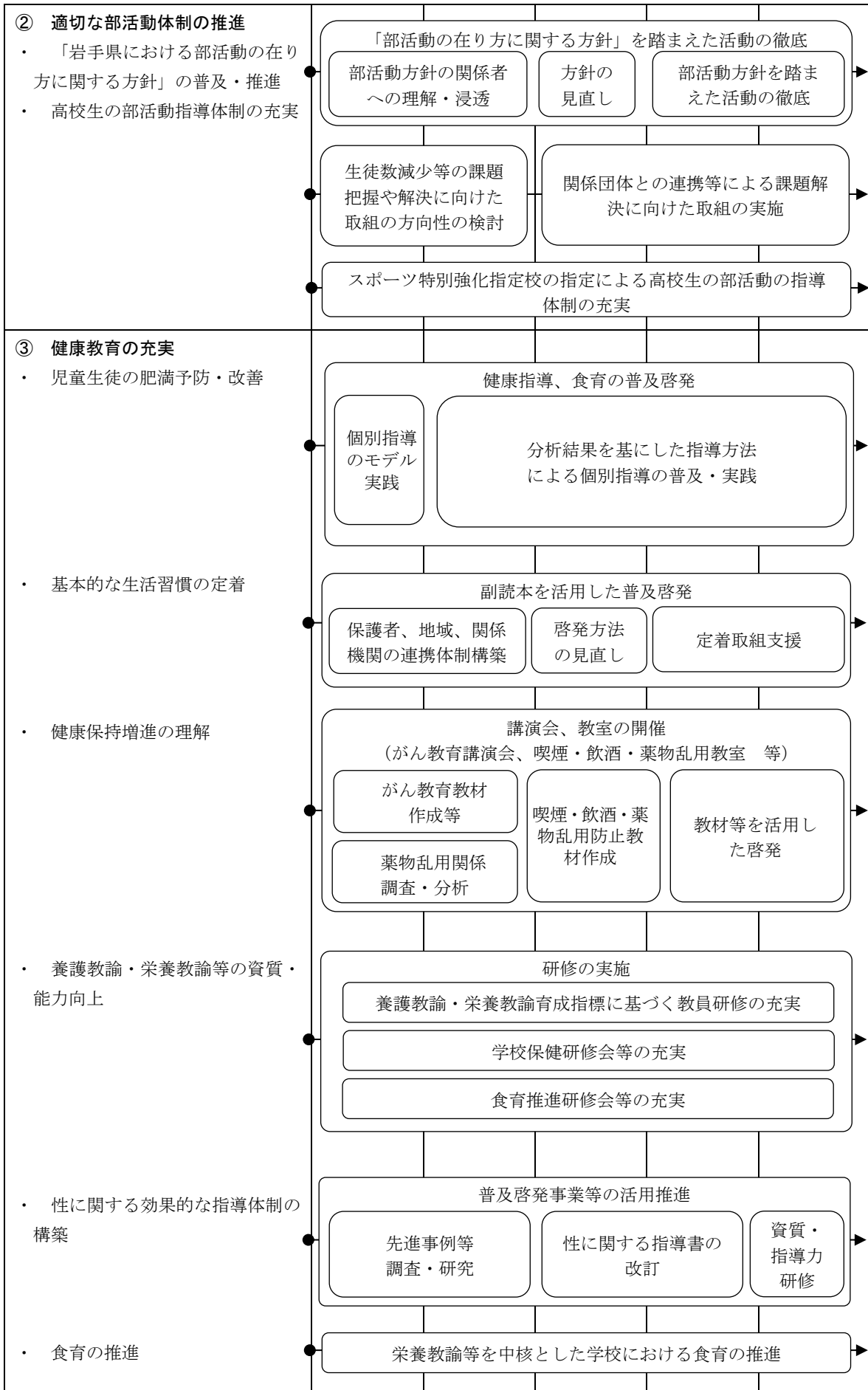
- ・ 児童生徒が性的平等や望まない妊娠の防止、性感染症の予防等について正しい知識を身に付けるとともに、自他共に尊重し、行動する態度を身に付けられるよう、関係機関と連携した効果的な指導体制を構築します。
- ・ 食育<sup>8</sup>推進の中核的な役割を担う栄養教諭をはじめとした教職員の児童生徒の食に関する自己管理能力育成に向けた指導力向上を図るため、各学校の優良実践を共有するなど、研修内容の充実に取り組みます。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、家庭や地域と連携し、子どもたちが運動習慣を身に付けることができるよう取り組みます。  
また、学校全体として部活動の指導・運営に係る適切な体制を構築します。
- 2 家庭や地域は、学校と協働しながら、運動習慣、基本的な生活習慣や、望ましい食習慣の形成の推進などに取り組みます。
- 3 県と市町村の教育委員会は、家庭や地域と協働した学校の主体的な取組を支援します。

#### (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<b>① 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「希望郷いわて元気・体力アップ60運動」の推進</li> <li>・ 学校における体力向上の取組や体育・保健体育授業改善に向けた研修の充実</li> <li>・ スポーツの意義や価値を学ぶオリンピック・パラリンピック教育の推進</li> </ul>	<div style="text-align: center;"> <b>元気・体力アップ60運動の推進</b> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">                     学校の実態に応じた体力向上における取組改善の支援                 </div> <div style="width: 5%; text-align: center;">→</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">                     モデル園の運動遊びの改善における実践研究の実施                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">                     実践研究成果の拡大・普及                 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">                     モデル校の体育・保健体育授業改善における実践研究の実施                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">                     実践研究成果の拡大・普及                 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">                     オリンピアン等との交流によるオリパラ教育の推進                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">                     オリパラのレガシーを活用した教育の推進                 </div> </div>				



#### 【用語解説】

<sup>1</sup>肥満傾向：5歳から17歳を対象とした学校保健統計調査。肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重を求め、肥満度が20%以上の者である。(肥満度＝〔実測体重(kg)－身長別標準体重(kg)]／身長別標準体重(kg)×100(%) (「平成28年度(2016年度)学校保健統計(学校保健統計調査報告書)の公表について」より))。

<sup>2</sup>総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1)子どもから高齢者まで(多世代)、(2)様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、(3)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

<sup>3</sup>希望郷いわて元気・体力アップ60運動：希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催を契機として、児童生徒が1日に合わせて60分以上運動(遊びや生活行動を含む)やスポーツに親しむことを目指した取組の総称。

<sup>4</sup>オリンピック・パラリンピック教育(オリパラ教育)：オリンピック・パラリンピックを題材にして、(1)スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上、(2)障がい者を含めた多くの国民の、幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画(「する」、「見る」、「支える」、「調べる」、「創る」)の定着・拡大、(3)児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成の推進を図る。

<sup>5</sup>岩手県における部活動の在り方に関する方針：スポーツ庁が平成30年(2018年)3月に示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、関係団体の代表者により構成される策定会議を経て、平成30年(2018年)6月に策定。本方針は、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ環境づくりを目指して、適切な運営のための体制整備や適切な休養日や活動時間の設定について示しています。

<sup>6</sup>スポーツ特別強化指定校：当該競技種目のスポーツ振興に関して、学校及び地域からの協力・支援体制が整備されており、かつ全国高等学校体育大会等において複数年優秀な成績を収めた学校(運動部活動)から選定。

<sup>7</sup>優秀指導者：これまでの指導実績等を考慮するとともに、熱意と意欲のある指導者の中から、県教育委員会が認定を行う。

<sup>8</sup>食育：食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## 5 特別支援教育の推進

### (1) 現状と課題

- 1 国において、「第4次障害者基本計画」<sup>1</sup>や「新学習指導要領」が策定されるなど、全ての学校における特別支援教育に係る支援体制の構築が求められています。
- 2 児童生徒の障がいの状態が多様化しており、個々の教育ニーズに応じた支援を充実していく必要があります。
- 3 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、各学校においては、一人ひとりに応じた教育が実現されるよう試行錯誤を重ねながら、指導や支援を進めています。
- 4 特別支援教育サポーターの登録者数の増加など、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への理解は進んでいますが、共生社会の形成に向けて、関係機関との連携を図りながら、更に理解が促進されるよう取り組む必要があります。

### (2) 目指す姿

- 1 幼稚園から高等学校まで、特別な支援のための教育環境が整い、就学前から卒業後までの切れ目のない一貫した教育が実現しています。
- 2 児童生徒一人ひとりが、その存在が認められ、個々の教育的ニーズにきめ細かく応える支援体制により、地域の学校で全ての児童生徒が「共に学び、共に育つ教育」の理念のもと成長しています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				（参考値） 2023
		2019	2020	2021	2022	
① 特別支援学校が適切な指導・支援を行っていると感じる保護者の割合	—	62%	64%	66%	68%	70%
② 「特別支援学校と企業との連携協議会」に参加した企業数	70 社	80 社	85 社	90 社	95 社	100 社
③ 特別支援教育サポーター登録者数	236 人	290 人	320 人	350 人	380 人	410 人

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

- ・ 児童生徒一人ひとりの障がいに応じたきめ細かな支援を行うため、学習指導における「個別の指導計画<sup>2)</sup>」や、学校、家庭、福祉・医療等の関係機関との連携による、総合的な支援を定めた「個別の教育支援計画<sup>3)</sup>」に基づくサポート体制の充実を図ります。
- ・ 幼少期から継続した一貫性のある支援を行うため、就学支援ファイル<sup>4)</sup>や新たに県として開発する「引継ぎシート」<sup>5)</sup>等を活用して、幼稚園・保育所等から小学校への適切な接続と、進学時における学校種間の円滑な引継ぎを推進します。

また、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制の下に、医療・福祉などの関係機関とのネットワークを構築しながら、個に応じた指導・支援が推進されるよう取り組みます。

- ・ 早期からの適切な就学支援の促進を図るため、教育上特別な支援を必要とする幼児の保護者が、必要な情報を得られるように教育支援に係るリーフレット等の作成・活用を推進します。
- ・ 就労を希望する生徒の進路を実現するため、特別支援学校と企業との連携協議会などの連携の場を継続的に設けるとともに、企業の生徒に対する理解を促進する特別支援学校技能認定制度<sup>6)</sup>や就労サポーター制度の活用により、実習先の確保や雇用の拡大に取り組みます。

## 2 特別支援教育の多様なニーズへの対応

- ・ 児童生徒の相互理解が促進されるよう、交流籍<sup>7</sup>を活用した特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習など、「共に学び、共に育つ教育」を推進します。
- ・ 小・中学校等及び高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、「通級による指導<sup>8</sup>」を進めます。
- ・ 地域の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を担い、特別支援教育の専門性を生かしながら、幼稚園や小・中学校等に適切な助言や援助を行います。
- ・ 小・中学校等における特別支援教育の推進を図るため、専門的な知識等を有する小・中学校等の教員に特別支援教育中核コーディネーターを委嘱し、授業や研究、相談等への助言や援助を行います。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、学校への看護師の適切な配置に努めるとともに、安全で適切なケアを行うための看護師を対象とした研修を実施します。
- ・ 長期入院を必要とする児童生徒の学習を保障するため、小・中・高等学校と特別支援学校との連携や、各学校と医療機関との連携に取り組みます。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの多様なニーズに対応するため、医療、福祉、心理等の外部専門家等を活用した指導・支援の充実を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の円滑な意思疎通や自立した生活を支援するため、特別支援学校や特別支援学級等におけるAT（アシスティブテクノロジー）<sup>9</sup>やICT機器の更なる活用を推進します。
- ・ 全県的な特別支援学校の教育環境を整備するため、特別支援学校の整備計画を策定し、計画に基づき、市町村などの関係機関との調整を進めます。

## 3 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」や、発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向けの公開講座を実施します。
- ・ 地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成に取り組みます。

## 4 教職員の専門性の向上

- ・ 幼稚園、小・中学校等及び高等学校の教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るため、各学校の取組に係る協議や情報交換などの実践的な内容を取り入れた研修の充実を図ります。
- ・ 特別支援学級と通級による指導を担当する教員の専門性向上を図るため、1

年目から3年目までの継続型のステップアップ研修を実施します。

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加の促進のため、ATやICT機器を活用した実践的・効果的な授業改善に向けた教員研修を実施します。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

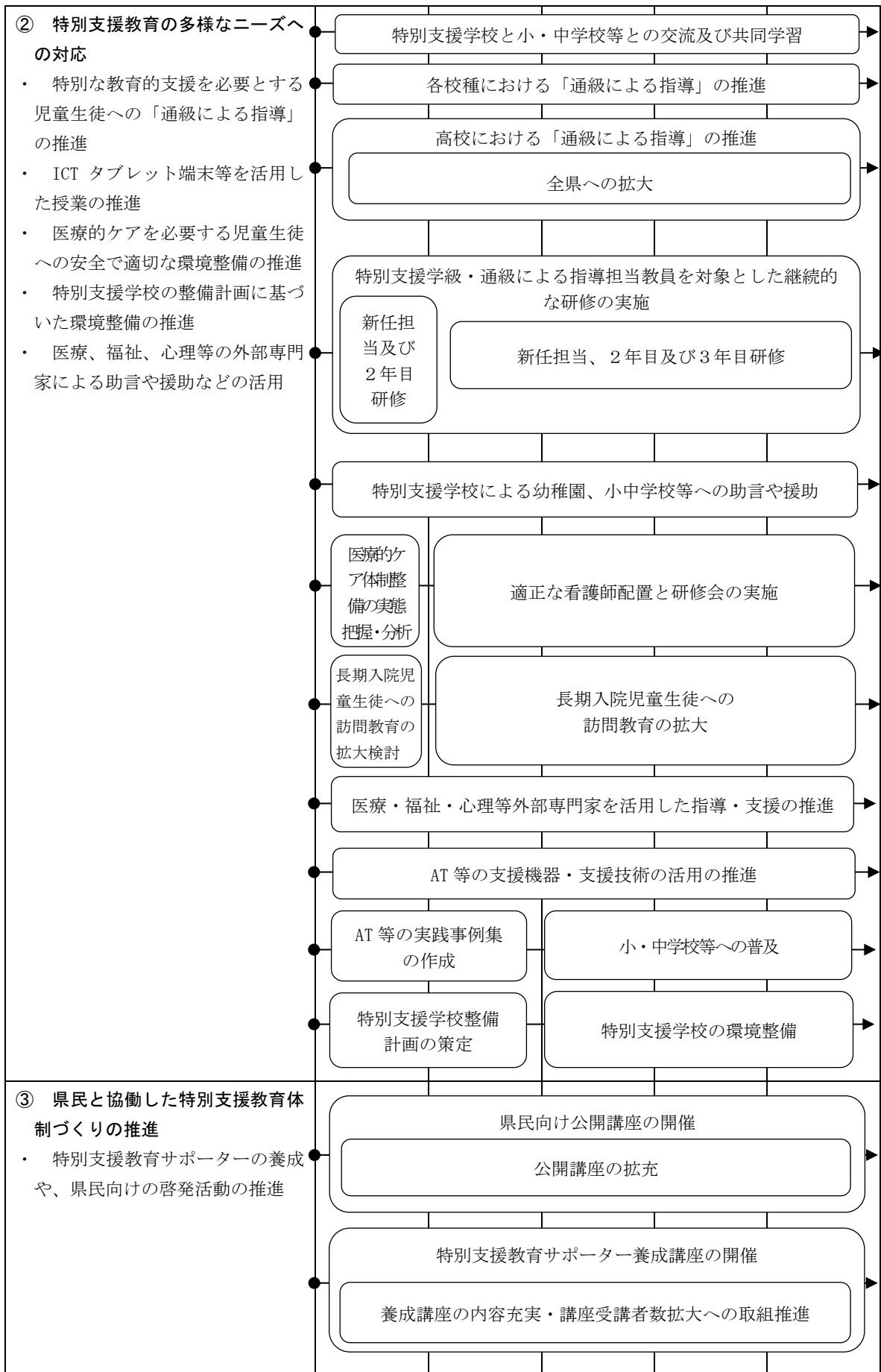
- 1 幼稚園、保育所及び学校は、障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実に取り組みます。
- 2 家庭、地域は、サポーターとして、特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する教育活動に協力します。
- 3 企業は、生徒の進路実現のために、技能習得への助言や就労の支援を行います。
- 4 労働・福祉関係機関は、児童生徒の就労や自立に向けた支援を行います。
- 5 県と市町村の教育委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒に対する就学前から高等学校卒業までの一貫した支援について、医療、福祉、労働等の関係機関と連携して取り組みます。

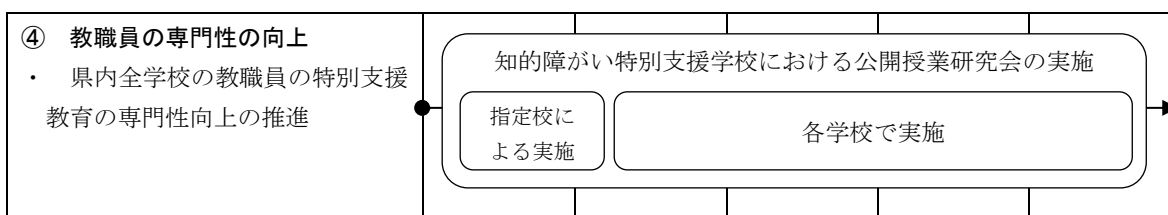
また、県教育委員会は、「いわて特別支援教育推進プラン<sup>10</sup>」を計画的に実行するとともに、市町村教育委員会と連携して、各学校における特別支援教育の充実に取り組みます。

#### (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<b>① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実</b> ・ 「個別の指導計画」等に基づく指導や、「引継ぎシート」等による一貫した支援の充実 ・ 就労希望の生徒に対応した進路実現を図るため、特別支援学校と企業関係者等との連携を強化 ・ 特別支援学校技能認定制度を実施し、企業側の生徒の理解を促進	小・中学校等における引継ぎシートの活用				
	作成・試行	取組先行事例の周知	活用		
	特別支援学校と企業との連携協議会の推進				
	いわて特別支援就労サポーター制度の推進				
特別支援学校技能認定会への参加校の拡充	地域ごとの特別支援学校技能認定会の実施				







【用語解説】

<sup>1</sup>第4次障害者基本計画：平成30年度（2018年度）から5年間の政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画。当事者本位の総合的・分野横断的な支援、障害のある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援、障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進、「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進などについて記載されている。

<sup>2</sup>個別の指導計画：学校で指導を行うに当たって、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの目標、内容、方法、役割分担、期間等について作成する計画。特別支援学校では全員について作成することとなっている。

<sup>3</sup>個別の教育支援計画：学校が主体となって作成する「個別の支援計画」。本人・保護者の参画や関係機関との連携により、継続した一貫性のある支援をねらいとして作成するもの。

<sup>4</sup>就学支援ファイル：教育上特別な支援を必要とする幼児等を対象として、子どもの様子、保護者の願い、教育、福祉、医療等の支援を記録するためのファイルであり、就学先を検討する際の資料や引継資料として活用される。

<sup>5</sup>引継ぎシート：各校種間の引継ぎを確実にを行い、継続した一貫性のある指導・支援につなげるために作成・活用するシート。

<sup>6</sup>特別支援学校技能認定制度：特別支援学校の生徒一人ひとりの働く力を高め、作業学習の一層の充実と実習や就労の機会拡充を図るために、生徒の能力を客観的に示すことができる制度を設定し、技能認定会を実施するもの。

<sup>7</sup>交流籍：特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校等に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒同士のかかわりの広がりや深まりにつなげる。

<sup>8</sup>通級による指導：通常の学級に在籍し、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした特別の指導。

<sup>9</sup>A T（アシスティブテクノロジー）：一人ひとりの障がい等に応じた支援機器及び支援技術。

<sup>10</sup>いわて特別支援教育推進プラン：「共に学び、共に育つ教育」を推進し、全ての人が互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会の実現を目指した、岩手県の特別支援教育の方向性を示すプラン。

### (1) 現状と課題

- 1 いじめを一因とする自殺事案の発生を契機として、学校におけるいじめ防止対策に関する県民の意識が一層高まるとともに、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえたいじめ防止などの更なる取組の推進が求められています。
- 2 平成 29 年度（2017 年度）全国学力・学習状況調査結果によると、いじめをいけないことだと思う児童生徒の割合は、小学校 84.3%（全国 81.2%）、中学校 78.2%（全国 73.3%）と全国水準より高い状況にありますが、更にその割合を高めていく必要があります。
- 3 学校における教育相談体制の充実などを背景に、平成 29 年度（2017 年度）児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果による小・中学校等における 1,000 人当たりの不登校児童生徒数<sup>1</sup>は、小学校 3.4 人（全国 5.4 人）、中学校 25.9 人（全国 32.5 人）、高等学校 13.1 人（全国 15.1 人）と全国水準より低く推移していますが、引き続き、未然防止や、発生した場合の早期発見・適切な対応に一層取り組む必要があります。
- 4 スマートフォンなどが子どもたちにも普及する中で、SNS<sup>2</sup>（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上での誹謗中傷などのいじめやネット犯罪等に巻き込まれる危険が深刻化していることを踏まえ、情報モラル<sup>3</sup>に関する指導が一層重要となっています。

### (2) 目指す姿

- 1 学校における組織的な対応や関係機関との連携などにより、いじめや不登校などの生徒指導上の課題に対する未然防止と、発生した場合の早期発見・適切な対応が図られています。
- 2 スクールカウンセラー<sup>4</sup>などの専門職種を効果的に活用し、児童生徒や保護者が相談しやすい教育相談体制の充実が図られるとともに、関係機関と連携した教育機会を提供するなど、児童生徒に寄り添った支援体制が整備され、不登校の児童生徒が減少しています。
- 3 家庭との連携を図りながら、学校における情報モラル教育を推進することにより、適切な情報活用に関する能力や規範意識が身に付いています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値					（参考値） 2023
		2019	2020	2021	2022		
① いじめはいけないと思う児童生徒の割合	(2018) 小 89.1% 中 84.6%	小 91.8% 中 88.4%	小 94.5% 中 92.2%	小 97.2% 中 96.1%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	
② 認知したいじめが解消した割合	—	100%	100%	100%	100%	100%	
③ 学校が楽しいと思う（学校に満足している）児童生徒の割合	(2018) 小 88% 中 88% 高 87%	小 89% 中 89% 高 88%	小 90% 中 90% 高 89%	小 90% 中 90% 高 89%	小 91% 中 91% 高 90%	小 91% 中 91% 高 90%	
④ ルールを守って情報機器（スマートフォン等）を利用することが大切だと思う児童生徒の割合	(2018) 小 89% 中 85% 高 83%	小 91% 中 89% 高 87%	小 94% 中 93% 高 91%	小 97% 中 96% 高 96%	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%	

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処

- ・ 各学校において、いじめ問題に対して組織的に対応していくため、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針<sup>5</sup>」に基づく取組を徹底します。
- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むため、未然防止や適切な対処等について学校いじめ対策組織が中核となった取組を行います。
- ・ 学校いじめ防止基本方針を実情に即して適切に機能させるため、学校いじめ対策組織が点検を行い必要に応じて見直しを行います。
- ・ 自他の生命を大切に、他者の人権を尊重する心を育成するため、児童会・生徒会活動等の自発的・自治的な活動を通じ、集団の一員としていじめの問題について考え、判断させて主体的な行動につなげ、児童生徒同士の間関係構築や仲間づくりを促進しながら自分たちで問題を解決する力を育むとともに、思いやりの心と社会性を育成する道徳教育に取り組めます。

- ・ いじめの積極的な認知やいじめが生じた際の迅速な対処を行うため、児童生徒に対する複数回の定期的なアンケート調査や、個人面談の実施の徹底を図ります。
- ・ 教職員の生徒指導や教育相談の資質向上を図るため、「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル<sup>6</sup>」等を活用した研修を実施します。

## 2 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

- ・ 学校の教育相談体制の充実を図るため、学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターを養成するとともに、教員の資質を高めるための研修を実施します。
- ・ 児童生徒が不登校になってからの事後的な取組だけでなく、不登校の未然防止に資するため、学校がどの児童生徒にも落ち着ける場所となり、日々の授業や行事等において全ての児童生徒が活躍でき、子ども同士の共同の活動場面を実現したりするなどの「居場所づくり」「絆づくり」の視点に立った取組を推進します。
- ・ 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー<sup>7</sup>、24時間子供SOSダイヤル相談員等を配置します。
- ・ 教職員の教育相談に係る資質向上を図るため、学校において教育相談担当教員やスクールカウンセラー等を活用した研修会の実施に取り組みます。
- ・ 多様な教育ニーズに対応していくため、市町村が設置している適応指導教室<sup>8</sup>や民間等で運営しているフリースクール等と連携し、不登校児童生徒への教育機会の提供に取り組みます。

## 3 児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

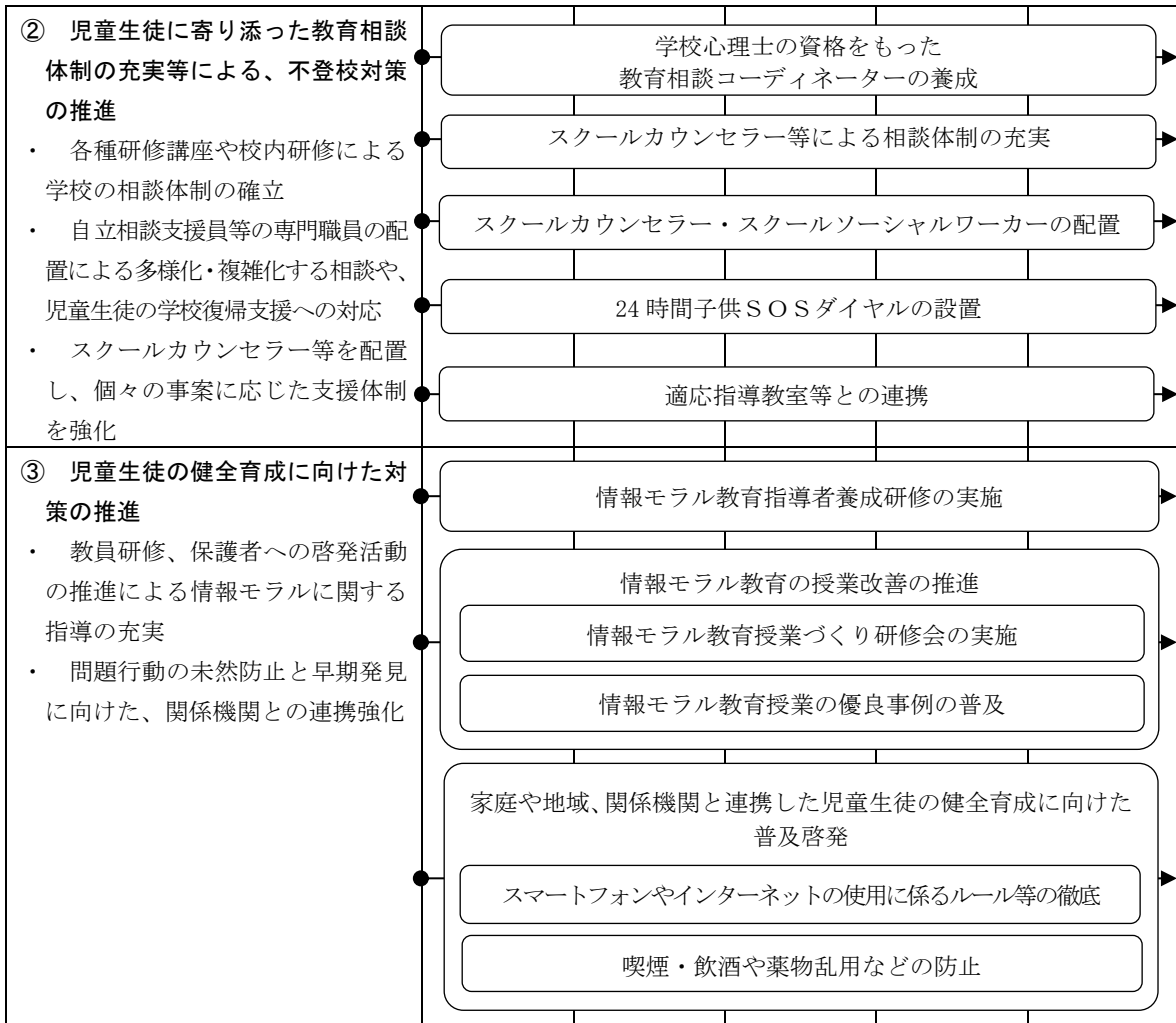
- ・ 児童生徒が、情報化社会において適切に行動する考え方や態度を身に付ける指導を行うため、教員研修を実施します。
- ・ 児童生徒の情報モラルへの意識を醸成するため、学校において特別活動や道徳科を中核とし、さらに各教科等との連携も図りながら指導を充実させます。
- ・ 児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。
- ・ 児童生徒の心身の保護を図るため、喫煙・飲酒や薬物乱用、性感染症などを防止するための講習会等の実施や保護者・地域への継続的な普及啓発に取り組みます。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、いじめや不登校などの生徒指導上の諸課題に対する組織的な未然防止、早期発見・早期対応に努めるほか、情報モラル教育の実践と保護者への啓発を行います。
- 2 家庭は、日頃から子どもとのコミュニケーションを大切にし、子どもが悩みを相談できる家庭づくりに努めます。
- 3 地域は、児童生徒の思いやりの心や社会性を育成できるよう、体験活動等に学校や家庭と連携して取り組みます。
- 4 関係機関は、児童生徒が、社会の中で健全に成長していけるよう、学校、家庭、地域等と連携を図りながら、スマートフォン等の利用に関するルールづくりを支援します。
- 5 県と市町村の教育委員会は、それぞれが課題を共有しながら、各学校における取組を支援するとともに、教育相談体制の一層の充実に取り組みます。

#### (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」や学校に設置した「いじめ防止等の対策のための組織」の検証と適切な見直しを推進</li> <li>・ 児童生徒の主体的な取組の促進や思いやりの心を育成する道徳教育を推進</li> <li>・ 「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」の活用による指導体制の充実</li> <li>・ 児童生徒に対する定期的なアンケート調査や個別面談の実施の徹底を促進</li> </ul>	「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組の徹底				
	各学校における特別活動や道徳教育・人権教育の推進				
	授業改善及び児童生徒の主体的な活動に関する優良事例の普及				
	いじめ防止マニュアルの活用による指導体制の充実				
	いじめ防止マニュアル等を活用した研修の実施				
	学校行事を通じた児童生徒の話し合いの機会の拡充				



**【用語解説】**

<sup>1</sup>不登校児童生徒数：年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者（不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあることをいう。ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）の数。

<sup>2</sup>SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWebサービスの総称。

<sup>3</sup>情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど。

<sup>4</sup>スクールカウンセラー：学校における児童生徒の心理に関する支援に従事し、心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。

<sup>5</sup>岩手県いじめ防止等のための基本的な方針：いじめ防止対策推進法第12条に基づき、岩手県が策定したいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針。

<sup>6</sup>いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル：県教育委員会が作成した、いじめの防止や対応等に関するマニュアル。各学校における具体的な取組の事項を網羅する内容を記載。

<sup>7</sup>スクールソーシャルワーカー：学校における児童の福祉に関する支援に従事し、福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者。

<sup>8</sup>適応指導教室：市町村の教育委員会が、不登校等の児童生徒に対し、学校復帰を支援する等の目的のために設置している教室。

## 7 学びの基盤づくり

### (1) 現状と課題

- 1 全国で自然災害や登下校時における事件・事故等が発生しており、事故の未然防止等に向けて、通学時の見守りや学校における安全管理等の徹底が求められています。
- 2 学校施設の老朽化の進行や夏場の猛暑に伴う熱中症の危険性の拡大など、安全な教育環境の整備とともに、家庭や社会の環境の変化に伴い学校施設の機能・性能の向上が求められています。
- 3 各学校において、校長のリーダーシップのもと、学校経営計画<sup>1</sup>を策定し、保護者や地域の評価も取り入れた学校評価が行われていますが、引き続き学校運営の現状や課題を学校と地域が共有し、更に相互理解を深めることが求められています。
- 4 家庭の経済状況による子どもの学習環境や進学等への影響が指摘されている中で、国においても、給付型奨学金制度<sup>2</sup>の創設をはじめ教育無償化に向けた動きが加速しており、子どもの将来が生まれ育った環境や家庭の経済状況などに左右されることがないように、教育機会の確保が求められています。
- 5 児童生徒の減少を背景に学校の小規模化や統廃合が進む中で、児童生徒を取り巻く教育環境が大きく変化しており、社会の変化や地域の期待に応える学校づくりが求められています。
- 6 小・中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数の出現率は、全国水準より低く推移していますが、不登校等への対応など、多様な教育ニーズに応じた学びの場が求められています。
- 7 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、幼・小・中・高等学校において、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実していく必要があります。
- 8 岩手県では、教員の大量退職により、新採用教員等の増加が見込まれており、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を引き続き確保していく必要があります。
- 9 「新学習指導要領への移行」やいじめや不登校などの多様化した教育課題への対応など、教職員に対する期待が高まっていることや部活動従事時間の増加などにより、全国的に教職員の長時間勤務による負担が増加しており、「学校における働き方改革」を早急に進める必要があります。



## (2) 目指す姿

- 1 安全点検等による学校管理下における児童生徒等の事故等の未然防止など、学校安全計画<sup>3</sup>を組織的に推進するとともに、学校・家庭・地域・関係機関の連携による児童生徒等の学校安全環境が確保されています。
- 2 学校施設の老朽化の進行や新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、計画的に学校の施設や設備の充実が図られています。
- 3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会<sup>4</sup>を設置している学校）等の仕組みを生かした学校マネジメントの充実・強化による「地域とともにある学校づくり」が推進されています。
- 4 就学に関する様々な支援制度により、家庭の経済状況など生まれ育った環境に左右されず、全ての児童生徒が安心して学ぶことのできる教育機会が確保されています。
- 5 生徒の学びの機会が保障されるとともに、魅力ある学校づくりの推進等により、より良い教育環境が確保され、教育の質の向上が図られています。
- 6 学校に通学することが困難な児童生徒や、増加が見込まれる外国人児童生徒等の学びの場など、多様なニーズに対応した教育機会が提供されています。
- 7 多様な評価に基づく採用選考試験の実施や、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標<sup>5</sup>」に基づく体系的な資質向上研修と非常勤職員などを含む校内研修の機会等の確保などにより、教育への情熱と高い志を持つ有為な教員の確保と資質の向上が図られています。
- 8 「岩手県教職員働き方改革プラン<sup>6</sup>」に基づく学校における働き方改革を通じた管理職の適切なマネジメントやICTの活用などにより、教職員の勤務負担の軽減が図られ、業務への充実感や健康面での安心感の向上により、心身共に健康で、意欲を持って子どもたちに向き合っていくための勤務環境の改善が図られています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値					（参考値） 2023
		2019	2020	2021	2022		
① 地域住民などによる見守り活動が行われている学校の割合	(2015) 75.8%	77.0%	79.0%	80.0%	81%	82%	
② 県立学校の長寿命化改良・大規模改造実施施設数（累計）	(2018) 1 施設	1 施設	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設	
③ コミュニティ・スクール設置市町村数	4 市町村	9 市町村	11 市町村	25 市町村	33 市町村	33 市町村	
④ 各高校の特色が中学校で十分理解されている割合	(2018) 80%	100%	100%	100%	100%	100%	
⑤ 悩み相談ができる学校以外の相談窓口を知っている児童生徒の割合	(2018) 小 75% 中 48% 高 81%	小 90% 中 90% 高 90%	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%	

### (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 安心して学べる環境の整備

- ・ 児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化を踏まえ、学校の安全計画や危機管理マニュアル<sup>7</sup>の検証・改善に取り組みます。
- ・ 学校安全計画に基づく事故等の未然防止策等が徹底されるよう、教職員への研修や訓練を行います。
- ・ 通学時の児童生徒の安全が確保されるよう、学校・家庭・地域・関係機関等の協力を得ながら、スクールガード等による通学時の見守りや通学路の定期的な点検を行います。
- ・ 児童生徒が自らの安全を確保する力を身に付けることができるよう、交通安全教室や防犯教室などの安全教育に取り組むとともに、東日本大震災津波等の経験・教訓を踏まえた、地域の実情に合わせた防災教育に取り組みます。

#### 2 安全な学校施設の整備

- ・ 安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進します。
- ・ 家庭や社会の環境の変化に伴い、学校施設の機能・性能の向上を図るため、ICT環境の整備、防災機能の強化、冷房設備の設置、トイレの洋式化など新たなニーズ等に対応した学習環境の改善に取り組みます。

#### 3 目標達成型の学校経営の推進

- ・ 地域とともにある学校づくりを推進するため、「まなびフェスト」や学校・家庭・地域が連携するコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）等の仕組みの活用を図ります。
- ・ 学校経営計画で設定した目標の達成状況等の評価結果を広く公表し、学校運営の改善に取り組みます。

#### 4 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保

- ・ 生徒が経済的理由で就学をあきらめることのないよう、小・中学校等における学用品の支援を行う就学援助、授業料の支援を行う高等学校等就学支援金、授業料以外の教育費の支援を行う奨学給付金の給付などを対象世帯に周知し、適切な運用を図っていきます。

#### 5 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 魅力ある学校づくりを進めるため、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、地域と連携した教育資源（人材、歴史、環境等）の活用や地域の産業界

との交流・連携などに取り組みます。

- ・ 岩手県の地理的条件等を踏まえた「教育の機会の保障」と望ましい学校規模の確保による「教育の質の保証」を実現していくため、地方創生における地域の高校の役割等も重視しながら、後期再編プログラムの策定も含めた「新たな県立高等学校再編計画<sup>8</sup>」を推進します。

#### 6 多様な教育ニーズに対応する教育機会の提供

- ・ 多様な教育ニーズに対応していくため、市町村が設置している適応指導教室やフリースクール等と連携し、不登校児童生徒への教育機会を提供していくとともに、岩手県においても増加傾向にある外国人児童生徒等の学びの場を、関係機関と連携して確保していきます。
- ・ 幼・小・中・高等学校において、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が充実した学習活動が行えるよう、関係機関との連携を図りながら学習環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の推進に取り組みます。

#### 7 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上

- ・ 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づき、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を確保し、育成するため、求める教員像を明確にし、社会情勢の変化等に応じて、教員採用試験の内容や選考区分などを見直すとともに、体系的な研修を行います。
- ・ 教員の一層の資質向上等を図るため、総合教育センターを機能強化し、岩手県の教育課題の解決につなげる先進的・実践的な研究の充実や、計画的・効果的な研修の充実に取り組みます。
- ・ 教員の専門性の向上を図るため、教職大学院等関係機関と連携しながら有為な教員の育成に取り組みます。

#### 8 「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革

- ・ 「チームとしての学校<sup>9</sup>」を構築していくため、小・中学校全学年での少人数学級等の実施や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ<sup>10</sup>等の配置を行います。
- ・ 部活動の適正な運営を図るため、公立中学校や県立高等学校への部活動指導員<sup>11</sup>の配置や、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休養日及び活動時間の基準の徹底を図ります。
- ・ 教職員の業務改善を図るため、教員等のワーキンググループによる業務のスクラップアンドビルドの検討・実施等を行います。
- ・ 教職員の勤務時間の適正化等を図るため、タイムカードによる客観的な勤務時間把握や、盆・年末年始等の学校閉庁日の設定、留守番電話等による時間外

対応の体制整備などを進め、「岩手県教職員働き方改革プラン」の目標の達成に取り組めます。

- ・ 労働安全衛生体制の確立を図るため、小・中学校等を対象とする労働安全衛生管理研修会を開催します。
- ・ 心とからだの健康対策として、長時間勤務者への産業医による保健指導、専門医によるメンタルヘルス相談窓口の設置等を行います。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）の仕組みを生かして、学校安全計画等の策定及び検証・改善に取り組むとともに、目標達成型の学校経営計画の策定とPDCAサイクルによる学校マネジメントの実践・評価に取り組めます。

各県立学校においては、「岩手県教職員働き方改革プラン」を踏まえ、学校毎のアクションプランを策定し、主体的に働き方改革の取組を進めます。

- 2 家庭、地域は、通学時における児童生徒の安全確保等を支援するとともに、各学校が策定する学校経営計画等を踏まえた教育活動や学校評価（自己評価、学校関係者評価）の取組に参画・協働します。
- 3 関係機関は、学校と連携し、各学校が策定する学校経営計画等を踏まえた教育活動や学校評価（自己評価、学校関係者評価）の取組に参画・協働します。
- 4 県教育委員会は、「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく取組が市町村教育委員会においても同様に行われるよう働きかけを行い、県と市町村の教育委員会が連携しながら、学校における働き方改革を推進します。
- 5 県と市町村の教育委員会は、各学校が行う学校安全、学校評価、魅力ある学校づくり等の取組を支援します。

また、学校と連携しながら就学援助等の支援や、計画的な学校施設整備を進めます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<b>① 安心して学べる環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校安全計画や危機管理マニュアル等の検証・改善</li> <li>学校管理下における事故防止に向けた教職員への研修の充実</li> <li>保護者、地域住民、関係機関と連携した通学時における児童生徒の安全確保</li> <li>児童生徒が自ら安全を確保する力を身に付ける安全教育の推進</li> </ul>	学校安全計画等の検証・改善				
	資質向上のための研修開催、市町村が実施する研修の支援				
	学校安全体制整備推進協議会による地域ぐるみでの学校安全の推進				
	見守り活動の活動実態把握・分析モデル事例の収集	ボランティア人材の確保に向けた情報発信			
		見守り活動の充実に向けた情報発信			
	関係機関との連携による通学路交通安全プログラム、登下校防犯プラン等の推進				
	学校安全教育の普及・推進				
<b>② 安全な学校施設の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校施設の長寿命化改良や大規模改造の実施</li> <li>県立学校施設の耐震化の推進</li> <li>県立学校における冷房設備の整備やトイレの洋式化、新たなニーズ等に対応した学習環境の整備</li> <li>市町村立学校施設の長寿命化等の取組を支援</li> </ul>	県立学校施設の長寿命化改良や大規模改造の実施				
	県立学校施設の耐震化の推進				
	県立学校における冷房設備の整備やトイレの洋式化、新たなニーズ等に対応した学習環境の整備				
	市町村立学校施設の長寿命化等の取組を支援				
<b>③ 目標達成型の学校経営の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校、家庭、地域が連携するコミュニティ・スクール等の仕組みづくり、学校運営の改善を推進</li> </ul>	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の理解促進と移行奨励				
	関係者への制度及び事例に関する理解促進（推進フォーラムや関係者研修会の実施・関係機関の要請に応じた随時訪問説明等）				
	移行モデル構築（教育委員会・学校）と成果の検証・普及（コミュニティ・スクール研究指定事業の実施等）				
	市町村教育委員会・学校・保護者や地域住民等への支援				
	実状に応じた移行モデルの検討・構築		コミュニティ・スクールの試行・検証・移行		
	地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の養成・資質向上研修会				
	学校経営計画に係る評価結果の活用の推進				
単年度で評価・検証が可能な目標設定とPDCAサイクルの推進（会議等での周知、事例の情報提供）					

<p>④ 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就学援助、高等学校等就学支援金、奨学給付金の周知と適切な運用</li> </ul>	<p>就学援助等の周知と適切な運用</p>
<p>⑤ 魅力ある学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の教育資源を活かし学校と地域社会や地域の産業界との交流・連携の推進</li> <li>後期再編プログラムの策定を含めた「新たな県立高等学校再編計画」の推進</li> </ul>	<p>魅力ある学校づくりの推進</p> <p>各高校の特色や魅力を中学生へ周知</p> <p>学校と地域社会や産業界等との交流・連携の推進</p> <p>新たな県立高等学校再編計画の後期再編プログラム策定</p> <p>後期再編プログラムの推進による教育環境の充実</p>
<p>⑥ 多様なニーズに対応する教育機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が設置している適応指導教室等と連携した不登校児童生徒への教育機会の提供</li> <li>関係機関と連携した外国人子弟の学びの場の確保</li> <li>幼・小・中・高等学校における特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援の充実</li> </ul>	<p>携帯カード（悩み相談電話窓口やメール相談アドレス等）の作成・普及</p> <p>市町村等と連携した不登校児童生徒への教育機会の提供</p> <p>関係機関と連携した外国人子弟への学びの場の確保</p> <p>「いわて特別支援教育推進プラン」に基づく幼・小・中・高等学校における特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援の充実</p>
<p>⑦ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教員採用試験の内容や選考区分などの見直し</li> <li>「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づく体系的な研修</li> </ul>	<p>資質の向上に関する指標に基づく教員採用試験の随時見直し、研修を含めた体系的な人材育成</p> <p>総合教育センターの機能強化</p> <p>センター機能のあり方検討</p> <p>検査結果に基づく体制等整備</p> <p>教育課題に対応した研究・研修の充実等</p> <p>大学等との連携による教育課題解決に向けた先進的な研究の実施・普及</p> <p>研修内容の継続的な改善</p> <p>教職大学院への教員派遣</p>
<p>⑧ 「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「チームとしての学校」の推進、教職員業務改善、部活動の適正な運営</li> <li>勤務時間の適正管理、労働安全衛生体制の確立、心とからだの健康対策</li> </ul>	<p>「チームとしての学校」の推進、教職員業務改善、部活動の適正な運営</p> <p>勤務時間の適正管理、労働安全衛生体制の確立、心とからだの健康対策</p>

#### 【用語解説】

<sup>1</sup> 学校経営計画：各学校の現状、教育環境の変化、地域の環境、岩手県の教育施策の方向性などを考慮するとともに、前年度の学校評価結果を反映し、3～5年間の中長期的な目標を明確にしたうえで、単年度の取組や中間達成目標を設定。教育活動の結果を検証できるような目標（定量的・定性的）を設定し、目標を達成するための具体的な取組を設定。

<sup>2</sup> 給付型奨学金制度：貸与型の奨学金と異なり、卒業後に返済の義務がない奨学金制度。

<sup>3</sup> 学校安全計画：児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について策定する計画。

<sup>4</sup> 「学校運営協議会」：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6）」（平成29年（2017年）3月改正）に基づいた学校の仕組みであり、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して学校や保護者、地域等広い関係者の参画を得て協議する合議制の機関のこと。また、「学校運営協議会」を設置している学校を、「コミュニティ・スクール」という。現在、「学校運営協議会」の設置は、「努力義務」とされている。

<sup>5</sup> 校長及び教員としての資質の向上に関する指標：教員を巡る環境が大きく変化していることなどを踏まえ、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制を構築し、計画的・効果的に資質向上を図るために改正された教育公務員特例法に基づき、教員等が身に付けるべき資質を明確にすることなどを目的とした指標（平成30年（2018年）3月策定）。

<sup>6</sup> 岩手県教職員働き方改革プラン：教職員の負担軽減の一層の推進を目指し、平成30年度（2018年度）からの3年間を取組期間とし、数値等の目標を示し、また、具体的な取組内容を明示することにより、集中的かつ重点的に取組を進めるための計画（平成30年（2018年）6月19日策定）。

<sup>7</sup> 危機管理マニュアル：児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領。

<sup>8</sup> 新たな県立高等学校再編計画：平成27年（2015年）に改訂された「今後の高等学校教育の基本的方向」を基本として、平成28年（2016年）3月に策定された県立高校の再編計画。2016年度から2025年度までの10年間の計画で、2016年度から2020年度までの前期と2021年度から2025年度までの後期に分け、前期については具体的な内容、後期については大まかな方向性が示されている。

<sup>9</sup> チームとしての学校：複雑化・多様化した学校の課題に対応し、子どもたちの豊かな学びを実現するため、教員が担っている業務を見直し、専門能力スタッフが学校教育に参画して、教員が専門能力スタッフ等と連携して、課題の解決に当たることができる体制。

<sup>10</sup> スクールサポートスタッフ：教職員の業務支援を図り、教職員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的として、学校に配置される卒業生の保護者などの地域人材から成る職員。

<sup>11</sup> 部活動指導員：中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする職員。



**(1) 現状と課題**

- 1 県内の私立学校に在籍する幼児児童生徒の割合は、幼稚園が約 80%、高等学校が約 20%を占め、私立学校は公教育の一翼を担っています。
- 2 私立学校では、それぞれ建学の精神と独自の校風に基づき、自主性を発揮しながら特色ある教育が行われており、幼児の健やかな成長と将来の人格形成に資する就学前教育や、スポーツ・文化など様々な分野で活躍する人材の育成等において重要な役割を果たしています。
- 3 過疎化の進行、少子化や核家族化、共働き世帯の増加など、就学前児童の教育をめぐる状況は変化しており、保護者や地域社会等の多様なニーズに対応した幼児教育の充実が求められています。
- 4 岩手県の産業と地域を支える人材の地元定着の促進が期待される中、私立高校生のキャリア教育に対するニーズが高まっています。
- 5 少子化、教育条件整備のための投資、教育改革への対応など、私立学校を取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、良好な教育環境の確保や教育条件の維持向上を図るため、保護者の経済的負担の軽減や私立学校の運営に対する支援が求められています。

**(2) 目指す姿**

- 1 私立学校の建学の精神と独自の校風のもと、それぞれの学校の強みを生かし、様々なニーズに対応する特色ある教育活動が実施されています。
- 2 幼稚園・認定こども園では、それぞれの機能を発揮しながら、保護者や地域社会等の多様なニーズに対応し、乳幼児期の子どもや就学前児童の健やかな育ちを支える教育が行われています。
- 3 私立学校の特色を生かした学力・競技力向上の取組や、キャリア教育・職業教育の推進により、世界で活躍するグローバルな人材や岩手の産業や地域を支える人材が育っています。
- 4 各種の就学に関する支援制度により、家庭の経済状況など生まれ育った環境に左右されず、私立学校の幼児児童生徒が安心して学ぶことのできる教育機会が確保されています。

- 5 施設の老朽化の進行や新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、各私立学校において、計画的に施設・設備の機能の充実と教育活動を支える人材の確保が図られ、教育環境の安全と質が保たれています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	(参考値) 2023
① 私立高等学校における特色ある教育活動の実施率	68.4%	73.5%	76.9%	79.5%	82.0%	84.6%
② 私立学校の耐震化率	(2018) 87.0%	88.4%	89.7%	91.1%	92.5%	93.8%

**(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性**

**1 私立学校の特色ある学校教育の推進**

- ・ 多彩な個性を持つ幼児児童生徒の能力を活かしながら、私立学校に期待される多様なニーズに対応した教育を充実させるため、私立学校の建学の精神や中期計画に基づく特色ある教育活動を推進します。
- ・ 様々な分野でグローバルに活躍する人材の育成や、岩手の産業・地域を支える人材の育成と地元定着を図るため、私立学校運営費補助等により私立学校の学力・競技力向上の取組やキャリア教育の充実を支援します。

**2 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保**

- ・ 私立学校の児童生徒が経済的理由で就学をあきらめることのないよう、高等学校等就学支援金、奨学給付金の給付、授業料減免補助等の制度の周知と適切な運用を図り、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

**3 私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進**

- ・ 生徒が安心して学ぶことのできる教育環境の整備を図るため、私立学校耐震改修事業費補助や低利の融資を行う関係団体等を通じた補助等により、私立学校の計画的な施設整備や耐震化を支援します。

- ・ 特色ある教育活動を実践する有為な教職員の人材確保や、ICT等教育環境の整備を図るため、私立学校運営費補助等により教育の質の維持向上を支援します。

**(4) 取組にあたっての役割分担**

- 1 私立学校は、建学の精神や独自の校風のもと、それぞれの学校の強みを生かし、様々なニーズに対応する特色ある教育活動に取り組みます。  
また、就学支援や授業料減免等の制度の周知と適切な運用や、計画的な学校施設整備、教職員の人材育成・確保により質の高い教育の提供に取り組みます。
- 2 県は、各私立学校の特色ある教育活動の充実と良好な教育環境の整備を図るため、私立学校運営費補助等をはじめとした各種私学助成等により支援を行います。
- 3 関係団体は、私立学校と連携し、各学校が策定する計画等を踏まえた教育活動や施設整備、教職員の研修等の取組を促進します。

**(5) 具体的な推進方策**

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
① 私立学校の特色ある学校教育の推進 ・ 私立学校運営費補助等による支援		私立高等学校の次期中期計画の策定支援			
			私立高等学校の次期中期計画に基づく取組支援画に基づく取組支援		
					学力向上・進路実現に向けた教育活動の支援 （キャリア教育・職業教育の推進）
					豊かな心を育む教育活動の支援 （体験活動、子どもに向き合う教育等の推進）
					防災教育の実施に向けた教育活動の支援 （関係機関との連絡調整・事例等の情報提供）

<p>② 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校等就学支援金、奨学給付金の給付、授業料減免補助等の制度の周知と適切な運用</li> </ul>					
<p>③ 私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私立学校耐震化支援事業費補助等による施設の耐震化を促進</li> <li>・ 私立学校運営費補助等による教育環境の整備</li> </ul>					

## II 社会教育・家庭教育

### 9 学校と家庭・地域との協働の推進

#### (1) 現状と課題

- 1 岩手県では、半世紀以上の歴史を持つ教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動<sup>1</sup>などが推進されているものの、地域における人間関係の希薄化や人口減少により、地域が自主的に教育課題を解決することが困難になりつつあることから、地域総ぐるみで子どもを教え、育てる仕組みづくりの再構築が必要です。
- 2 子どもたちの健全育成のため、放課後の居場所づくりなどの充実がさらに求められていることから、地域住民等の協力を得ながら学習支援や体験活動を行う機会の充実を図る必要があります。

#### (2) 目指す姿

- 1 学習指導要領に示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校・家庭・地域の連携・協働体制を見直すことにより、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）等の仕組みを活かした教育力の向上が図られています。
- 2 地域の状況に応じた推進体制が構築され、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動等の充実により、学校・家庭・地域の抱える教育課題が地域で自主的に解決されています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	（参考値） 2023
① コミュニティ・スクール設置市町村数【再掲】	4市町村	9市町村	11市町村	25市町村	33市町村	33市町村

② 地域協働の仕組みにより保護者や地域住民が学校の教育活動にボランティアとして参加している学校の割合	小 79.0% 中 60.0%	小 81.0% 中 62.8%	小 82.0% 中 64.2%	小 83.0% 中 65.6%	小 84.0% 中 67.0%	小 85.0% 中 68.4%
③ 放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合	13.0%	40.0%	60.0%	80.0%	100%	100%

### (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

- 「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、国の動向を踏まえながら、教育振興運動と連携したコミュニティ・スクールの推進などを通して、地域学校協働活動の充実等に取り組みます。
- 地域学校協働活動を持続的な取組とするため、市町村における地域と学校をつなぐコーディネーター人材の配置を支援します。

#### 2 豊かな体験活動の充実

- 子どもたちに放課後等の学習の場を提供するため、日常的に児童生徒が利用する放課後子供教室や放課後児童クラブ等による放課後の居場所づくり、教育振興運動等による多様な体験活動に取り組みます。
- 子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動などの体験活動の充実に取り組みます。
- 子どもたちの豊かな体験活動を充実させるため、特色ある体験活動事例を市町村等に情報提供するなど、取組の拡充を図ります。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、目標達成型の学校経営計画の策定とPDCAサイクルの考えに沿った学校マネジメントを実践し、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）に取り組むとともに、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた特色ある教育活動を展開します。

また、校長のリーダーシップのもと、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）の仕組み等を生かした目標達成型の学校経営の遂行と検証に取り組むとともに、家庭・地域との連携・協働による学校運営を展開していきます。
- 2 家庭・地域は、体験活動への協力など、学校と協働する取組を進めます。

また、各学校の学校経営計画や学校評価等を踏まえた教育活動に参画・協働します。
- 3 県と市町村の教育委員会は、学校・家庭・地域が連携するための仕組みをつくり、推進していきます。

また、各学校において実効的な学校評価が行われるように支援するとともに、特色ある教育活動の展開について、関係機関等と連携を図りながら適切な支援を行います。
- 4 県教育委員会は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）や目標達成型の学校経営推進に対する支援を行うとともに、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動の効果的な推進や関係者を対象とした研修の充実等に努めます。
- 5 市町村は、保護者等のニーズや地域の実態に応じた学習機会の提供に努めます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<p>① 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ・スクールの制度の周知や説明会等の実施と市町村教委への支援</li> <li>・ 地区別フォーラム等、関係者対象の研修会の実施</li> <li>・ 研究指定事業による実践・検証を行い、その事例等の情報提供</li> <li>・ 連携・協働の実態を把握し、モデルとなる事例等の情報提供</li> <li>・ 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を育成する研修会の実施</li> </ul>					
	<p>コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の理解促進と移行奨励</p> <p>関係者への制度及び事例に関する理解促進 （推進フォーラムや関係者研修会の実施・関係機関の要請に応じた随時訪問説明 等）</p> <p>移行モデル構築（教育委員会・学校）と成果の検証・普及 （コミュニティ・スクール研究指定事業の実施 等）</p> <p>市町村教育委員会・学校・保護者や地域住民等への支援</p> <p>実状に応じた移行モデルの検討・構築</p> <p>コミュニティ・スクールの試行・検証・移行</p>				
	<p>地域と学校が連携・協働した活動への参加促進 （地域学校協働活動の活性化）</p>				
	<p>地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の養成・資質向上研修</p>				
<p>② 豊かな体験活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後の居場所づくり関係者の資質向上を目的にした研修会の実施及び先進事例の情報提供</li> <li>・ 社会教育施設事業の周知啓発</li> <li>・ 教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動の充実に向けた事例の情報提供</li> </ul>					
	<p>放課後子供教室等児童生徒の放課後の居場所づくりの推進、充実</p> <p>研修会開催による資質向上</p> <p>先進事例紹介等の情報提供</p> <p>市町村の推進体制の見直し</p> <p>新たな推進体制による活動充実</p>				
	<p>社会教育施設の特徴を生かしたプログラム開発</p>				
	<p>市町村で実施可能なプログラムモデルの情報発信・普及</p>				
	<p>教育振興運動による多様な体験活動の充実</p>				

【用語解説】

<sup>1</sup> 地域学校協働活動：登下校指導、校庭整備、各教科の学習支援、地域の資源回収、地域伝統行事への参加等、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。教育振興運動の内容もこれにあたる。地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」とともに「地域とともにある学校づくり」を目指すもの。



## 10 子育て支援や家庭教育支援の充実

### (1) 現状と課題

核家族化に伴い、子育てや家庭教育についての「知恵」や「経験」の継承が十分に行われず、悩みや不安を抱える保護者が増加するなど、家庭の子育て機能が低下してきている傾向にあることから、子育てや家庭教育に取り組む保護者等を支援する取組が必要です。

### (2) 目指す姿

- 1 子育てや家庭教育に取り組む保護者への学びの機会が提供されることにより、安心して子どもを育てていくことができる家庭環境が整っています。
- 2 子育てサポーター等による保護者への子育て支援活動が充実することにより、地域全体で子どもを育てていく環境が整っています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	(参考値) 2023
① すこやかメールマガジンの登録人数	1,041人	2,000人	3,000人	4,000人	5,000人	6,000人
② 子育てサポーター一等を対象とした家庭教育支援に関する研修会の参加者数	502人	525人	550人	575人	600人	625人

### (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 子育てや家庭教育に関する学習機会の提供

- ・ 子育てや家庭教育に関する保護者の学習活動を促進するため、広く県民に学習情報や学習資料を提供します。
- ・ 子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実を図ります。

#### 2 家庭教育を支える環境づくりの推進

- ・ 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える保護者を支援するため、電話やメールによる相談窓口を設置するとともに、メールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。
- ・ 子育て支援に関わるグループ・団体・NPO等や企業との連携・協力、協働を図るため、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。

### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、家庭・地域との連携・協働による学校運営を展開し、学校・家庭・地域の教育力を高めるとともに、児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図る取組を実施します。
- 2 家庭・地域は、基本的な生活習慣の定着や家庭学習の習慣付けへの協力など、学校と協働する取組を進めます。  
また、地域における歴史、伝統、文化及び行事等を通じ、子どもの健全育成に向けた取組を展開します。
- 3 県と市町村の教育委員会は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てや家庭教育についての相談体制の充実を図り、広く学習情報や学習資料を提供し、子育てに悩みや不安を抱える保護者を支援します。
- 4 市町村は、子育てサポーターや子育て支援関係者の活動を支援するとともに、教育振興運動の実践区の活動を支援し、地域が子育てや家庭教育を支える環境づくりを推進します。
- 5 企業等は、保護者が集まる多様な機会を活用して、子育てや家庭教育に関する学習機会を提供するなど、家庭教育支援に取り組みます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<b>① 子育てや家庭教育に関する学習機会の提供</b> ・ 保護者の学習活動を促進する学習情報や学習資料の提供 ・ 子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実	電話やメールによる相談窓口の開設と利用促進				
	すこやかメールマガジン等による学習情報の提供 すこやかメールマガジンの受信登録者拡大の取組 SNS等による発信方策の工夫・改善				
	親子共同体験を通じた子育ての仲間づくりの促進				
<b>② 子育て支援体制の充実</b> ・ 地域において保護者を支援する人材の育成 ・ 地域における子育て支援ネットワークの拡充	子育てサポーター等の研修の充実とネットワーク強化				
	家庭教育支援チームの登録と活用の促進				
	市町村における子育て・家庭教育支援事業の推進支援				

## 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり

### (1) 現状と課題

- 1 健康志向の高まりや医療体制の充実等により、人生 100 年時代を迎える中、「いつでも・どこでも・だれでも」生涯にわたって学習を継続できる環境づくりが必要です。
- 2 社会教育施設等の利用や、市町村等が主催する各種講座等への参加などを通じ、多くの県民が生涯学習に積極的に取り組んでおり、こうした多様な活動を更に広げていくことが必要です。
- 3 平成 29 年度（2017 年度）子どもの読書状況調査結果では、岩手県の児童生徒の読書率が全国と比較して高い傾向{1 か月の読書冊数:小学校 5 年生 16.4 冊(全国 11.1 冊)}にあることをはじめ、県民の読書習慣が充実しつつあることから、更に児童生徒や幅広い世代が読書の楽しさを実感し、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成する必要があります。
- 4 県民が学びたい時に学べる環境を提供していくためには、中核的な人材育成に加え、博物館や青少年の家などの社会教育施設等のハード面、ソフト面を充実させていくことが必要です。

### (2) 目指す姿

- 1 人生 100 年時代を迎える中で、県民一人ひとりが生涯を通じて学びたいことや学ぶ必要があることを自分に適した手段や方法で楽しく学び、その成果を生きがいにつなげるとともに、地域社会との関わりを持ちながら生活しています。
- 2 地域の課題解決に向けた社会教育の場を拡充し、学校・家庭・地域が連携した地域づくりが進むことにより、地域コミュニティの再生・維持・向上が図られています。
- 3 社会教育施設等のほか、自然、文化、歴史など、有形・無形のあらゆる資源を学びの対象や場としながら、県民一人ひとりが、郷土に対する誇りや愛着を持って生活しています。
- 4 社会教育施設等が充実され、文化芸術・スポーツ活動も含めた幅広い学びのニーズに応じて活用されています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	(参考値) 2023
① 生涯学習に取り組んでいる人の割合	40.2%	41.2%	42.2%	43.2%	44.2%	45.2%
② 生涯学習情報提供システム（ホームページ）利用件数	63,542件	72,000件	79,000件	86,000件	93,000件	100,000件
③ 社会教育指導員・地域づくり関係者の資質向上を図る研修会の受講者数	79人	93人	103人	113人	123人	133人
④ 県立博物館・県立美術館の企画展における観覧者の満足度の割合	91%	91%	91%	91%	91%	91%

**(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性**

**1 多様な学習機会の充実**

- ・ 生涯を通じて楽しく学ぶ基盤づくりのため、読書ボランティアと連携した読み聞かせなど、幼少年期の読書活動を推進します。
- ・ 「いつでも・どこでも・だれでも」生涯を通じて学び続けられる環境づくりのため、市町村と連携を図りながら、県立生涯学習推進センター等による、ICTを活用した学びの機会や活躍の場等に関する情報の集積・提供など、学習情報提供の仕組みを一層充実させます。
- ・ 障がい者の生涯を通じた学習活動や、特別な事情により就学困難な生徒等の学習機会の充実を図るため、学習ニーズに個別に応じた学習相談や情報提供を行います。
- ・ 県民の主体的な学びを支援するため、図書館において資料・情報の収集・活用の促進を図り、利用者の学習活動を援助するレファレンス業務を充実します。

## 2 岩手ならではの学習機会の提供

- ・ 県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、社会教育施設等において豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした公開講座を開催するなど、岩手ならではの学習機会の提供に取り組みます。

## 3 学びと活動の循環による地域の活性化

- ・ 県民一人ひとりが生涯学習で学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環を促すため、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を推進するフォーラムの開催等などを通して、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を設置している学校）への理解や教育振興運動などの地域学校協働活動への参加促進に取り組みます。
- ・ 地域の活性化に向けた仕組みづくりを進めるため、PTAをはじめとする各種社会教育関係団体の活動の支援を行うとともに、団体相互の連携・協力に向けた交流の機会を提供します。
- ・ 県立生涯学習推進センターを活用した地域づくり人材の育成のため、教育分野の枠を超えた地域づくりに関する研修・交流の場を提供します。

## 4 社会教育の中核を担う人材の育成

- ・ 県民の生涯を通じた学習活動を支援するため、公民館の社会教育指導員や地域学校協働活動推進員などの指導者研修会を開催するとともに、研修会での交流などを通じた指導者相互のネットワーク化を図り、社会教育の中核を担う人材を育成します。

## 5 多様な学びのニーズに応じた拠点の充実

- ・ 県民一人ひとりが学びたい時に学べる環境を提供するため、博物館等の県立社会教育施設のハード面、ソフト面の充実を計画的に進め、様々な世代の多様な興味関心など、文化芸術・スポーツ活動も含めた幅広い学びのニーズに応じた学習機会を提供する拠点づくりを進めます。
- ・ 市町村が設置する公民館等の学びの拠点の発展のため、ニーズに応じた事業支援や優れた活動の周知・交流を積極的に進めます。

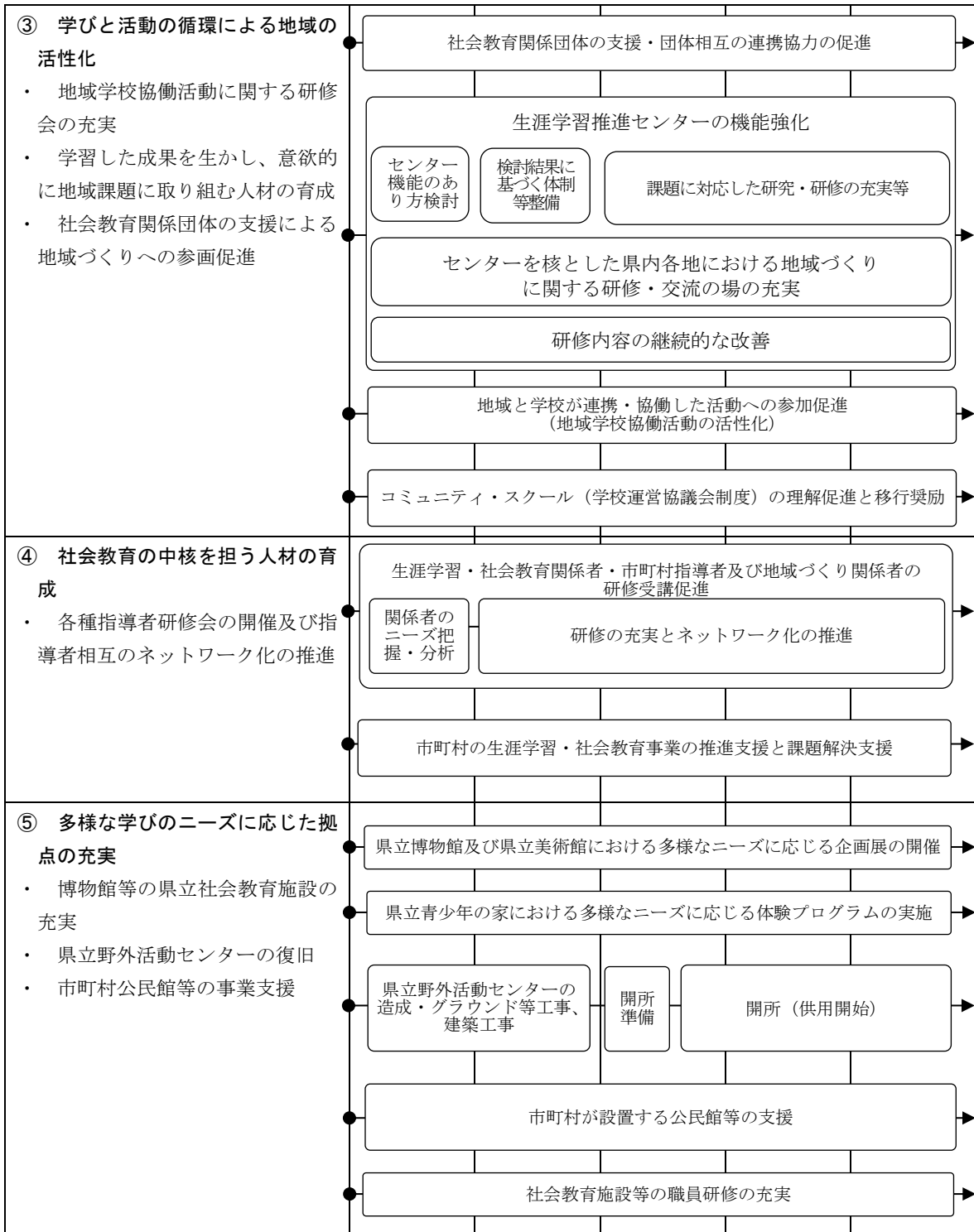
#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 市町村やNPO・各種団体、企業等は、住民のニーズや地域課題を踏まえた学習機会の提供に努めるとともに、ボランティア活動や地域活動への参画を促すなど、学びと活動が循環する機会づくりに取り組みます。
- 2 県と県教育委員会は、市町村等との連携、協力を図りながら、市町村や各種団体等が提供する学習機会をはじめとする関連情報の集約や提供、ニーズに応じた指導者養成及び研究成果の普及に取り組み、多様な学習を支援する環境づくりを進めます。
- 3 県教育委員会は、地域における家庭教育や社会教育の充実を図るため、教育振興運動を基盤としながら、地域学校協働活動の活性化を推進するなど、その体制の整備を進めます。

また、市町村や関係団体との連携を深めながら、県立社会教育施設の充実に取り組むとともに、社会教育関係団体の支援・育成や団体相互の連携協力を促進します。

#### (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<b>① 多様な学習機会の充実</b> ・ 生涯学習情報提供システムのリニューアル ・ 市町村や各種団体等が提供する学習機会をはじめとする関連情報の集約及び提供 ・ ニーズに応じた指導者養成及び研究成果の普及	県内各地での指導者・ボランティア研修会の開催				
	県内市町村と連携した生涯学習情報提供システムの内容充実 多様なニーズに対応した提供コンテンツの充実				
	提供システム（ホームページ）のリニューアル 障がい者の生涯学習活動支援に対するニーズの把握				
	ニーズに応じた研修の充実				
	第4次いわて子ども読書プランの周知・啓発及びそれに基づく読書活動の環境充実 第5次いわて子ども読書プランの策定に向けた実態把握				
<b>② 岩手ならではの学習機会の提供</b> ・ 豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした社会教育施設等での公開講座の開催	県内市町村と連携した生涯学習情報提供システムの内容充実 多様なニーズに対応した提供コンテンツの充実				
	提供システム（ホームページ）のリニューアル				
	岩手の自然・文化・歴史等の資源に関する情報収集				
社会教育施設等における公開講座の開催 講座の体系化					





## 12 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承

### (1) 現状と課題

- 1 少子高齢化や進学期、就職期の若者の流出などにより、郷土芸能など地域の文化を継承する人材が減少し、文化芸術活動の担い手も高齢化しており、郷土芸能などを継承する人材の育成が求められています。
- 2 文化財は、地域の歴史等を理解するうえで貴重な財産であるとともに、地域の活性化の取組の核となるものとして、次世代への確実な保存・継承と積極的な活用が求められています。

### (2) 目指す姿

- 1 児童生徒の部活動などを通じた活動により、郷土芸能等の保存・継承が促進されています。
- 2 地域の活性化に向けた文化財の保存・継承と活用を図るため、文化財の保存と活用に関する県の大綱と市町村の文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の適切な保存・継承と活用が推進され、新たな文化の創造に向けた取組が行われています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	(参考値) 2023
① 国、県指定文化財 件数	(2018) 565 件	569 件	573 件	577 件	581 件	585 件
② 文化財保存活用 地域計画を策定し た市町村数（累計）	—	3 市町村	8 市町村	15 市町村	22 市町村	27 市町村

### (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 部活動や地域と連携した取組などを通じた郷土芸能の保存と継承

- ・ 郷土芸能の保存・継承を促進するため、児童生徒の部活動や地域と連携した取組などを通じた活動を促進します。

#### 2 文化財の保存と継承

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正を踏まえ、文化財の保存と活用に関する岩手県の大綱を策定するとともに、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けて情報提供や助言を行います。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護や、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、調査・指定に取り組めます。
- ・ 指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組めます。
- ・ 平泉町の柳之御所遺跡の調査研究成果を踏まえ、その整備と活用を、更に推進します。

### (4) 取組にあたっての役割分担

1 学校は、地域と連携して、児童生徒の郷土芸能の部活動等を促進するとともに、身近な歴史や文化について理解を深めるために、地域の人々との交流を行い、博物館等の社会教育施設も積極的に活用します。

2 地域は、ボランティア活動等により、部活動等を通じて郷土芸能に取り組む児童生徒を支援します。

3 県教育委員会は、市町村や関係団体との連携を深めながら、県立社会教育施設の充実や、文化財の周知、保存及び公開・活用の更なる推進に取り組めます。

また、文化財保護法の改正に伴い、文化財の適切な保存及び公開・活用に向けて、県としての大綱を策定するとともに、市町村も文化財保存活用地域計画を策定し、県と市町村が相互に協力しながら、地域の力による総合的な文化財の保存・活用と新たな文化の創造に向けて取り組めます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<p>① 部活動や地域と連携した取組などを通じた郷土芸能の保存と継承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校における郷土芸能に取り組む部活動等の促進</li> </ul>	郷土芸能に取り組む部活動等の促進 →				
<p>② 文化財の保存と継承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法の改正の周知と、文化財の保存・活用に係る県の文化財保存活用大綱の検討、策定及び周知</li> <li>市町村が策定する文化財保存活用地域計画への助言</li> <li>有形・無形文化財の調査・指定</li> <li>平泉町の柳之御所遺跡の整備と活用の推進</li> </ul>	<p>情報収集・検討委員会</p>				
	<p>大綱の策定</p>	文化財保存活用大綱に基づく保存・活用の推進 →			
	市町村における文化財保存活用地域計画策定の支援				
	<p>文化財保護法改正の周知・協議</p>	文化財調査の支援 →			
	有形・無形文化財の調査・指定 →				
	指定文化財の保存管理に係る指導・助言及び修理等への支援 →				
	柳之御所遺跡の整備と活用 →				

議案第 47 号

いわて特別支援教育推進プランの策定に関し議決を求めることについて  
いわて特別支援教育推進プランを別添のとおり策定することについて、議決を求める。

平成 31 年 3 月 26 日

岩手県教育委員会教育長 高橋 嘉行

理由

いわて特別支援教育推進プランを別添のとおり策定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



# 【概要版】 いわて特別支援教育推進プラン (2019~2023)

～ 「共に学び、共に育つ教育」の推進 ～

岩手県教育委員会

計画期間

2019年度～2023年度までの5年間

## 特別支援教育に関する現状

## 「いわて特別支援教育推進プラン (2019~2023)」

### 国の動向

- ・共生社会の形成に向けた国内法等の整備
- ・インクルーシブ教育システムの推進
- ・障がいのある方の生涯を通じた学習活動の充実
- ・新学習指導要領の告示

### 目指す姿

すべての人が互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会の実現

### 基本理念

共に学び、共に育つ教育

## いわて特別支援教育推進プラン【平成 25 年度～平成 30 年度】

## 方向性

## 主な具体的施策

★：新規・重点施策

### つなぐ

～ 就学から卒業までの一貫した支援の充実 ～

#### 〔主な施策〕

- 「教育支援のためのガイドライン」の作成・活用
- 就学支援ファイルや個別の教育支援計画の活用
- 企業との連携協議会の取組の充実・発展

#### 〔取組後の主な課題〕

- ▲教育支援に関する市町村の取組周知
- ▲取り組まれてきた指導内容等の確実な引継ぎ
- ▲キャリア教育の充実、就労の場の拡大

### 早期からの継続した教育支援体制の整備

保護者が就学に際して必要とする情報を得られ、児童生徒等への指導内容や支援方法が、就学や進学先、進級時に確実に引き継がれることを目指す。

### 卒業後を見据えた支援の充実

地域とのつながりを生かして充実した生活を送りつつ、卒業後を見据えた学習を積み重ね、地域で自立し、生活していくことを目指す。



特別支援学校技能認定会

- ★「教育支援のためのガイドライン」に基づく早期からの教育相談・支援（市町村教育委員会によるリーフレット等の作成・活用等による、就学や福祉に関する保護者への事前の情報提供）
- ★引継ぎシート等の活用による継続した支援（引継ぎシートの全県的な導入による各校種間や医療機関等との情報共有）
- 県教育支援委員会市町村教育支援委員会への助言・援助（県教育支援委員会調査員や就学支援アドバイザーの活用）

- 就労支援ネットワーク会議等を活用した、高等学校等への就労に関する情報提供
- ★特別支援学校等と地域企業との連携（サポーター企業の周知・表彰、地域における進路・就労支援等に関する情報発信）
- 特別支援学校技能認定会を活用した教育活動（進路指導の充実と教育活動の改善）

### いかに

～ 各校種における指導・支援の充実 ～

#### 〔主な施策〕

- 特別支援学校のセンター的機能の活用
- 「チームで取り組む特別支援教育の手引き」の作成・活用
- 各校種、各職種に応じた研修の実施
- 「交流籍」を活用した交流及び共同学習の継続・充実

#### 〔取組後の主な課題〕

- ▲多様な相談等に対応するための支援体制
- ▲一斉指導と個別指導の両面からの指導・支援
- ▲各校種、各職種に応じた継続的な研修の実施
- ▲各校種における交流及び共同学習の推進

### 地域資源等を活用した指導・支援の充実

各校において地域資源を活用した指導・支援の取組の改善に努めることを通して、支援を必要とする児童生徒等の学習や生活の充実を目指す。

### 多様なニーズに対応した指導・支援の充実

各校・機関等における教職員の専門性向上の取組を通して、学習や生活の質の向上を目指す。

### 連続性のある多様な学びの場の充実

各園・校において、交流及び共同学習や教員同士の交流が行われ、相互理解の深まりや教員の指導力向上を目指す。

- ★地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援（「特別支援教育中核コーディネーター」の養成・委嘱）
- 複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等の実施
- エリアコーディネーターの配置・運用

- ★各校種の特別支援教育の推進に係る研究（学習指導要領の改訂等を踏まえた研究と研究成果の普及）
- ★多様性を前提とした学級経営、教科教育と特別支援教育の融合
- ★特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修（「継続型ステップアップ研修」の実施）
- ★特別支援学校における研究・研修の充実による授業力向上

- ★すべての校種における交流及び共同学習（「交流籍」の活用やスポーツ活動、文化芸術活動を通じた交流及び共同学習）
- 特別支援学校教員と小中学校等教員との交流

### 支える

～ 教育環境の充実・県民理解の促進 ～

#### 〔主な施策〕

- 特別支援学級等の充実、盛岡となん支援学校移転等
- 県民向け講演会、ボランティア養成講座の開催

#### 〔取組後の主な課題〕

- ▲各校種の実情に応じた計画的な教育諸条件の整備
- ▲県民の理解と生涯学習の推進

### 多様なニーズに対応した教育諸条件の充実

児童生徒等が、それぞれの学びの場で教育的ニーズに応じた学習内容に取り組むことができることを目指す。

### 共生社会の形成に向けた県民の理解

特別支援教育への関心や理解が広がり、特別支援教育の推進を支える県民が増えることを目指す。

- ★特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備
- ★特別支援学校の整備推進（整備計画の策定）
- ★地域に根ざす特別支援学校分教室の運用
- ★医療との連携による多様な学びの場の保障（長期入院児童生徒への訪問教育等の拡充）

- 県民向け公開講座（広報活動等の充実）
- 特別支援教育サポーター養成
- ★スポーツ活動、文化芸術活動を通じた生きがいづくり、地域とのつながりづくり



絵画 「Try スポーツがんばろう!!」

(案)

# いわて特別支援教育推進プラン (2019~2023)

～「共に学び、共に育つ教育」の推進～

つなぐ



塑像「約束」

いかす



写真「なかよし」

支える



写真「県立療育センター・県立盛岡となん支援学校落成式の朝」

平成 31 年 3 月

岩手県教育委員会

## はじめに

「特殊教育」から「特別支援教育」へ転換となり 10 年が経過し、「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行、「第 3 期教育振興基本計画」、「障害者基本計画（第 4 次）」の策定等が行われ、多様な教育的ニーズに対応した切れ目ない支援体制の構築が益々重要となってきました。

本県では、平成 25 年度からの 5 年間の計画期間とする「いわて特別支援教育推進プラン」に基づき、各市町村における早期からの支援、特別支援学校による地域支援、教職員の専門性の向上、県民の特別支援教育への理解促進等に取り組んできました。

また、東日本大震災津波発災以降に取り組んできた「いわての復興教育」の教育的価値の一つである「かかわる」に示された「仲間や地域の人々とのつながり」や「地域づくり」等は、特別支援教育の推進によって目指す共生社会の実現にも通じるものです。

今般策定いたしました、新しい「いわて特別支援教育推進プラン」は、このような状況を踏まえるとともに、「いわて県民計画（2019～2028）」、「岩手県教育振興計画」の内容と整合性を図りつつ、外部有識者等による策定検討委員会における議論や、教育関係者・保護者を対象としたアンケート調査、パブリックコメント等による様々な御意見の集約等を通じて、本県の特別支援教育の現状や方向性を整理した上で、平成 31 年度から 5 年間にわたる具体的な施策を示したものです。

本プランは、現行プランの「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードによる施策の基本的方向性を継承しつつ、早期からの教育相談・支援、就学移行期等の情報共有、各校における主体的な取組、地域における関係機関との連携、教育的ニーズに対応した指導・支援、児童生徒や教員同士の交流、多様な学びの場の充実、外部専門家・医療との連携、県民理解の促進等に重点的に取り組んでいくことにより、本県の特別支援教育の基本理念である「共に学び、共に育つ教育」のさらなる推進につなげていこうとするものです。

「いわての復興教育プログラム」には、「支援する側、される側という関係ではなく、未来をつくる仲間になりましょう。」という生徒の言葉が掲げられています。

この言葉には、すべての人が互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会の実現への真摯な願いが込められています。

保護者の方々をはじめ、県民の皆様、教育関係者におかれましては、本プランの趣旨を御理解いただき、施策の円滑な推進に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

岩手県教育委員会  
教育長 高橋 嘉行

# 目 次

## I 新しい「いわて特別支援教育推進プラン」の方向性

- 1 特別支援教育に関する推進プランの概要と国の動向 ..... 1
- 2 「いわて特別支援教育推進プラン【平成 25 年度～平成 30 年度】」の成果と課題 ..... 3
- 3 新しい「いわて特別支援教育推進プラン」の方向性 ..... 9

## II 「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」

- 1 「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」の概要 ..... 10
- 2 「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」の施策の方向性 ..... 11

### つなぐ ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～

- (1) 早期からの継続した教育支援体制の整備 ..... 11
- (2) 卒業後を見据えた支援の充実 ..... 13

### いかす ～各校種における指導・支援の充実～

- (1) 地域資源を活用した指導・支援の充実 ..... 14
- (2) 多様なニーズに対応した指導・支援の充実 ..... 16
- (3) 連続性のある多様な学びの場の充実 ..... 19

### 支える ～教育環境の充実・県民理解の促進～

- (1) 多様なニーズに対応した教育諸条件の充実 ..... 20
- (2) 共生社会の形成に向けた県民の理解 ..... 22



モザイク画「一本桜」



写真「奇跡の一本松 2019」

※障がい：岩手県においては、平成 20 年 4 月から、障害の「害」の字をひらがな表記に変更している。ただし、「障害者基本法」などの法令等の表記については、それぞれの法令等の表記に従って漢字表記の場合もある。本冊子においても、同様の表記とする。

※掲載写真・絵画等：本県特別支援教育への理解を図ることを目的として、新しい「いわて特別支援教育推進プラン」に係る冊子・リーフレット等への掲載作品募集を実施し、県内の園・学校等から応募された作品を掲載している。



# I 新しい「いわて特別支援教育推進プラン」の方向性

## 1 特別支援教育に関する推進プランの概要と国の動向

特別支援教育に関するこれまでの推進プランの概要や策定の背景、国の動向等を、以下に示します。

### ◇「特別支援教育の推進について（通知）」※<sub>1</sub>

文部科学省初等中等教育局長通知（H19）

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

### ◇「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」

岩手県発達障がい者支援体制検討委員会・広域特別支援連携協議会※<sub>2</sub>報告（H20）

#### 【基本理念】

「共に学び、共に育つ教育」の推進

#### 【特別支援教育の目指す姿】

- ▶ 身近な地域において、一人一人の教育的ニーズに応じる教育
- ▶ 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが自己実現できる教育
- ▶ 幼児期からの継続的・系統的な教育

### ◇「いわて特別支援教育推進プラン」（H21）

#### 【特徴と主な施策】

「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」を受けた施策

- ・「交流籍」を活用した交流及び共同学習
- ・特別支援教育エリアコーディネーター配置

### ◇「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」※<sub>3</sub>（H23）

#### 【目的】

障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら、心豊かに主体的に生活することができる（共に学び共に生きる）地域づくり

#### 【教育に関する内容】

- ・交流機会の拡大（第9条）
- ・教育の支援体制の整備及び充実（第12条）

※1 特別支援教育の推進について（通知）：特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、各学校において行う特別支援教育の基本的な考え方、留意事項等を示したもの。

※2 岩手県発達障がい者支援体制検討委員会・広域特別支援連携協議会：障がい児（者）の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援の推進を図るため、関係機関の連携と必要事項の検討を行う。岩手県保健福祉部障がい保健福祉課及び岩手県教育委員会事務局学校教育課による共同設置。

※3 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例：障がいについての理解の促進と障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関して、基本理念や県等の責務、役割等を定めた条例。平成22年12月に全国で3番目に制定。

◇「いわて特別支援教育推進プラン【平成 25 年度～平成 30 年度】」(H25) (以下「現推進プラン」)

【特徴と主な施策】

「つなぐ」、「いかす」、「支える」のキーワードによる施策の構成

「つなぐ」・・・就学から卒業後までの一貫した支援の充実  
「いかす」・・・各校種における指導・支援の充実  
「支える」・・・教育環境の充実・県民理解の促進

- ・県就学指導委員会の機能改善
- ・重度・重複障がい、小・中・義務教育学校通常の学級等に係る研究

◇現推進プラン策定後の国の主な動向

<共生社会<sup>※4</sup>の形成に向けた国内法等の整備>

- 平成 26 年 1 月 「障害者の権利に関する条約<sup>※5</sup>」 批准
- 平成 28 年 4 月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律<sup>※6</sup>」 施行
- 平成 28 年 8 月 改正「発達障害者支援法」 施行
- 平成 30 年 3 月 「障害者基本計画（第 4 次）」 閣議決定

<インクルーシブ教育システム<sup>※7</sup>推進のための関係法等の整備>

- 平成 25 年 9 月 就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の一部改正
- 平成 28 年 12 月 通級による指導<sup>※8</sup>に関する学校教育法施行規則の一部改正
- 平成 29 年 3 月 各校種における新学習指導要領の告示

<障がいのある方の生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた取組>

- 平成 29 年 4 月 文部科学省生涯学習政策局「障害者学習支援推進室」 設置

これまでの推進プランによる本県の特別支援教育の現状を踏まえつつ、インクルーシブ教育システム、障がいのある方の生涯を通じた学習活動、教育環境の整備等の充実に向けた取組を着実に進め、共生社会の実現につなげていくことが必要です。

※4 共生社会：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある方等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

※5 障害者の権利に関する条約：平成 18 年 12 月に国連総会において採択された障がい者に関する初めての国際条約。我が国は平成 19 年 9 月に署名し、平成 26 年 1 月の批准書の寄託を経て、平成 26 年 2 月 19 日から我が国について効力が発生。合理的配慮<sup>※9</sup>やインクルーシブ教育システム等の理念を提唱。

※6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的として制定。

※7 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある方が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある方と障がいのない方が共に学ぶ仕組み。自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な仕組みの整備も必要とされる。

※8 通級による指導：通常の学級に在籍し、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした特別の指導。

※9 合理的配慮：「障害者の権利に関する条約」第 2 条において、合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされている。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

## 2 「いわて特別支援教育推進プラン【平成 25 年度～平成 30 年度】」の成果と課題

現推進プランでは、「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードによって、施策の方向性についての基本的な考え方を表し、具体的施策として、県就学指導委員会の機能改善や、重度・重複障がい等に係る研究、特別支援学校による小・中・義務教育学校等への継続型訪問支援、県民を対象とした特別支援教育に係る講演会の開催の取組を展開してきました。

新しい推進プランの策定に向け、現在の特別支援教育の推進状況を把握するため、平成 29 年 7 月から 9 月に実施した調査（以下「策定調査」という。）によると、現推進プランの取組により、教育相談や支援体制の整備、地域資源を活用した指導・支援の充実等に一定の成果を挙げてきた一方で、今後の課題が明らかとなりました。併せて、各学校等の現状や、共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進に当たって、教育関係者・保護者等が、現在の岩手県において重要なこととして感じている点についても確認することができました。

現推進プランの達成状況と成果、課題を以下に示します。

### つなぐ ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～

#### 【達成状況】

#### ○ 早期からの教育相談・支援体制の整備 <策定調査による肯定的評価 91.3%>

##### ▶ 「今後の就学指導のためのガイドライン」の改訂

平成 28 年 3 月に「教育支援のためのガイドライン」を作成・配布するとともに、市町村就学支援担当者研修会において周知と活用を図りました。

##### ▶ 県就学指導委員会の機能改善

教育上特別な支援を必要とする児童生徒等の就学先決定時のみならず、就学先決定後の学校生活における支援の内容等についての調査審議、助言をさらに充実させ、国の示す方向性を強化していくために、平成 29 年 3 月に「岩手県教育支援委員会」と名称を変更するなどの改正を行いました。

【表 1】就学支援ファイル<sup>※10</sup>等を作成・活用している市町村の割合

現推進プラン策定時 (H24 年度)	達成状況 (H29 年度)	目標値 (H30 年度)
39.4%	100%	100%

#### ○ 卒業後を見据えた支援の充実 <策定調査による肯定的評価 93.2%>

##### ア 諸計画の作成と活用による情報の共有化

##### ▶ 「就学支援ファイル」や個別の教育支援計画<sup>※11</sup>の活用による情報の共有化

「教育支援のためのガイドライン」に、「就学支援ファイル」を活用した先進的な取組をしている市町村の事例を掲載し、平成 24 年度に作成・配布した「「個別の教育支援計画」の作成と活用」とともに、研修会での周知・活用を図りました。

【表 2】個別の教育支援計画を作成・活用している学校の割合

現推進プラン策定時 (H24 年度)	達成状況 (H29 年度)	目標値 (H30 年度)
44.7%	89.0%	100%

※10 就学支援ファイル：教育上特別な支援を必要とする幼児等を対象として、実態、保護者の願い、教育、福祉、医療等の支援を記録するためのファイル、就学先を検討する際の資料や引継資料として活用される。市町村により、「就学支援ファイル」「就学支援シート」「PASS」等、名称や形態が異なる。

※11 個別の教育支援計画：教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の幼児期から卒業後までを見通し、一貫して的確な支援を行うことを目的に、ライフステージに応じた教育支援の内容・方法等について、学校が中心となって関係機関と連携・協力しながら、作成する計画。

イ 進路・就労支援の充実  
(高等学校)

▶ 特別な教育的支援を必要とする生徒の進路等に係る調査・研究

教育上特別な支援を必要とする生徒の進路・就労状況について把握し、適宜、特別支援学校が開催している就労支援ネットワーク会議<sup>※12</sup>への参加について各高等学校に働きかけたり、特別支援学校教員が高等学校を訪問しての相談を実施したりしました。

▶ 関係機関と連携した現場実習・就労先の確保

特別支援学校から各高等学校へ、就労支援ネットワーク会議等の案内や、関係機関との連携、現場実習、就労支援に関する情報提供を行いました。

(特別支援学校)

▶ 企業との連携協議会<sup>※13</sup>の取組の充実・発展

平成29年度は、8地区において実施し、70企業が参加しました。

【表3】特別支援学校高等部新規卒業者のうち、一般就労希望者の就職率

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
94.6%	100%	100%

【成果】

- ◎各市町村における就学支援ファイル等による取組や、各校における個別の教育支援計画等による取組により、早期からの支援や卒業後を見据えた支援が広がってきています。
- ◎卒業後を見据えた指導・支援や、取り組んできたことの引継ぎの大切さについては、理解が図られてきているものと推察されます。
- ◎就労支援ネットワーク会議や、企業との連携協議会により、特別支援学校と地域企業とのつながりが深まってきており、そのつながりが、高等学校へと広がってきています。

【課題】

- ▲各市町村においては、就学支援ファイルや相談体制について、保護者等への一層の周知を図り、早期からの継続した教育支援につなげていく必要があります。
- ▲幼児児童生徒の特性や、取り組まれてきた指導内容や支援方法等を確実に進級・進学先等に伝えるための具体策を講じる必要があります。
- ▲教育上特別な支援を必要とする生徒の就労に関して、企業等と連携を図りながら一層の拡大に向けた取組を行う必要があります。
- ▲キャリア教育の充実とともに、保護者等への情報提供や相談体制を整えていく必要があります。

※12 就労支援ネットワーク会議：県内10地区に設置されており、特別支援学校とハローワーク、市町村保健福祉課、広域振興局、福祉事業所等が構成メンバーとなり、特別支援学校高等部生徒や卒業生の就労・生活状況に係る情報交換を年2回程度行う。

※13 企業との連携協議会：地域の事業所・企業に特別支援学校や障がいのある生徒への理解促進・就労への協力等を得るために、地域の特別支援学校と地域企業等とが情報交換を行う。正式名称は、「特別支援学校と企業との連携協議会」。

## いかす ～各校種における指導・支援の充実～

### 【達成状況】

#### ○ 地域資源を活用した指導・支援の充実 <策定調査による肯定的評価 88.0%>

##### ア 特別支援学校のセンター的機能の活用

###### ▶ 継続型訪問による指導・支援の充実

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教育エリアコーディネーター<sup>※14</sup>が、幼稚園や認定こども園、保育所、特別支援学級が設置されている小・中・義務教育学校80園・校を対象(H29実績)に、複数回、訪問による支援を実施しました。

###### ▶ 特別支援教育コーディネーターの連絡会を活用した指導・支援の充実

県内4地区において特別支援教育コーディネーター連絡会<sup>※15</sup>による研修会等を開催し、特別支援学校と小・中・義務教育学校等の特別支援教育コーディネーターが参加しました。

【表4】特別支援教育コーディネーター連絡会に参加した市町村の割合

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
0%	100%	100%

##### イ 地域の特別支援学級の充実

###### ▶ 地域の特別支援学級を活用した専門性の向上

県内2地域の協力地域による実践をまとめ、県教育研究発表会での実践報告や、各市町村教育委員会等への成果物の作成・配布、各種研修会での活用を行いました。

【表5】特別支援学級が授業交流・研修会等を実施した市町村(同一校種で複数の特別支援学級設置校のある市町村に限る)の割合

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
0%	100%	100%

##### ウ 外部の人材の活用

###### ▶ 地域の外部専門家を活用した指導・支援の充実

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等<sup>※16</sup>を、希望のあった県内8校の特別支援学校に20名配置し、成果等の事例を特別支援学校連絡協議会等において共有しました。

【表6】外部専門家の活用に関する理解と普及を図った特別支援学校の割合

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
42.8%	100%	100%

##### エ 特別支援教育エリアコーディネーターの配置による市町村教育委員会への支援の充実

###### ▶ 特別支援教育エリアコーディネーターの配置による指導・支援の充実

各教育事務所管内に設置されている特別支援学校のうち1校に各1名の配置を継続し、各教育事務所や各市町村教育委員会特別支援教育担当と連携を図りながら、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援の充実につなげました。

※14 特別支援教育エリアコーディネーター：平成22年度から、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター専任化を実施しており、特別支援教育エリアコーディネーターとして、各教育事務所管内の地域に設置されている特別支援学校のうち1校に、各1名配置している。なお、各園・校においては、校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図る役割を担う教員が、特別支援教育コーディネーターとして所属長から任命されている。

※15 特別支援教育コーディネーター連絡会：特別支援学校と小・中・義務教育学校等との連携を図る体制を整備し、児童生徒への指導・支援の充実を図ることを目的として、支援に係る情報の共有や提供、研修等を行っている。地域の特別支援学校が企画・運営し、適宜、各校種の特別支援教育コーディネーターと共に実施している。

※16 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等：理学療法士(PT)とは、呼吸状態や姿勢等に関する身体機能面からの評価、学校生活で可能な運動機能の改善・向上についての指導、障がいの状態に応じた椅子や机など備品の評価・改善等を行う者。作業療法士(OT)とは、着替え、排せつ、食事、道具の操作等の日常生活動作の評価及びこれらの日常生活動作を獲得するための補助具等の制作・必要性の評価、日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の製作等を行う者。言語聴覚士(ST)とは、言葉の発声・発音の評価、食べる機能の評価・改善、人工内耳を装着した児童生徒等の聞こえの評価・改善等を行う者。

○ 多様なニーズに対応した指導・支援の充実 <策定調査による肯定的評価 94.1%>  
(幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校)

▶ 多様なニーズに対応した個別の指導計画の活用と充実

特別支援教育担当者が参加する研修や、各校における研修において、総合教育センター所員や特別支援教育エリアコーディネーター等が、個別の指導計画の活用事例や指導の充実につなげる方法等についての講義を行い、各校における活用につなげました。

▶ 特別支援学級・通級指導教室を活用した通常の学級への支援に係る研究

平成26年度から平成27年度に総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、「チームで取り組む特別支援教育の手引」の作成・配布、各種研修会での周知・活用を図りました。

(特別支援学校)

▶ 重度・重複障がいの教育内容・指導方法に係る研究

平成27年度から平成28年度に盛岡青松支援学校、花巻清風支援学校、総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、研究成果物の作成・Webページ掲載、各種研修会での周知・活用を図りました。

【表7】保護者との情報共有など個別の指導計画を活用した公立の幼稚園及び学校の割合

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
0%	96.2%	100%

○ 交流及び共同学習の充実 <策定調査による肯定的評価 95.8%>

▶ 「交流籍<sup>※17</sup>」を活用した居住地の小・中学校との交流及び共同学習の継続と充実

平成25年度に花巻清風支援学校、総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、「交流及び共同学習ガイドブック」の作成・配布、各種研修会での周知・活用を図りました。平成29年度は、361名の特別支援学校の児童生徒が、「交流籍」を活用して居住する地域の小・中・義務教育学校での交流及び共同学習を行いました。また、幼稚園や認定こども園、保育所、高等学校においても、近隣の特別支援学校との交流及び共同学習を積み重ねています。

【成果】

- ◎特別支援学校が、地域の特別支援教育を推進する役割を担っています。
- ◎地域の中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした授業交流・研修等の取組が広がり、教育論や指導方法等の共有・継承が行われるようになってきています。
- ◎総合教育センターの研究を活用して、通常の学級における教育実践や、重度・重複障がいの教育内容・指導方法が高まってきています。
- ◎交流及び共同学習により、居住する地域や児童生徒同士のかかわりが広がってきています。

【課題】

- ▲多様な相談等に対応するための支援体制を整えていく必要があります。
- ▲校内や地域資源の調整・連携に係る支援体制、通常の学級における一斉指導と個別指導の両面からの指導・支援の改善策を講じる必要があります。
- ▲幼稚園段階、小・中・義務教育学校、高等学校における特別支援教育の専門性、特別支援学校における各教科等の専門性の向上を図るなどして、各校種における指導・支援の一層の充実につなげていく必要があります。
- ▲児童生徒等の教育的ニーズや、目標、活動を確認したうえで、各校種における交流及び共同学習を推進していく必要があります。

※17 交流籍：特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中・義務教育学校に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒同士のかかわりの広がりや深まりにつなげる。

支える ～教育環境の充実・県民理解の促進～

【達成状況】

○ 教職員等の専門性の向上 <策定調査による肯定的評価 95.1%>

▶ 公立小・中学校管理職を対象とした研修

管理職を対象とした研修に特別支援教育の内容を組み入れるとともに、岩手県特別支援学級設置学校長協議会<sup>※18</sup>等と連携を図りながら研修の機会を設定しました。

▶ 市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事の専門性の向上

指導主事協議会や市町村就学支援担当者研修会等において、特別支援教育に関する内容を取り扱うとともに、特別支援教育エリアコーディネーターが各教育事務所や市町村教育委員会特別支援教育担当と日常的な連携を図りました。

▶ 各校種における特別支援教育の理解及び指導・支援に係る研修

すべての校種の初任者研修やライフステージ別の研修において、特別支援教育に関する内容を組み入れるとともに、課題に応じた研修講座の開設や、学校等の要請による研修への対応など、多様な内容・形態での研修を行いました。

▶ 地域における特別支援教育のリーダーの養成

平成25年度から平成29年度の期間、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所への専修プログラムに20名、総合教育センターの長期研修に39名、岩手大学教職大学院に2名の教員を派遣し、特別支援教育推進のリーダーの養成を図りました。

▶ 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に係る研修

総合教育センターにおいて、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を開催するとともに、県内4地区において特別支援教育コーディネーター連絡会による研修会等を開催しました。

▶ 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に係る研修

総合教育センターにおいて、教育相談や特別支援教育に関する長期研修や、研修講座を開設するとともに、各校における校内研修への支援を行いました。

▶ 寄宿舎における生活指導の充実

総合教育センターにおいて、寄宿舎指導員を対象とした研修講座を開設しました。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開催している特別支援学校寄宿舎指導実践協議会に寄宿舎指導員を派遣しました。

【表8】上記の施策の具体的取組に関する研修（指導主事の専門性の向上）の実施率

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
0%	100%	100%

○ 多様なニーズに対応した教育諸条件の充実 <策定調査による肯定的評価 92.4%>

ア 小・中学校における教育諸条件の充実

▶ 特別支援学級及び通級指導教室の充実

特別支援学級及び通級指導教室担当者の課題やニーズに対応する内容を特別支援教育新任担当教員研修講座、通級による指導担当養成講座等に盛り込み、各教育事務所や総合教育センターと連携しながら実施しました。

イ 高等学校における教育諸条件の充実

▶ 高等学校における障がいのある生徒の受入れに係る調査・検討

特別支援教育に関する法改正の動向を注視するとともに、各自治体の受入れ状況を確認しながら、今後の高等学校における特別支援教育体制に係る検討を行いました。

▶ 特別支援教育校内委員会の活性化

各校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の開催や、県教育委員会特別支援教育担当・高校教育担当が各校を訪問しての研修を継続し、特別支援教育校内委員会の意義や役割、具体的な進め方について周知を図りました。

※18 岩手県特別支援学級設置学校長協議会：特別支援学級や通級による指導を設置している小・中・義務教育学校の校長により組織されている協議会。管理運営に関する調査研究、特別支援教育並びに特別支援教育一般についての研修活動を主な事業としている。

▶ 特別支援教育支援員<sup>※19</sup>の配置

平成 29 年度は、希望する高等学校 37 校に 38 名の特別支援教育支援員を配置しました。また、平成 25 年度に総合教育センターが作成した「特別支援教育支援員の業務推進の手引」を総合教育センターWeb ページへ掲載するとともに、各種研修会で活用しました。

【表 9】特別支援教育校内委員会を開催した高等学校の割合

現推進プラン策定時 (H24 年度)	達成状況 (H29 年度)	目標値 (H30 年度)
63.8%	100%	100%

ウ 特別支援学校における教育諸条件の充実

▶ 多様なニーズに対応した知的障がい特別支援学校高等部の在り方の検討

知的障がい特別支援学校高等部の現状を確認するとともに、今後の在り方について検討し、生徒の自立と社会参加を見据えた教育課程、企業との連携協議会の充実、技能認定制度の創設についての方向性を定めました。

▶ 盛岡となん支援学校移転に伴う現校舎の活用の検討

盛岡みだけ支援学校の教室不足などの課題解消のため、知的障がいのある児童生徒を対象とした新設校の開校に向けて、具体的な検討・調整を進めました。

○ 共生社会の形成に向けた県民の理解・啓発 <策定調査による肯定的評価 77.8%>

▶ 特別支援教育に係る理解・啓発の更なる推進

県民を対象とした特別支援教育に係る講演会を平成 26 年度から平成 29 年度の期間に延べ 12 会場で実施し、852 名の県民の皆様にご参加いただきました。また、地域の要望に応じながら研修講座を実施したり、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のキャリア教育や就労に向けた啓発資料を作成・配布したりしました。

▶ 特別支援教育ボランティアの養成と活用の充実

各特別支援学校においてボランティア養成講座を開催し、受講された方々に、授業や校外学習・行事等へのボランティア活動にご協力いただきました。

【表 10】ボランティア活動に参加した延べ人数（年間）

現推進プラン策定時 (H24 年度)	達成状況 (H29 年度)	目標値 (H30 年度)
52 人	174 人	70 人

【成果】

◎教職員等への研修が計画的に進められ、特別支援教育に関する理解や専門性の向上が図られ、特別支援教育の推進につながられてきています。

◎全市町村へのことばの教室設置や、特別支援学級等の新設(H24:537 学級→H29:776 学級)、盛岡となん支援学校の移転、知的障がい特別支援学校の新設決定等、教育諸条件の整備が進められてきています。

【課題】

▲特別支援学校が設置されていない圏域、長期入院児童生徒への学びの場、各校種の実情に応じた教育諸条件等に対する計画的な整備が必要です。

▲策定調査の結果から、共生社会の具体的なイメージや、現在の学校における特別支援教育の取組について、他部局等と連携しながら県民へ向けた情報をさらに発信していく必要があります。

▲スポーツ活動、文化芸術活動の充実による、生涯学習の推進につなげていく必要があります。

※19 特別支援教育支援員：食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、児童生徒に対する学習支援、安全確保などの学習活動上の支援を行う者。



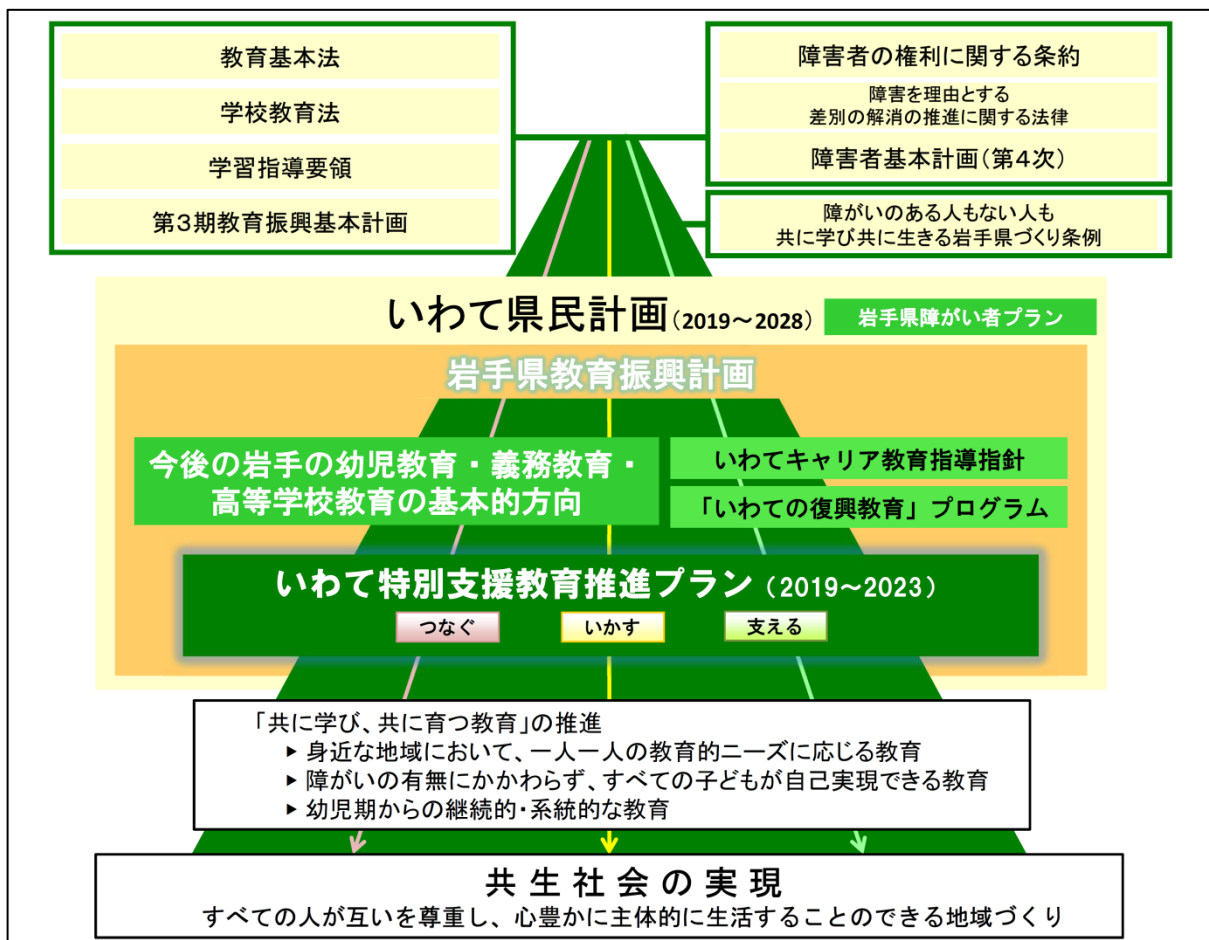
### 3 新しい「いわて特別支援教育推進プラン」の方向性

本県特別支援教育の方向性を示す「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」（以下「新推進プラン」という。）では、これまでの推進プランの基本理念である「共に学び、共に育つ教育」を継承しつつ、すべての人が互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会の実現を目指していきます。

新推進プランは、現推進プランと同様に「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の趣旨を踏まえるとともに、「いわて県民計画（2019～2028）」、「岩手県教育振興計画」の基本目標及び政策推進の基本方針や県教育委員会等における他の計画、「岩手県障がい者プラン」との整合性を図りながら取組を進めていきます。

新推進プランは、国の動向や、本県の特別支援教育に関する現状等を踏まえた上で、「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードごとの施策の方向性と具体的施策により構成します。また、具体的施策を推進する上で、中心となって取り組む対象を明確にすることにより、実行性のある計画とします。

新推進プランは、概ね10年後を見据えながら、西暦2019年から西暦2023年までの5年間の計画とし、代表的な指標と目標値の設定・評価により進捗状況を把握し、各施策の方向性として設定する目指す姿に迫っているかについて評価します。なお、特別支援教育に関する国内外の動向、現状や課題の変化等によって、新推進プランの実行期間内であっても必要に応じた見直しを行います。

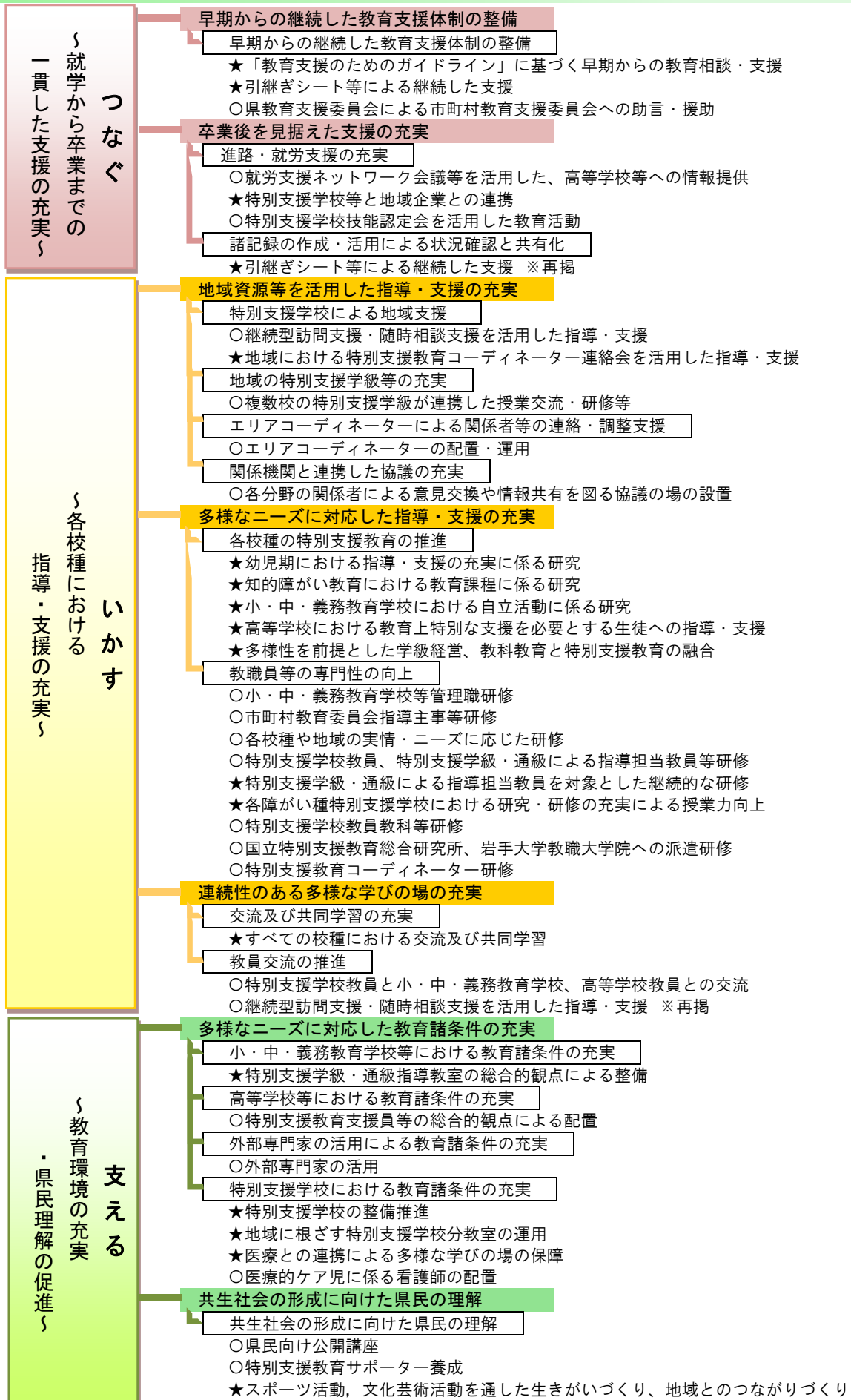


【図】いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）の方向性概念

# Ⅱ 「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」

## 1 「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」の概要

★：新規・重点施策



## 2 「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」の施策の方向性

### つなぐ ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～

【「つなぐ」目標指標※20】 早期からの教育相談・支援体制が整備されてきていると感じる保護者等の割合	現状値 (2017) 84.3%	目標値 (2023) 91.0%	【目標値の考え方】 2017年調査における回答者全体の肯定的評価割合91.8%に近づくことを目指す。
---	------------------------	------------------------	---

#### (1) 早期からの継続した教育支援体制の整備

就学から卒業までの一貫した支援の充実のためには、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」として捉えることが必要です。

そこで、新推進プランにおいては、就学前及び就学移行期に焦点を当てた具体的施策を展開し、早期からの継続した教育支援体制の整備につなげていきます。

#### <目指す姿>

- ・教育上特別な支援を必要とする幼児の保護者が、就学に際して必要とする情報を得られる。
- ・教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導内容や支援方法が、進級や進学先等に引き継がれる。

#### <進捗状況確認指標>

教育支援に係るリーフレット等を活用して保護者への事前の情報提供、就学支援を行っている市町村数の割合

現状値 (2017)	目標値 (2023)
42.4%	100%

### 具体的施策 ★：新規・重点施策 <実施単位※21>

#### 早期からの継続した教育支援体制の整備

#### ★「教育支援のためのガイドライン」に基づく早期からの教育相談・支援

##### <県(学教)>

- ・市町村就学支援・保健福祉・幼児教育担当者への「教育支援のためのガイドライン」の理解促進
- ・教育支援に関する各市町村への助言・援助

##### <市町村、幼保、小、中、高、特>

- ・教育支援に係るリーフレット等の作成・活用による、就学や福祉に関する保護者への事前の情報提供・就学支援
- ・就学後の合理的配慮や学びの場等の継続した検討・調整

※20 目標指標：新推進プランの取組結果を測る一つの指標。「つなぐ」、「いやす」、「支える」の三つのキーワードごとに設定。

※21 実施単位：具体的施策を推進する上で、中心となって取り組む対象をいい、以下の略称によって表す。

県民：岩手県民、県(教職)：県教育委員会事務局教職員課、県(学教)：県教育委員会学校教育課、県(学調)：県教育委員会事務局学校調整課、県(保体)：県教育委員会事務局保健体育課、県(生文)：県教育委員会事務局生涯学習文化財課、県(教企)：県教育委員会事務局教育企画室、教事：教育事務所、県(教セ)：総合教育センター、県(保福)：県保健福祉部、県(商工)：県商工労働観光部、県(文ス)：県文化スポーツ部、市町村：市町村関係課、幼保：幼稚園、認定こども園、保育所、小：小学校、義務教育学校前期課程、中：中学校・義務教育学校後期課程、高：高等学校、特：特別支援学校、医：医療機関、研団：自主研究団体、障団：障がい関係団体、大学：大学

★引継ぎシート等の活用による継続した支援

＜県(学教)、県(教セ)＞

- ・引継ぎシートの開発

＜市町村、幼保、小、中、高、特、医＞

- ・各市町村における引継ぎシート等の活用による継続した支援
- ・中学校段階から高等学校段階への調査書・引継ぎシートを活用した継続支援
- ・引継ぎシートの活用による各校と医療機関等との情報共有・継続した支援

2019	2020	2021	2022	2023
◆引継ぎシートの開発・試行実施	◆引継ぎシートの取組周知・先行実施	◆引継ぎシートの作成・活用		→

○県教育支援委員会による市町村教育支援委員会への教育支援に関する助言・援助

＜県(学教)、特＞

- ・県教育支援委員会調査員<sup>※22</sup>による、各市町村教育支援状況の確認、県教育支援委員会への報告、市町村教育支援委員会への運営支援
- ・県教育委員会学校教育課や就学支援アドバイザー<sup>※23</sup>による、市町村教育委員会への教育支援に関する助言・援助



絵画「お花畑」

※22 県教育支援委員会調査員：県教育支援委員会に置く、専門的事項を調査する者。特別支援教育エリアコーディネーターが任命されている。

※23 就学支援アドバイザー：各市町村教育委員会において、特別な支援を必要とする幼児等の就学に関する相談や、学びの場の調整・決定・変更の就学支援が円滑に進むことができるよう、就学支援ファイルや引継ぎシートの作成・活用、市町村教育支援委員会の運営への助言を行う者。

## (2) 卒業後を見据えた支援の充実

就学から卒業までの一貫した支援の充実のためには、各校種において卒業後の進路や就労を見据えることができること、卒業後を見据えた指導・支援を積み重ねること、その取組を引き継ぐことなどについても必要です。

そこで、新推進プランにおいては、地域のつながりを生かすとともに、卒業後を見据えた進路・就労支援、卒業後の学校や企業・福祉機関等との情報共有の視点による具体的施策を展開し、卒業後を見据えた支援の充実につなげていきます。

### <目指す姿>

- ・教育上特別な支援を必要とする児童生徒が、地域とのつながりを生かして充実した学校生活を送りつつ、卒業後を見据えた学習を積み重ねる。

### <進捗状況確認指標>

企業との連携協議会の事業に参加した企業数

現状値 (2017)	目標値 (2023)
70 企業	100 企業

## 具体的施策 ★：新規・重点施策 <実施単位>

### 進路・就労支援の充実

#### ○就労支援ネットワーク会議等を活用した、高等学校等への情報提供

<特>

- ・就労支援ネットワーク会議に関する周知・運営

<高>

- ・高等学校主催の会議に関する周知・運営

<県(商工)>

- ・企業等への説明会や就職相談会の周知等

#### ★特別支援学校等と地域企業等との連携

<県(学教)、県(商工)、県(保福)、特>

- ・サポーター企業の周知・表彰
- ・地域における進路・就労支援等に関する情報の発信

<特、県民>

- ・企業との連携協議会の実施

#### ○特別支援学校技能認定会を活用した教育活動

<特>

- ・特別支援学校技能認定会を生かした進路指導の充実
- ・特別支援学校技能認定会の実施を踏まえた、教育活動の改善



写真「特別支援学校技能認定会」

### 諸記録の作成・活用による状況確認と共有化

#### ★引継ぎシート等による継続した支援 1(1)再掲

## いかす ～各校種における指導・支援の充実～

【「いかす」目標指標】 幼稚園等、小・中・義務教育学校、 高等学校、特別支援学校において、 計画的な指導・支援を行っている と感じる保護者等の割合	現状値 (2017)	目標値 (2023)	【目標値の考え方】 2017年調査における回答者全 体の肯定的評価割合 94.1%に近付 くことを目指す。
	91.7%	94.0%	

### (1) 地域資源を活用した指導・支援の充実

各校種における指導・支援の充実のためには、各校において特別支援教育を主体的に推進していくことを前提としながら、地域における関係機関と連携を図り、指導・支援の方向性を定めつつ、日々改善に努めていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、特別支援学校や福祉機関等との連携、公立及び私立のすべての校種における特別支援教育体制への支援、相談体制の整備等に焦点を当てた具体的施策を展開し、地域資源を活用した指導・支援の充実につなげていきます。

#### <目指す姿>

- ・各校において地域資源を活用した指導・支援の改善に努め、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の学習や生活の充実につなげる。

#### <進捗状況確認指標>

特別支援教育中核コーディネーター※24やエリアコーディネーター等を活用して、指導・支援の改善に努めている市町村の割合

現状値 (2017)	目標値 (2023)
新規	100%

### 具体的施策 ★：新規・重点施策 <実施単位>

#### 特別支援学校による地域支援

#### ○継続型訪問支援・随時相談支援を活用した指導・支援

<特>

- ・小・中・義務教育学校の特別支援学級や幼稚園等への継続型訪問支援の実施
- ・すべての校種への随時相談支援の実施
- ・教育相談リーフレットの作成・配布

<幼保、小、中、高>

- ・適時性・継続性等の視点による段階的な支援

(例 校内での一次支援、近隣校や関係教育委員会等による二次支援、特別支援学校による三次支援)

※24 特別支援教育中核コーディネーター：各市町村教育委員会からの推薦により、各教育事務所長から委嘱される者。県内6地区における特別支援教育コーディネーター連絡会において、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携を図りながら地域の特別支援教育の推進のための協議や研修を行う。所属校における本務との調整を図りながら、地域内における特別支援教育に関する授業・研究等の支援や特別支援教育担当者との相談を行う。地域における特別支援教育の推進的役割を担う。

**★地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援**

＜県(学教)、教事、市町村、小、中、高、特＞

- ・特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等の実施
- ・特別支援教育中核コーディネーターの養成・委嘱
- ・特別支援教育中核コーディネーターによる授業や研究等の支援、特別支援教育担当者との相談

＜県(教セ)＞

- ・特別支援教育中核教員を対象とした研修会の実施

2019	2020	2021	2022	2023
◆特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等の実施	◆特別支援教育中核コーディネーターの委嘱・活用(全教育事務所)	◆特別支援教育中核コーディネーターを対象とした研修会の実施		
◆特別支援教育中核コーディネーターの委嘱・活用(県北教育事務所管内)				

**地域の特別支援学級等の充実**

**○複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等**

＜市町村、小、中、特＞

- ・中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした授業交流・研修等の実施
- ・指導教諭や特別支援教育中核コーディネーター、特別支援学校教員等の活用

**エリアコーディネーター※25による関係者等の連絡・調整支援**

**○エリアコーディネーターの配置・運用**

＜県(学教)、県(学調)、県(教職)、県(教セ)、教事、特＞

- ・エリアコーディネーターの配置・運用
- ・事例の見立て、個や集団へのかかわり等に関して専門性を有する教員等の活用

**関係機関と連携した協議の充実**

**○各分野の関係者による意見交換や情報共有を図る協議の場の設置**

＜県(学教)、県(保福)、県(商工)＞

- ・「発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会」、「障がい者関係団体との意見交換会」等の設置・運営
- ・各市町村における教育・福祉・労働等が連携した協議の場への助言・援助

※25 エリアコーディネーター：特別支援教育エリアコーディネーター※14の通称。エリアコーディネーターは、地域の特別支援教育の推進に向けて、教育事務所や市町村教育委員会業務への支援、関係機関や関係者との連絡・調整に関する支援を行う。

**(2) 多様なニーズに対応した指導・支援の充実**

各校種における指導・支援の充実のためには、学習指導要領等の趣旨や、それぞれの学びの場の特性を理解した上で、幼児児童生徒一人一人を見取り、教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導と必要な支援を行っていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、学習指導要領の改訂等を踏まえた各校種における特別支援教育の推進、それを支える教職員の専門性の向上に焦点を当てた具体的施策を展開し、多様なニーズに対応した指導・支援の充実につなげていきます。

**<目指す姿>**

- ・各校・機関等における教職員の専門性向上等の取組により、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の学習や生活の充実につなげる。

**<進捗状況確認指標>**

特別支援学校公開授業研究会等に参加した教員数

現状値 (2017)	目標値 (2019-2023)
新規	350名

**具体的施策**    ★：新規・重点施策    <実施単位>

**各校種の特別支援教育の推進**

**★幼児期における指導・支援の充実に係る研究**

<県(学教)、県(教セ)>

- ・「支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド」の改訂

2019	2020	2021	2022	2023
◆「支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド」の改訂・普及	◆「支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド」の普及			→

**★知的障がい教育における教育課程に係る研究**

<県(学教)、県(教セ)>

- ・知的障がい教育の教育課程を取り入れた授業づくりガイドブックの作成・活用
- ・各教科等の目標・内容・方法・学習評価の一体化を図った個別の指導計画の開発・普及

**★小・中・義務教育学校における自立活動に係る研究**

<県(学教)、県(教セ)>

- ・自立活動の理解推進
- ・自立活動に係る個別の指導計画の普及・活用

2019	2020	2021	2022	2023
◆自立活動に係る個別の指導計画の普及	◆自立活動に係る個別の指導計画の活用			→



**★高等学校における教育上特別な支援を必要とする生徒への指導・支援**

＜高、特、県(学教)、県(教セ)＞

- ・生徒の教育的ニーズ等に応じた具体的な目標・内容を定めた学習活動の推進
- ・特別支援学校による相談支援等の実施

	2019	2020	2021	2022	2023
◆生徒の教育的ニーズ等に応じた学習活動の推進					→
◆特別支援学校による相談支援等の実施					→

**★多様性を前提とした学級経営、教科教育と特別支援教育の融合**

＜県(学教)、県(教セ)＞

- ・学級経営、授業づくりに関する資料作成、実践事例の周知
- ・デジタル教材等の活用方法や実践事例の周知

**教職員等の専門性の向上**

**○小・中・義務教育学校等管理職研修**

＜県(教職)、県(学教)、教事、市町村、研団＞

- ・管理職研修に特別支援教育の内容の組み入れ
- ・岩手県特別支援学級設置学校長協議会、岩手県特別支援教育研究会等との連携による研修の実施

**○市町村教育委員会指導主事等研修**

＜県(学教)、教事、市町村、特＞

- ・指導主事会議等を活用した研修機会の設定
- ・教育支援研修会の実施
- ・市町村教委指導主事等による特別支援教育コーディネーター連絡会への参加

**○各校種や地域の実情・ニーズに応じた研修**

＜県(学教)、県(保福)、県(教セ)、医、特＞

- ・総合教育センターや特別支援学校による、特別支援教育や教育相談等の研修の実施
- ・福祉・医療機関等との協働による研修会の実施



絵画「夜明けの海」

### ○特別支援学校教員、特別支援学級・通級による指導担当教員等研修

＜県(教職)、県(学教)、県(学調)、県(教セ)、特、研団、大学＞

- ・特別支援教育に関する免許法認定講習受講推進
- ・大学や各障がい種連絡会と連動した障がい種別専門研修の実施
- ・「通級による指導担当教員養成講座（3か月間）」による、小・中・義務教育学校における通級による指導担当教員の養成
- ・「教育相談コーディネーター養成研修（1年間）」等を活用した、エリアコーディネーター、高等学校における通級による指導担当教員等の養成

### ★特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修

＜県(学教)、県(教セ)＞

- ・継続型ステップアップ研修<sup>※26</sup>の実施

### ★各障がい種特別支援学校における研究・研修の充実による授業力向上

＜県(学教)、県(教セ)、特＞

- ・特別支援学校公開授業研究会の実施
- ・特別支援学校OJT<sup>※27</sup>による各教科・自立活動指導力向上

### ○特別支援学校教員教科等研修

＜県(学教)、県(保体)、県(教セ)＞

- ・授業力向上研修における教科等に関する内容の充実
- ・総合教育センターにおける希望研修、公開研修の積極的な活用
- ・スポーツ・文化芸術活動の充実に向けた研修会の実施

### ○国立特別支援教育総合研究所、岩手大学教職大学院への派遣研修

＜県(学教)、県(教職)、小、中、高、特＞

- ・国立特別支援教育総合研究所「各障がい種別専門研修（2か月間）」への派遣
- ・岩手大学教職大学院「特別支援教育力開発プログラム（2年間）」への派遣

### ○特別支援教育コーディネーター研修

＜県(学教)、県(教セ)、幼保、小、中、高、特＞

- ・特別支援学校や総合教育センターを活用した研修会の実施
- ・各校における伝達講習会等の実施

※26 継続型ステップアップ研修：特別支援教育新任担当、2年目担当、3年目担当を対象とした継続型の研修を実施する。研修状況や経験年数、実績等を加味しながら、特別支援教育担当A級・S級、特別支援教育担当SVを認定する。

※27 OJT： On the Job Trainingの略。日常の職務を通じた能力向上を意味する。学校現場においては、校内の既存の取組を活用しながら「効率よく教え合い学び合う仕組み」を充実させ、個々の教員の資質能力を高めていくことが期待される。

### (3) 連続性のある多様な学びの場の充実

各校種における指導・支援の充実のためには、各校種に応じた取組が必要である一方、校種を越えた児童生徒や教員同士の交流を通じた、豊かな社会性や人間性、多様性を尊重する心の育成、教員の指導力向上等につなげていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、児童生徒等へのねらいを明確にしながら各校種に応じた交流及び共同学習の取組、教員同士の交流に焦点を当てた具体的施策を展開し、連続性のある多様な学びの場の充実につなげていきます。

#### <目指す姿>

- ・各園・校において、交流及び共同学習や教員同士の交流が行われる。

#### <進捗状況確認指標>

交流及び共同学習を実施した小・中・義務教育学校、高等学校の割合

現状値 (2017)	目標値 (2023)
71.9%	100%

#### 具体的施策 ★：新規・重点施策 <実施単位>

##### 交流及び共同学習の充実

#### ★すべての校種における交流及び共同学習

##### 幼稚園・認定こども園・保育所

<県(学教)、県(教セ)、幼保、特>

- ・特別支援学校に通学する幼児と近隣幼稚園等の幼児との交流及び共同学習の継続支援
- ・研修会等における交流及び共同学習の事例周知

##### 小・中学校・義務教育学校

<県(学教)、市町村、小、中、特>

- ・「交流籍」を活用した交流及び共同学習の円滑な実施
- ・児童会・生徒会主体による取組事例や、中学校段階における取組事例の周知・推進

##### 高等学校

<県(学教)、県(教セ)、高、特>

- ・特別支援学校の近隣高等学校との交流及び共同学習の継続支援
- ・スポーツ活動を通じた交流及び共同学習の実施
- ・文化芸術活動を通じた交流及び共同学習の実施

##### 教員交流の推進

#### ○特別支援学校教員と小・中・義務教育学校、高等学校教員との交流

<県(教職)、県(学教)、教事、市町村>

- ・各校種における特別支援教育、教科等指導、学級経営等の向上につなげる交流人事

#### ○継続型訪問支援・随時相談支援を活用した指導・支援 2(1)再掲

## 支える ～教育環境の充実・県民理解の促進～

【「支える」目標指標】 共生社会の形成に向けた県民の理解と協力が進んできていると感じる保護者等の割合	現状値 (2017)	目標値 (2023)	【目標値の考え方】 2017年調査における回答者全体の肯定的評価割合77.8%に近づくことを目指す。
	68.7%	77.0%	

### (1) 多様なニーズに対応した教育諸条件の充実

特別支援教育を推進するためには、多様なニーズを把握しながら、総合的観点による教育環境の検討を行ったうえで充実させていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、多様な学びの場、スクールソーシャルワーカー<sup>※28</sup>やスクールカウンセラー<sup>※29</sup>等の外部専門家・医療との連携、医療的ケア児<sup>※30</sup>への対応に焦点を当てた具体的施策を展開し、多様なニーズに対応した教育環境の充実につなげていきます。

なお、特別支援学校における教育諸条件については、特別支援学校整備計画を別途策定し、具体的な実行計画として進めていくものとします。

#### <目指す姿>

- ・教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、それぞれの学びの場で教育的ニーズに応じた学習内容に取り組む。

#### <進捗状況確認指標>

特別支援学校が長期入院高校生への巡回指導等を行っている医療機関の数

現状値 (2017)	目標値 (2023)
0か所	3か所

### 具体的施策 ★：新規・重点施策 <実施単位>

#### 小・中・義務教育学校等における教育諸条件の充実

#### ★特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備

<県(教職)、県(学教)、市町村>

- ・特別支援学級・通級指導教室の整備推進
- ・市町村教育委員会等による特別支援学級及び通級指導教室の教育課程編成支援

#### 高等学校等における教育諸条件の充実

#### ○特別支援教育支援員等の総合的観点による配置

<県(教職)、県(学教)、市町村>

- ・特別支援教育支援員等の配置
- ・特別支援教育支援員等の研修実施

※28 スクールソーシャルワーカー：幼児児童生徒を取り巻く環境の改善に向けて、福祉機関等とのネットワークを活用して支援を行う福祉の専門家。

※29 スクールカウンセラー：カウンセリングを通して、本人の抱える心の問題を改善・解決し、学校生活への適応を図る心理の専門家。

※30 医療的ケア児：経管栄養やたんの吸引など、日常生活において必要とされる医療的ケアを受けている児童生徒等。

**外部専門家の活用による教育諸条件の充実**

**○外部専門家の活用**

＜県(学調)、県(教職)、県(学教)、県(保福)、教事、市町村＞

- ・ スクールソーシャルワーカー等による福祉機関等とのネットワーク活用
- ・ スクールカウンセラーによる心のケア
- ・ 特別支援学校における各種技能士等の活用
- ・ 特別支援学校や各市町村における外部専門家等の活用事例周知

**特別支援学校における教育諸条件の充実**

**★特別支援学校の整備推進**

＜県(学教)、県(教職)、県(教企)＞

- ・ 特別支援学校整備計画の策定と推進

	2019	2020	2021	2022	2023
◆特別支援学校整備計画の策定		→			
◆特別支援学校整備計画の推進					→

**★地域に根ざす特別支援学校分教室の運用**

＜県(学教)、県(教職)、市町村、小、中、特＞

- ・ 地域型特別支援学校分教室<sub>※31</sub>の推進

	2019	2020	2021	2022	2023
◆地域型特別支援学校分教室の検討		→			
◆地域型特別支援学校分教室の運用開始					→

**★医療との連携による多様な学びの場の保障**

＜県(学教)、県(教職)、特＞

- ・ 長期入院児童生徒への訪問教育<sub>※32</sub>の拡大
- ・ 長期入院高校生への特別支援学校教員による巡回指導<sub>※33</sub>等の実施

	2019	2020	2021	2022	2023
◆長期入院児童生徒への訪問教育の拡大検討		→			
◆長期入院高校生への巡回指導等の実施					→

**○医療的ケア児に係る看護師の配置**

＜県(学教)、特＞

- ・ 特別支援学校における看護師の配置
- ・ 各市町村における看護師の配置・運用への助言
- ・ 特別支援学校や各市町村における看護師の活用事例周知

※31 地域型特別支援学校分教室：特別支援学校分教室の職員が、小・中・義務教育学校の職員と日常的にかかわり合いながら、それぞれの教育活動を協力して充実させ、共に学び、共に育つ教育の一層の充実を図るとともに、共に学ぶ仲間としての意識を醸成し、特別支援学校分教室が、地域の学校、地域の子どもたちであるという位置付けを強化するもの。

※32 訪問教育：障がいや疾病により登校できない児童生徒に対し、特別支援学校教員が、家庭や施設、病院を訪問して行う教育。

※33 特別支援学校教員による巡回指導：高等学校に在籍している入院高校生を対象として、週当たり数時間、特別支援学校教員が、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行うこと。

## (2) 共生社会の形成に向けた県民の理解

特別支援教育を推進し、共生社会を実現するためには、広く多くの県民が、障がい及び障がいのある方への理解を深めていくことや、生涯学習を通じた豊かな生活づくりと相互理解の推進が大切です。

そこで、新推進プランにおいては、県民を対象とした公開講座やサポーターの養成、スポーツ・文化芸術活動に焦点を当てた具体的施策を展開し、共生社会の形成に向けた県民の理解につなげていきます。

### <目指す姿>

- ・特別支援教育等に関して関心や理解を示す県民が増え、特別支援教育の推進を支える。

### <進捗状況確認指標>

特別支援教育サポーター養成講座<sup>※34</sup>への参加者

現状値 (2017)	目標値 (2023)
新規	150名

## 具体的施策 ★：新規・重点施策 <実施単位>

### 共生社会の形成に向けた県民の理解

#### ○県民向け公開講座

<県(保福)、県(学教)、障団、研団、県民>

- ・県民向け公開講座や広報活動の実施
- ・障がい者団体や自主研究団体等が開催する講座への後援

#### ○特別支援教育サポーター養成

<県(学教)、教事、特、県民>

- ・特別支援教育サポーター養成講座の開催
- ・ボランティア活動例の周知



陶芸「幸せのつぼ」

#### ★スポーツ活動、文化芸術活動を通じた生きがいづくり、地域とのつながりづくり

<県(生文)、県(学教)、県(保体)、県(文ス)、小、中、高、特、障団、県民>

- ・各校種の体育連盟、障がい者スポーツ団体その他の競技団体等と連携した事業の実施
- ・文化芸術団体等と連携した事業の実施
- ・地域における支援体制づくりに向けた関係団体等への支援
- ・岩手県特別支援学校作品展等の周知
- ・特別支援学校の施設開放<sup>※35</sup>

※34 特別支援教育サポーター養成講座：特別支援学校で実施する特別支援教育サポーター養成講座を修了すると、修了認定書が授与される。希望者は、岩手特別支援教育ボランティアバンクに登録することができ、学校からの要請に応じて、授業の補助や学校生活の支援を行うことができる。これまで実施してきた「ボランティア養成講座」を改めて、広く県民の方を対象とした講座内容として実施するもの。

※35 特別支援学校の施設開放：地域住民のスポーツ活動や文化芸術活動の推進、地域に開かれた学校づくりを推進するために、施設の状況や特別支援学校の教育活動を勘案したうえで学校施設(屋外運動場、体育館等)を開放することが可能な場合、地域住民に開放するもの。

議案第 48 号

第 4 次岩手県子どもの読書活動推進計画の策定に関し議決を求めることについて  
第 4 次岩手県子どもの読書活動推進計画を別添のとおり策定することについて、議決  
を求める。

平成 31 年 3 月 26 日

岩手県教育委員会教育長 高橋 嘉行

理由

第 4 次岩手県子どもの読書活動推進計画を別添のとおり策定しようとするものである。  
これが、この議案を提出する理由である。

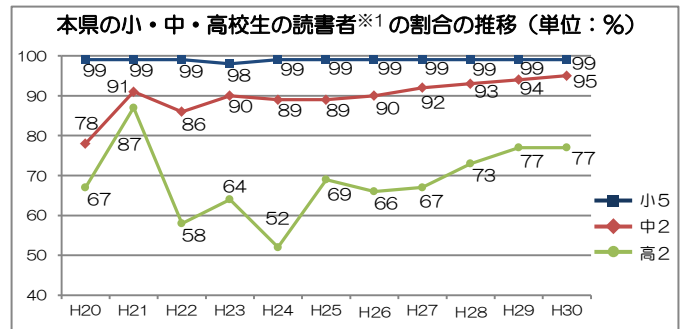
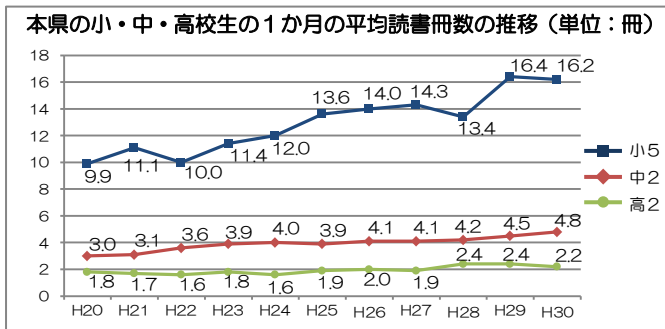
# 第4次岩手県子どもの読書活動推進計画（案）（概要）



## I 計画の性格・期間（本文：序）

性格：「いわて県民計画 2019-2028」や「岩手県教育振興計画」の理念を踏まえ、本県の子どもたち（乳幼児・児童・生徒等、概ね 18 歳までを目途とする）が読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるための総合的かつ計画的な施策の方向性を明らかにするためのもの。  
 期間：2019 年度から概ね 2023 年度まで（5 か年計画）

## II 本県の子どもの読書活動の現状（本文：I 総論、第 1 章 子どもの読書活動の意義と本県の現状）



※1 読書者：1 か月に 1 冊以上本を読んだ子ども

- ◆子どもの「1 か月間の読書冊数」や「読書者の割合」は増加傾向にある。
- ◆8割を超える児童生徒が「読書が楽しい」と感じており、多くの子どもが主体的に読書に取り組んでいる。
- ◆学年が上がるにつれて読書離れが進む傾向にある。
- ◆スマートフォンの普及等、急速な情報環境の変化は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている。

## III 基本的な考え方（本文：I 総論、第 2 章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方）

本県の現状、国の取組等を踏まえ、岩手の子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、次の基本的な考え方のもと、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進、そのための条件整備と充実等に取り組む。

- 1 子どもが本に親しむ環境づくりの推進
- 2 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進
- 3 子どもの読書への関心を高める取組の推進

## IV 取組の重点（本文：I 総論、第 2 章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方）

学年が上がるにつれて読書離れが進む傾向にあること、特に高校生の不読率が小・中学生に比べて高い状況にあること等を踏まえ、特に次のことを重点的に取り組む。

### 重点① 子どもの発達段階に応じた取組の推進

読書を行っていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も見られる

- ◆乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要
- ◆家庭、地域、学校等において取組が進められることが重要
- ◆学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要

#### 【読書に関する一般的な発達の特徴】

乳幼児期：絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる 等  
 小学生期：多くの本を読むようになったり、読書の幅が広がり始めたりする 等  
 中学生期：共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる 等  
 高校生期：知的興味を持ち、一層広く、多様な読書ができるようになる 等

### 重点② 子どもの読書への関心を高める取組の推進

友人等のつながりを生かし、子ども同士で本を紹介したり、話し合いや批評をしたりする活動が有効

- ◆読む本の幅を広げるきっかけとなる
- ◆他者の異なる考えを受容したり、改めて自分自身の考えを見つめなおす経験ができた
- ◆ブックリスト「いわての中高生のためのおすすめ図書 100 選（いわ 100）」を活用した幅広い取組を期待

#### 【読書への関心を高める取組の例】

ブックトーク：相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介する活動  
 書評合戦（ビブリオバトル）：読んで面白いと思った本の紹介や、その紹介に関する意見交換を行い、全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったか参加者の多数決で選ぶ活動



## V 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進（本文：Ⅱ各論、第1章）

家 庭	<p><b>【家庭の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもが読書に親しむきっかけを作るとともに、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す。</li> <li>◆一方的に読書を「させる」だけでなく、保護者も「ともに取り組む」。</li> </ul> <p><b>【家庭に期待される取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆家庭内に子どもが本を身近に感じる環境を作るとともに、家族が一緒に読書をする時間を設け、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせを行ったりする「家読（うちどく）」の積極的な取組</li> <li>◆公立図書館を家族で利用する機会を持つことなど、子どもの発達段階に応じた継続的な取組</li> <li>◆家族で読書を通じて感じたことや考えたことを話し合ったり、お互いが読んでいる本を紹介し合ったりすることや、読書活動を通じた社会参加活動への参画を促す声かけ 等</li> </ul>
地 域	<p><b>【地域の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆読み聞かせ会や人形劇等の公演、地域文庫の開設など、子どもが本に親しむ様々な機会を提供する。</li> <li>◆「地域学校協働活動」のひとつとして取り組まれている読み聞かせや図書館の環境整備、本の修理・修繕等を継続・充実させる。</li> </ul> <p><b>【地域に期待される取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「教育振興運動」をはじめとした様々な地域学校協働活動の取組による、子どもの発達段階に応じた本との豊かな出会いの創出</li> <li>◆ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組の実施 等</li> </ul>
学 校 等	<p><b>【学校等の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行う。</li> <li>◆乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。</li> </ul> <p><b>【学校等に期待される取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆読書の機会の拡充や図書を紹介、様々な図書に触れる機会の確保（全校一斉の読書活動、推薦図書コーナーの設置、一定量の読書を奨励するなどの目標設定等）</li> <li>◆学校図書館の機能を計画的に利活用した、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善と、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実</li> <li>◆点字図書や音声図書など、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な図書館資料の整備 等</li> </ul>

## VI 読書活動推進のための施設・設備・図書館資料等の諸条件の整備・充実（本文：Ⅱ各論、第2章）

公 立 図 書 館	<p><b>【公立図書館の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもが読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場を提供する。</li> <li>◆子どもの読書に関する保護者からの相談について、司書や司書補が対応する。</li> <li>◆読み聞かせ会、お話、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等を実施する。</li> </ul> <p><b>【施策の方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆図書館資料の整備・充実 ◆施設・設備の充実 ◆職員の資質向上 ◆障がいのある子供に対するサービスの充実 ◆ブックトーク、ビブリオバトル等、子どもの読書への関心を高める取組の推進 等</li> </ul>
学 校 図 書 館	<p><b>【学校図書館の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能を有する。</li> <li>◆児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能を有する。</li> <li>◆児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有する。</li> </ul> <p><b>【施策の方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校図書館資料の計画的な整備 ◆司書教諭の配置拡充による機能充実 ◆NIE（Newspaper in Education：学校などで新聞を教材として活用すること）の取組促進 等</li> </ul>

## VII 関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実（本文：Ⅱ各論、第3章）

- 【施策の方向性】**
- ◆図書館相互の協力による図書館サービスの向上 ◆書店や出版社との連携協力
  - ◆学校、ボランティア団体、公立図書館等のネットワークの整備 ◆市町村の実態に即した子どもの読書活動推進計画の策定 ◆総合的な施策推進のための体制整備
  - ◆ブックリストの配付や各種講座等の実施による普及・啓発 等



## 第4次岩手県子どもの読書活動推進計画（案）

平成31年3月

岩手県教育委員会

## 目 次

### 序

1 計画改訂の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2

## I 総 論

### 第1章 子どもの読書活動の意義と本県の現状

1 子どもの読書活動の意義	3
2 国の子どもの読書活動推進への取組	3
3 「岩手県子どもの読書活動推進計画」	6
4 本県の現状～指標の動向から～	6

### 第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方

1 子どもが本に親しむ環境づくり	11
2 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進	11
3 子どもの読書への関心を高める取組の推進	12
4 取組の重点	12

## II 各 論

### 第1章 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進	15
2 地域における読書活動の推進	18
3 学校等における読書活動の推進	20

### 第2章 読書活動推進のための施設・設備・図書館資料等の諸条件の整備・充実

1 公立図書館の整備・充実	24
2 学校図書館の整備・充実	27

### 第3章 関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実

1 関係機関等との連携協力	31
2 推進体制の整備・充実	32
3 連携・協力による子どもの読書活動の普及・奨励	34

## 序

### 1 計画改訂の趣旨

国においては、子どもの読書活動の取組を推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、翌年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、平成20年3月策定の第2次計画、平成25年5月策定の第3次計画を経て、平成30年4月に、これまでの計画推進の成果と課題を明らかにするとともに、それらを踏まえた新しい計画（第4次）を策定しました。

本県においても、平成16年3月に「岩手県子どもの読書活動推進計画」、平成21年6月に第2次計画、平成26年6月に第3次計画を策定し、「子どもが本に親しむ環境づくり」「家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進」「読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進」の3つの基本的な考え方のもと、取組を進めてきました。その結果、家庭、学校、地域社会、公立図書館等のそれぞれにおいて子どもの読書活動推進が活性化してきたところであり、読書に親しむ子どもたちの割合も増加傾向にあります。

しかしながら、年齢が上がるにつれ読書者（一か月に1冊以上本を読んだ子ども）の割合が減少する等の課題が残されているとともに、近年の情報通信技術（ICT）の発展等、子どものライフスタイルの多様化、多忙化などにより、読書をする時間がさらに減少することも懸念されています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波や、平成28年8月に発生した台風10号など、自然災害により甚大な被害を受けた本県においては、その復興・発展を支える人材を継続的に育成していく観点からも、子どもの読書活動の充実が一層求められているところです。

子どもの読書活動の推進は、本県が進める、知・徳・体のバランスのとれた教育の推進のうち、「知」及び「徳」の教育を支える重点施策の一つです。本計画改訂は、「子どもの読書活動の推進」という共通の目的に向けたそれぞれの立場における取組について改めて整理し、長期的な施策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものです。

### 2 計画の性格

- (1) 本計画は、「いわて県民計画2019-2028」や「岩手県教育振興計画」の理念を踏まえ、本県の子どもたち（乳幼児・児童・生徒等、概ね18歳までを目途とする）が読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるための総合的かつ計画的な施策の方向性を明らかにするためのものです。
- (2) 本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月閣議決定）及び従前からの「岩手県子どもの読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえて策定するものであり、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進に当たっての県の方針等を定めたものです。
- (3) 県民のみなさんには、この計画の示す方向性や施策についての理解と協力を期待するとともに、積極的な参画を願うものです。

また、市町村及び市町村教育委員会に対しては、県及び県教育委員会との連携・協力を図りながら、一体的な施策の推進を期待するものです。

### 3 計画の期間

2019年度を初年度とし、当面は、概ね2023年度までの5か年計画とします。ただし、国の計画の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

### 4 計画の構成

- (1) 総論では、第1章において子どもの読書活動の意義と本県の現状をまとめ、それを踏まえ、第2章において子どもの読書活動の推進における基本的な考え方を述べました。
- (2) 各論では、総論の基本的な考え方を受け、子どもの読書活動推進に向けた、家庭、地域、学校等における取組状況やこれからの方向性をまとめるとともに、そのための条件整備等について述べました。

※子ども：岩手県においては、各種条例や計画における「子供」の表記について、「供」の字を平仮名表記としていますが、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」などの国が策定した計画等の表記については、それぞれの計画等の表記に従って漢字表記としている場合もあります。本計画においても、同様の表記とします。

# I 総論

## 第1章 子どもの読書活動の意義と本県の現状

### 1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月）であり、今までに出会わなかったさまざまな新しい世界とめぐり会うことにより、新たな自分をかたちづくる営みといえます。

近年、人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっています。子どもたちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められています。

一方、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にあります。あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかという指摘もあります。

このような状況にあって、現在、学習指導要領の改定等が進められているところであり、その中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていると考えられます。

### 2 国の子どもの読書活動推進への取組

#### (1) 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」の成果と課題

平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。この計画においては、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、「①家庭、地域、学校等を通じた社会全体における取組」「②子どもの読書活動を支える環境の整備」「③子どもの読書活動に関する意義の普及」を図ることが基本方針とされています。

この基本計画期間の主な取組や成果として、次の9点が挙げられています。

- ① 図書館数が漸増
- ② 児童室を有する図書館が増加
- ③ 児童用図書の貸出冊数が増加
- ④ ボランティア登録制度を設けている図書館が漸増
- ⑤ オンライン閲覧目録導入率が上昇
- ⑥ 全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加
- ⑦ 司書教諭の発令が12学級以上のほとんどの学校で行われ、11学級以下の学校においても増加傾向
- ⑧ 学校司書を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向
- ⑨ 我が国の子どもの読解力が国際的に見て上位

その一方で、同期間中の課題として、子どもの不読率（一か月に1冊も本を読まない子どもの割合）について、計画で定めた進捗での改善は図られていないこと、特に高校生が高い状況にあることが挙げられています。

この計画においては、子どもの不読率（平成24年度には小学生4.5%、中学生16.4%、高校生53.2%）を概ね5年後に小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下とし、10年間で半減させる（平成34年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とする）ことを目標としていましたが、平成29年度の不読率は、小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%でした。

## (2) 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第3次基本計画期間内の5年間に、子どもの読書活動を取り巻く情勢は大きく変化しました。

平成26年に学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ、平成28年10月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が取りまとめられました。

これを受け、文部科学省において、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されました。

また、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。この答申を踏まえ、学習指導要領等が改定され、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、平成30年3月30日に高等学校学習指導要領が公示されました。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通じて想像したり、表現したりすることを楽しむこと等とされています。

一方で、スマートフォンの普及や、それを活用したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、このことは、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

このような情勢の変化を踏まえ、家庭、地域、学校等が互いに連携しながら、子どもの読書活動の推進を図ることが一層求められています。

### (3) 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次）」の策定

平成30年4月、国では、第3次基本計画の成果と課題を踏まえるとともに、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化に鑑み、第4次基本計画を策定しました。前述のとおり、国では、第3次基本計画期間における課題として、子どもの不読率（一か月に1冊も本を読まない子どもの割合）について、いずれの学校種においても計画で定めた進度での改善は図られていないこと、特に高校生が依然として高い状況にあることを挙げています。

その推進のための主な方策は次のとおりです。

ポイント：①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成する。  
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める。

#### ア 家庭

- ◆ 家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆ 家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
  - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
  - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆（きずな）の一層の深まりを目指す家読（うちどく）等

#### イ 学校等

##### 【幼稚園・保育所等】

- ◆ 幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

##### 【小学校、中学校、高等学校等】

- ◆ 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
  - ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実（学校図書館の計画的な利活用）
  - ・障害のある子供の読書活動の促進
- ◆ 読書習慣の形成、読書の機会の確保
  - 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介等
- ◆ 学校図書館の整備・充実
  - ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
  - ・学校図書館図書標準の達成
  - ・情報化の推進
  - ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

#### ウ 地域

- ◆ 図書館未設置市町村における設置
- ◆ 図書館資料、施設等の整備・充実
  - 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実等
- ◆ 図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施
  - ・読み聞かせ会等の企画・実施
  - ・インターネット等を活用した情報提供
- ◆ 司書・司書補の適切な配置・研修の充実



- ◆ 学校図書館やボランティア等との連携・協力
  - ・学校図書館や地域の関係機関との連携
  - ・ボランティア活動の促進
  - ・地域学校協働活動における読書活動の推進

#### エ 子供の読書への関心を高める取組

- ◆ 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
  - 読書会，図書委員，「子ども司書」，ブックトーク，書評合戦（ビブリオバトル）等

### 3 「岩手県子どもの読書活動推進計画」

本県においても、平成16年3月に初めて「岩手県子どもの読書活動推進計画」（第1次）を策定しました。

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本としながら、本県における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえたものです。

平成21年6月には、その後の国等の動向を受け、「第2次岩手県子どもの読書活動推進計画」を策定しました。この計画では、同年策定された「いわて県民計画」とその理念等を連動させるとともに、「ゆたかさ、つながり、ひと」のテーマに基づき、地域ぐるみの読書活動推進を進めてきました。

平成26年6月には、それまでの取組の成果と課題に加え、東日本大震災津波により大きな被害を受けた地域の実情も踏まえ、「第3次岩手県子どもの読書活動推進計画」を策定しました。この計画では、引き続き「いわて県民計画」に基づいた取組を展開するとともに、「岩手県東日本大震災津波復興計画」及び「いわての復興教育」の理念とも整合を図りながら、本県の実情に沿って子どもの読書活動推進の充実に取り組んできました。

その後、平成28年8月に発生した台風10号による災害により、本県全体が大きな被害を受け、現在においても被災地域では、不自由な生活を余儀なくされている方々がいらっしゃいます。

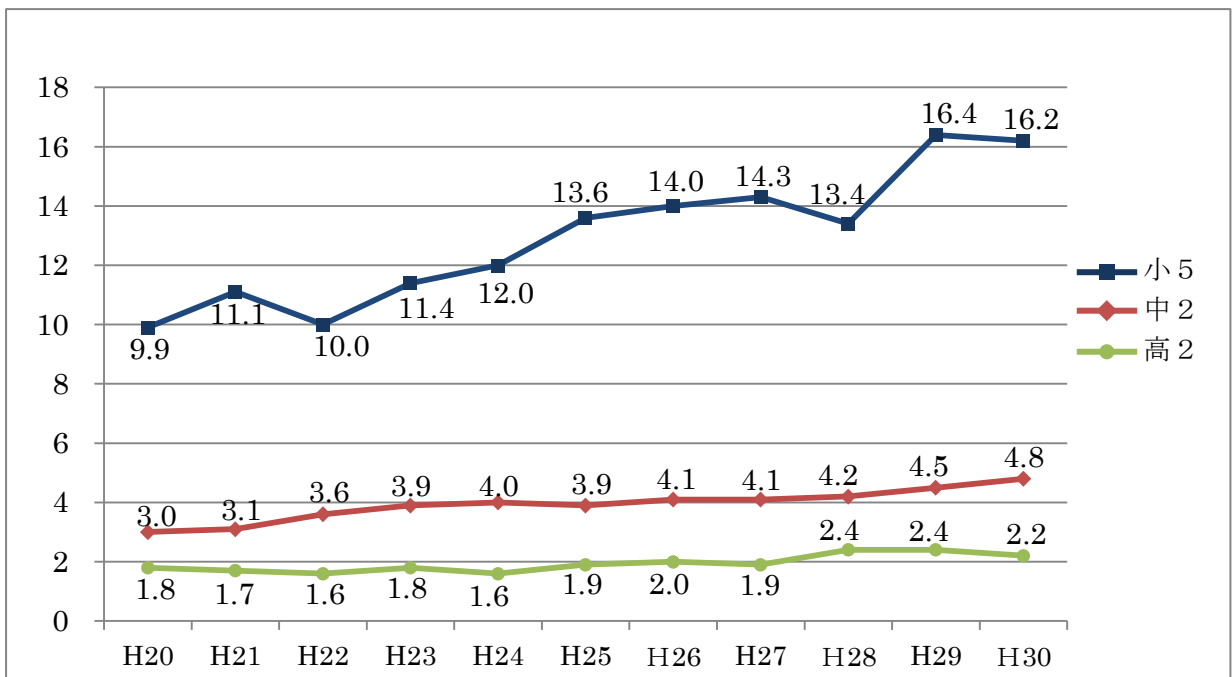
今後は、2019年度からの10年間を計画期間とする「いわて県民計画2019-2028」及び、2019年度からの5年間を計画期間とする「岩手県教育振興計画」に基づき、子どもの読書活動の更なる充実に取り組んでいきます。

### 4 本県の現状～指標の動向から～

本計画の推進に当たっては、家庭、地域、学校等の視点からその取組の成果が分かるように5つの指標を設定して取り組んできました。これらの指標に関する本県の現状は、次のとおりです。

(1) 家庭に関する指標

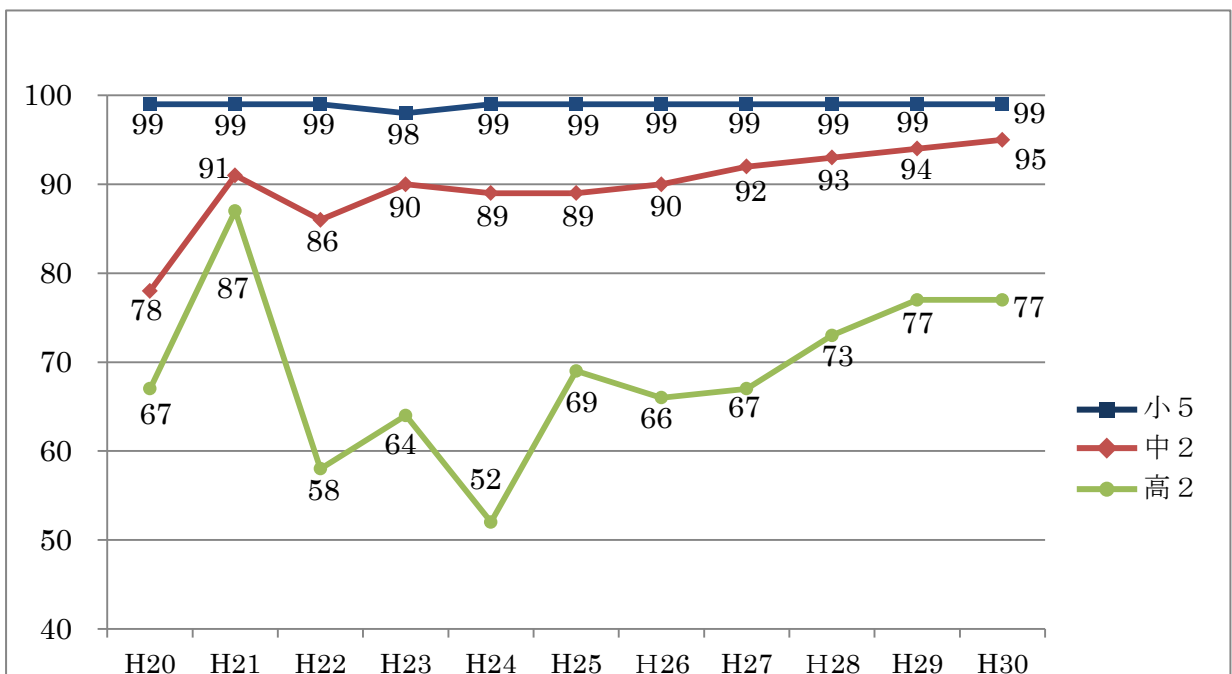
【指標①】本県の小・中・高校生の1か月の平均読書冊数の推移（単位：冊）



「岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

平成20年からの大きな推移を見ると、年度による多少の上下はあるものの、いずれの学校種においても増加傾向にあります。

【指標②】本県の小・中・高校生の読書者の割合の推移（単位：％）

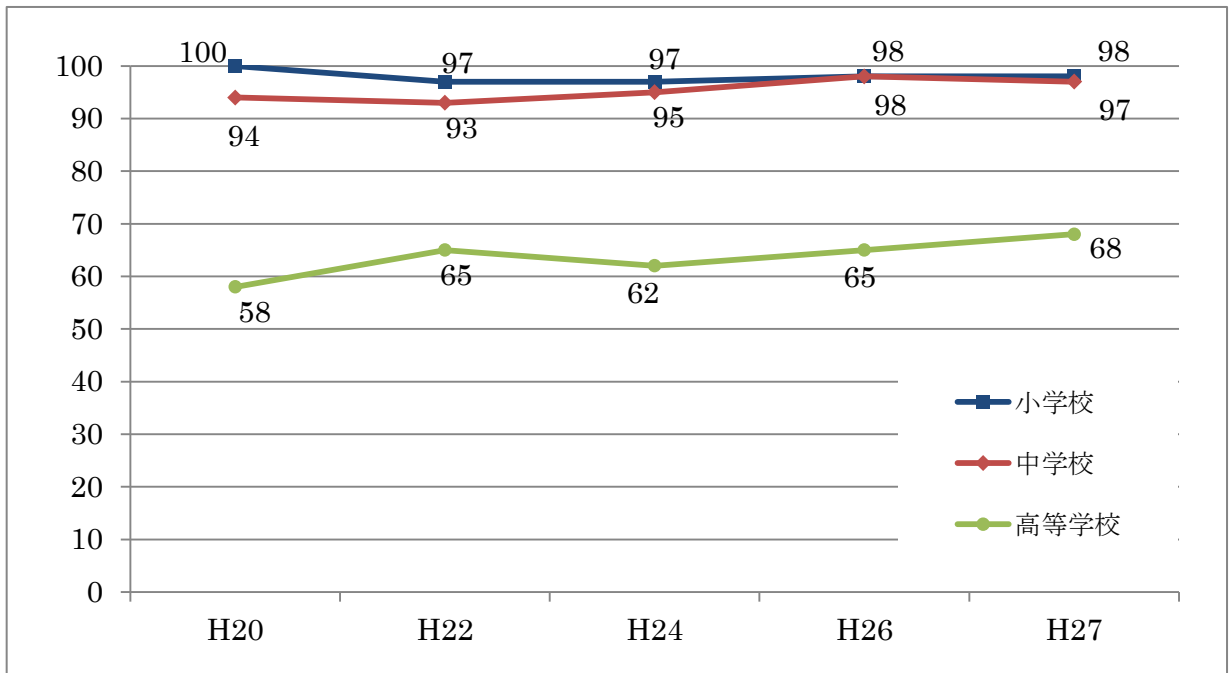


「岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

読書者（1か月間に1冊以上本を読んだ子ども）の割合は、学校種によっては年度による大きな上下はあるものの、平成20年との比較から見ると、概ね増加傾向にあります。

(2) 学校に関する指標

【指標③】本県の小・中・高校における全校読書への取組状況の推移（単位：％）

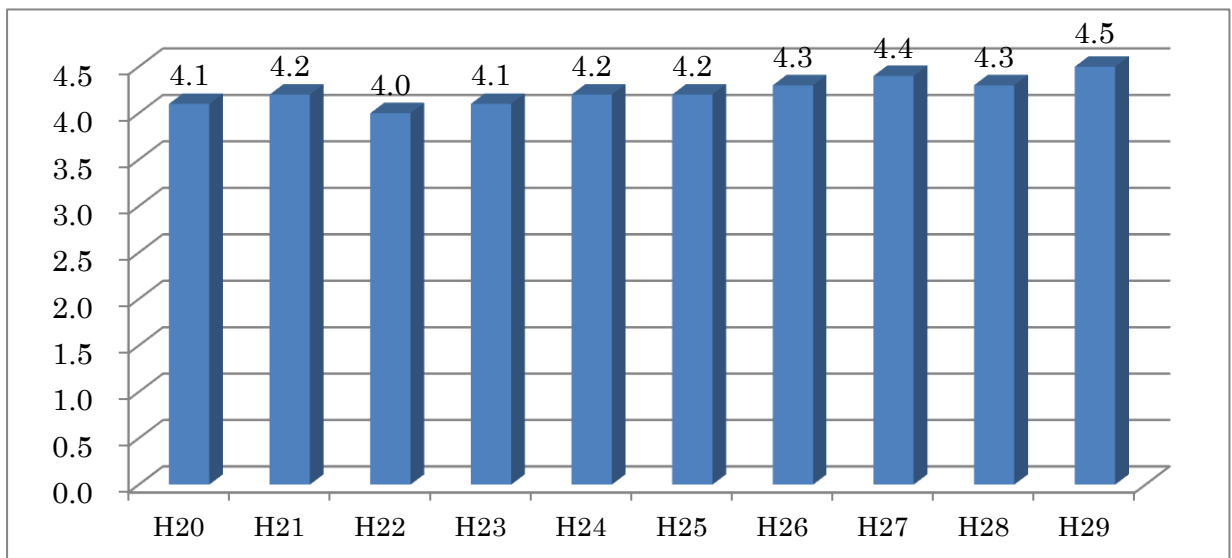


「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

文部科学省が行っている学校図書館の現状に関する調査によると、本県における全校読書への取組割合は、小・中学校において高い水準を維持しており、高等学校においても増加傾向にあります。

(3) 地域に関する指標

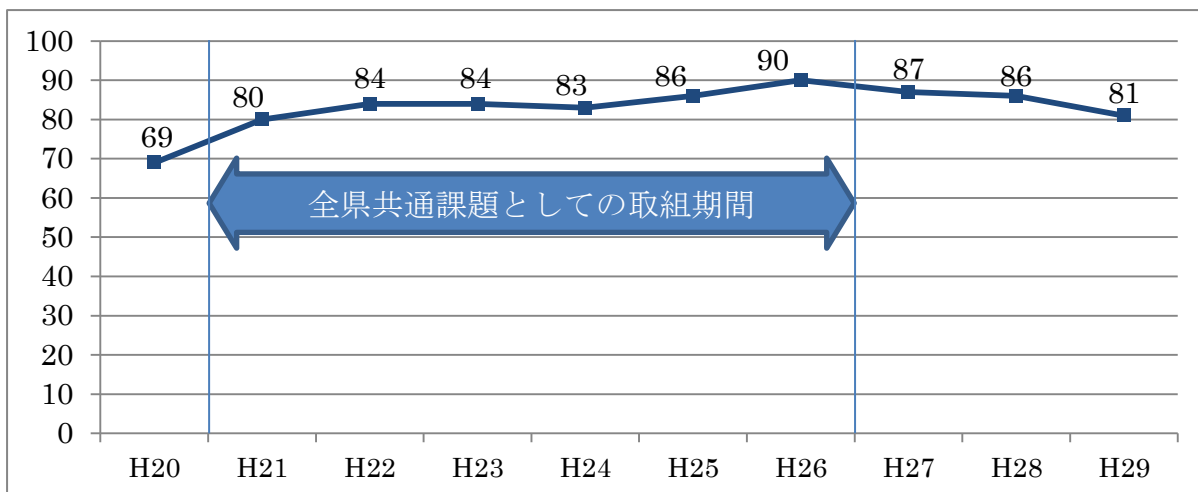
【指標④】本県の県民一人あたりの図書貸出冊数（単位：冊）



「図書館・公民館図書室等実態調査」（岩手県立図書館）

県立図書館の調査によると、本県の公立図書館等における県民一人あたりの図書貸出冊数は4冊余りで推移しています。平成20年からの動きを見ると、年度による多少の上下はあるものの、概ね増加傾向にあります。

【指標⑤】教育振興運動における読書活動推進の取組状況（単位：％）



「教育振興運動推進状況調査」（岩手県教育委員会）

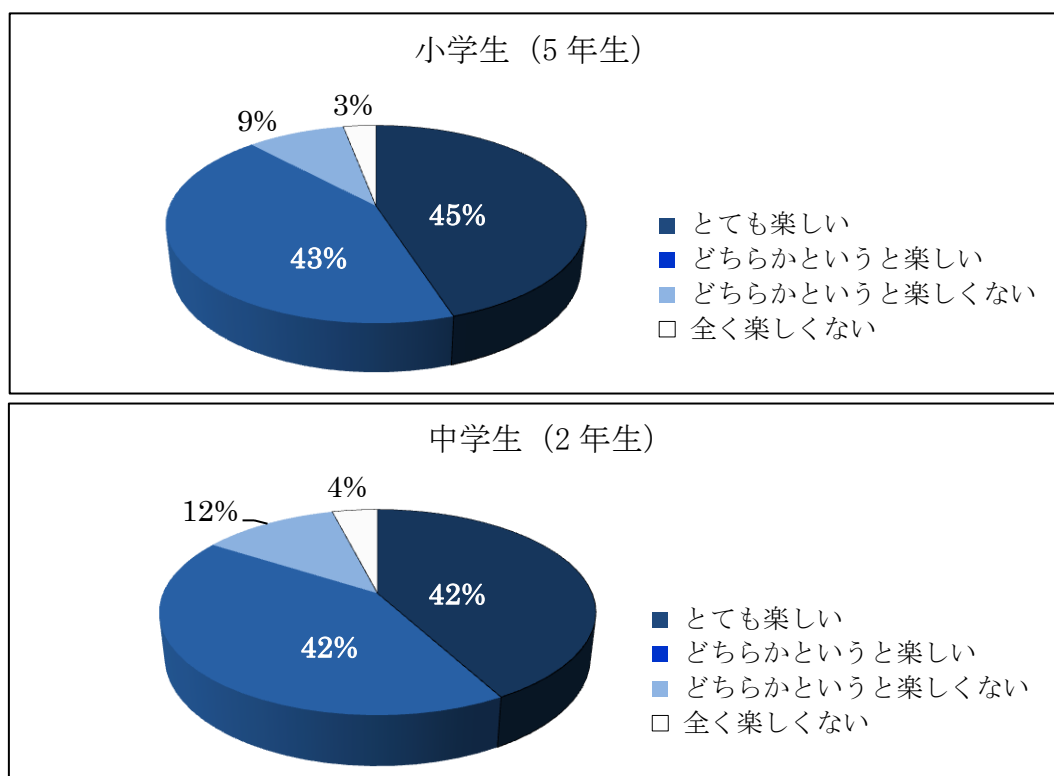
本県においては、昭和 40 年に、子ども、家庭、学校、地域、行政が総ぐるみで地域の教育課題の解決に自主的に取り組む「教育振興運動」が始まりました。以来、県内各地において、教育水準の向上や子どもの健全育成、健康安全等をスローガンに掲げて熱心な取組が行われ、大きな成果を挙げてきました。

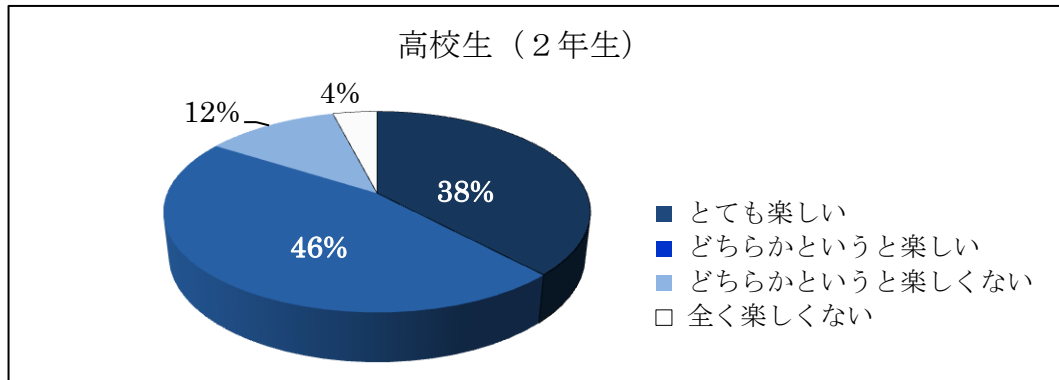
平成 21 年度から 26 年度までは、「読書活動の推進」を全県共通課題として設定し、多くの実践区で読書活動の充実に向けた取組が展開されました。現在も約 8 割の実践区が読書活動に取り組んでいます。

(4) 本県の児童生徒の読書に関する意識

平成 30 年 11 月に、県教育委員会が県内の公立小・中・高等学校を対象に行った調査では、読書に関する意識についても調べました。

【グラフ①】本県の児童生徒の読書に対する意識（平成 30 年度実績）





「平成 30 年度岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

「とても楽しい」という回答割合が、小学生に比べると中・高校生ではやや減少するものの、いずれも 4 割ほどとなっています。

また「どちらかという楽しい」という回答も含めるといずれの学校種においても 8 割を超えており、読書活動に魅力を感じている児童生徒が多いことを示しています。

## (5) 本県における子どもの読書活動推進の成果と課題

### ア 成果

平成 16 年の「岩手県子どもの読書活動推進計画」（第 1 次）策定以来、児童生徒の「1 か月間の読書冊数」や「読書者の割合」が増加しています。全国平均値と比較しても高い水準を維持しており、本県の子どもたちが読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むことができる環境づくりが着実に進んでいるものといえます。

また、小学生に比べると中高生の読書冊数や読書者の割合が減少する状況を踏まえ、平成 27 年度から「中・高等学校図書館担当者等研修会」を実施するとともに、平成 29 年度には「いわての中高生のためのおすすめ図書 100 選」を改訂し、県内全ての中高生に配布するとともに、活用の促進を図りました。これにより、学校で「おすすめ図書 100 選」を活用した授業が展開されたり、公立図書館で「中高生のためのおすすめ図書コーナー」が設置されたりするなど、中高生に対する読書啓発機会の充実が図られています。

ボランティア団体等による読み聞かせや子どもの読書環境の整備も、県内各地で組織的・継続的に進められています。ボランティア団体等による活動は、本県の子どもたちの読書環境の改善・充実に大きく寄与しています。

### イ 課題

各種調査の結果等から、本県の児童生徒の読書状況は概ね良好と考えられますが、学年が上がるにつれて指摘されることが多い活字離れ・読書離れは、依然として大きな課題となっています。

また、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、急速な情報環境の変化は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

このような状況を踏まえ、学校の教員や、公立図書館の司書、地域の読書ボランティア等、関係者のネットワーク拡充を図るとともに、それぞれの子どもの発達段階や状況等に応じた効果的な取組を進めていくことが重要です。

## 第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方

第1章において示した本県の現状、国の取組等を踏まえ、岩手の子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、次の基本的な考え方のもと、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進、そのための条件整備と充実等に取り組みます。

### 1 子どもが本に親しむ環境づくり

#### (1) 大人の責任の自覚

子どもの読書活動は、真に日常生活に根ざしたものとなることが大切です。子どもが読書を通じて学び取った言葉や感性、表現力、創造力等は、それぞれの生活の中で生かされ、具体的な行動に結び付くことによって大きな意味を持つこととなります。

子どもの読書活動を支え導くのは、保護者であり、教員であり、大人社会全体です。周囲の大人が、読書の素晴らしさを自らも体験しながら、その魅力を子どもたちに伝えていくことが重要です。

保護者として、教員として、あるいは地域社会の一員としての具体的な実践が期待されています。

#### (2) 発達段階に応じた読書環境の整備

子どもが本に魅力を感じながら自主的に読書活動に取り組み、習慣として形成・定着するためには、子どもが読書の楽しさと出会うきっかけを与え、読書活動を広げ、深めることができる周囲のさまざまな支援が必要となります。

また、そうした働きかけは、子どもの読書活動の現状や発達段階に応じた適切なものでなければなりません。

そのためには、子どもの豊かな読書活動を支える人的環境づくり（育成や活用）や物的環境づくり（施設・設備、図書資料等の諸条件の整備・充実）が欠かせません。

#### (3) 子どもの読書活動に関する普及・奨励

子どもは、周囲の人々のさまざまな働きかけや、読書をする姿等に触発されながら読書活動に取り組みます。子どもの自主的な読書活動の推進のためには、乳幼児期からの発達段階に応じた子どもの読書活動の意義や重要性について、県民一人ひとりが理解と関心を深めながら、社会全体で読書活動を推進する機運を高めていくことが重要です。

### 2 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等を含めた社会全体が、それぞれが担うべき役割を自覚し、連携協力しながら役割を果たしていくことが重要です。平成18年12月に改正された教育基本法においても、学校、家庭、地域等の相互の連携協力について規定されたところです。

本県においては、半世紀以上前から、独自の教育運動である「教育振興運動」を推進しています。また、現在は、「学校を核とした地域づくり」を目指し、「地域学校協働活動」の充実を図る取組を進めています。このような「岩手らしい」実践を活かしながら、市町村とともに、読書活動の推進に積極的に取り組みます。

また、本県は広い県土を有し、各地域の読書環境の実態も異なることから、関係機関や団体、書店

を含めた民間企業等が連携協力しながら広域的な子どもの読書推進体制の充実を図ります。

### 3 子どもの読書への関心を高める取組の推進

子どもにとって、心を揺り動かされた本との出会いは貴重な体験となります。しかしながら、成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書の関心度合いが低くなっている子どもも見られることから、読書への関心を高める取組を継続的に行うことが必要です。

また、学校や地域の子ども会、異年齢交流事業、老人ホーム等の福祉施設の訪問等における子ども自身による読み聞かせなど、読書活動を通じた社会参加活動を促進することも、より主体的な読書活動の推進につながります。

このような取組を通じ、子どもが「心に残る一冊の本」に出会うきっかけを作るとともに、子どもの読書への関心を高めていくことが重要です。

### 4 取組の重点

本計画における計画期間5年間は、以上の3つの基本的な考え方に基づいて取り組めますが、学年が上がるにつれて読書離れが進む傾向にあること、特に高校生の不読率が小・中学生に比べて高い状況にあること等を踏まえ、特に次のことを重点的に取り組むことにより「豊かな本との出会いを通し、進んで読書に親しむ環境づくり」を目指します。

#### 重点① 子どもの発達段階に応じた取組の推進

読書を行っていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も見られることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

このためには、読書に関する発達段階ごとの特徴を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校等において取組が進められることが重要です。また、学校種間の接続期において生活の変化等により子どもが読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取り組みが行われることも重要です。

#### 【読書に関する一般的な発達の特徴】

##### ① 幼稚園、保育所等の時期（概ね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

##### ② 小学校の時期（概ね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾

向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする子どもが出てくる場合があります。

③ 中学生の時期（概ね 12 歳から 15 歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

④ 高校生の時期（概ね 15 歳から 18 歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味を持ち、一層広く、多様な読書ができるようになります。

## 重点② 子どもの読書への関心を高める取組の推進

高校生の読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子ども同士で本を紹介したり、話し合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられます。ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも効果が期待されます。

本についての話し合いや批評をすることは、読む本の幅を広めるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめなおす経験ができたりするといった点でも重要なものです。

例えば、既に以下のような取組が各地域で行われてきており、これらを参考に、必要に応じて高校生以外も対象としつつ、県が作成したブックリスト「いわての中高生のためのおすすめ図書 100 選（いわ 100）」を活用しながら、幅広い取組が行われることが期待されます。

- ・ **読書会**

数人で集まり、本の感想を話し合う活動です。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法があります。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができます。

- ・ **ペア読書**

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動です。この取組により、読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができます。

- ・ **お話（ストーリーテリング）**

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動です。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができます。

- ・ **ブックトーク**

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介することです。テーマから様々なジャンルの本に触れることができます。

- ・ **アニメーション**

読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われます。ゲームや著者訪問等、様々な形があります。



- ・ **書評合戦（ビブリオバトル）**

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行います。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったか参加者の多数決で選ぶ活動です。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができます。

- ・ **図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動**

子どもが図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子どもの対象とした読書を広める企画を実施したりする活動です。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出すものです。

- ・ **子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組**

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行ったうえで、一冊のお薦め本を決める活動です。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものです。

また、子どもの読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、例えば、マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することも含め、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効であると考えられます。

なお、読み聞かせやお話（ストーリーテリング）などは、乳幼児や小学生などを対象に行われることが多い取組ですが、その対象に年齢制限はなく、中学生や高校生の「読書への関心を高める取組」としても、とても有効であると考えられます。近年は、中高生を対象とした読み聞かせなどが県内各地域で取り組まれており、今後さらに拡充していくことが期待されます。

## Ⅱ 各 論

### 第1章 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

#### 1 家庭における読書活動の推進

##### (1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものです。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に向向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

市町村の広報や学校だより等には「読書に関する情報」がよく掲載されています。それらを参考として、家庭における子どもの読書のあり方について考え、取り組んでいくことも大切です。

また、基本的な姿勢として、一方的に読書を「させる」だけでなく、保護者も「ともに取り組む」ことが肝要です。

##### (2) これまでの主な県の取組

ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、各種メディアをとおして積極的に提供しました。

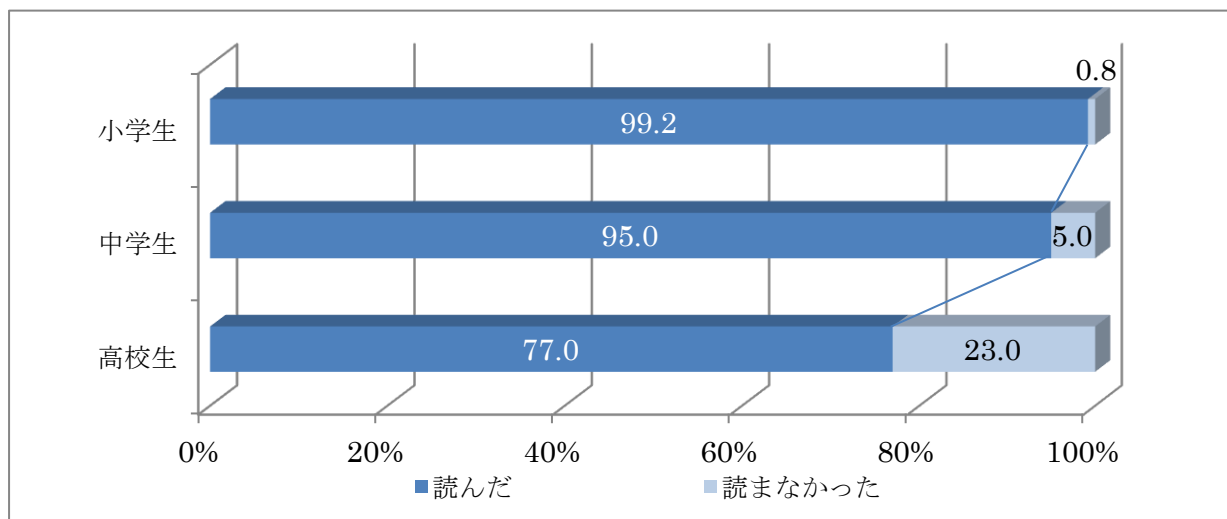
イ 市町村との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通して、読書活動の重要性の周知啓発に努めました。

ウ 市町村や学校の協力を得ながら「岩手県子どもの読書状況調査」を実施し、実態把握及び情報提供に努めました。

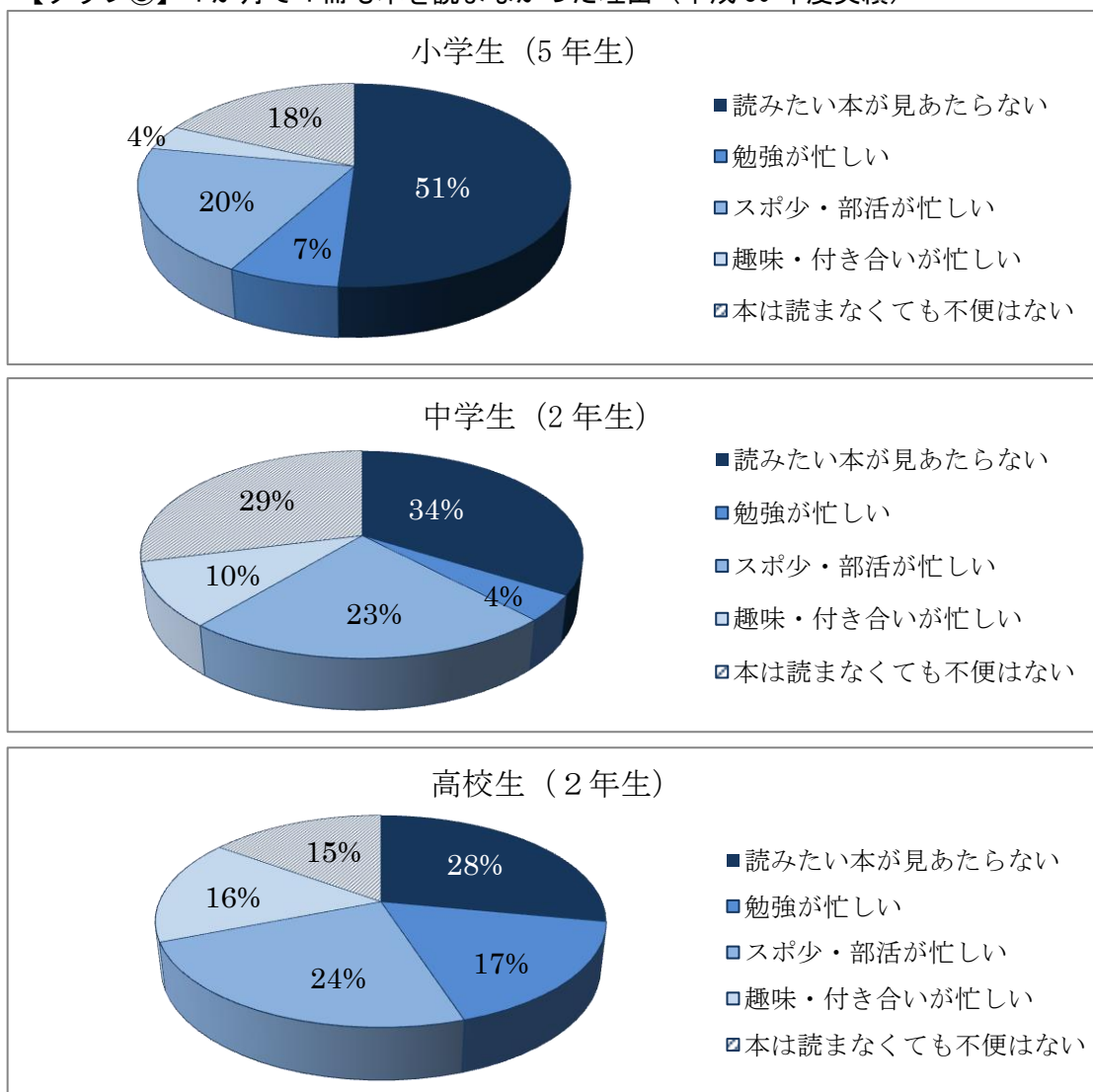
エ 家族で本に親しむことについて、具体的で積極的な取組の普及・奨励に努めました。

##### (3) 家庭の読書活動推進の現状と課題

【グラフ②】 1か月間で1冊以上本を読んだ本県の児童生徒の割合（平成30年度実績）



【グラフ③】 1か月で1冊も本を読まなかった理由（平成30年度実績）



「平成30年度岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

ア 学年が上がるにつれて読書者の割合が減少する傾向にあることから、家庭においても発達段階に応じた継続的な読書活動が行われることが必要です。

イ 不読率はどの学校種においても減少傾向にあります。読まなかった理由については、「勉強や部活動などが忙しい」という、個々の生活時間のスタイルに起因することに加え、「読みたい本が見あたらないこと」や「本は読まなくても不便はない」という、読書環境や読書に対する意識に関わることも多く挙げられていることから、読書活動の重要性について、発達段階に応じて気づきを促すような幅広い周知啓発に取り組む必要があります。

ウ あらゆる機会を捉えて家庭に対する読書推進の周知啓発を行ってきましたが、保護者の理解促進を一層広く進めることなど、さらなる継続と充実が求められます。

#### (4) 家庭に期待される取組

##### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

家庭内に子どもが本を身近に感じる環境を作るとともに、家族が一斉に読書をする時間を設け、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせを行ったりする「家読（うちどく）」の積極的な取組を期待します。また、公立図書館を家族で利用する機会を持つことなど、子どもの発達段階に応じた継続的な取組を期待します。

#### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

「教育振興運動」をはじめとした多様な地域学校協働活動等への積極的な参画を期待します。

#### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

家族で読書を通じて感じたことや考えたことを話し合ったり、お互いが読んでいる本を紹介し合ったりすること、読書活動を通じた社会参加活動への参画を促す声かけを期待します。

### (5) 県の取組の方向性

#### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 市町村との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通して、読書活動の重要性の周知啓発に継続して努めます。
  - ・ 家庭教育や子育て支援に関する学習機会との連携
  - ・ 公立図書館の活用方法や発達段階に即した本の紹介
  - ・ ブックリスト「いわての小学生のためのおすすめ図書 100 選」「いわての中高生のためのおすすめ図書 100 選」の家庭における活用例等の情報提供
  - ・ 県内市町村における「ブックスタート」実施状況の把握及び情報提供
- 「岩手県子どもの読書状況調査」の実施により、読書者の「本を読む理由」や「本を読む時間帯」等子どもの読書状況の詳細を把握するとともに、保護者等への情報提供に努めます。

#### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日から5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）、「岩手の読書週間」（2月1日～14日）の機会を捉えたり、「教育振興運動」等の取組を活用したりすることを通して、より積極的な取組の普及・奨励に努めます。
  - ・ 子育て支援団体や青少年健全育成団体等の関係機関・団体との連携による周知啓発

#### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、児童生徒による読書を通じた社会参加活動の先進的事例等の情報提供に努めます。

### (6) 市町村に期待される取組

#### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促すとともに、保護者等に読書の大切さを伝える「ブックスタート」の拡充
- 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料の提供、家庭教育学級等における子どもの読書活動の重要性についての学習機会の提供
- 保護者自身の読書習慣形成を図る取組や、読書活動への積極的な参画を促進する取組の実施
- 市町村立図書館等における図書館資料の充実と読み聞かせ会等を通じた魅力あるサービスの提供

#### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 「教育振興運動」等による読書活動や、保健福祉部局及びボランティア団体等との連携協力による「ブックスタート」及び類似事業の積極的な推進

#### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子ども

もの読書への関心を高める取組や、児童生徒による読書を通じた社会参加活動の情報や機会の提供

## 2 地域における読書活動の推進

### (1) 地域の役割

ボランティア団体やNPO法人等の民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、読み聞かせ会や人形劇等の公演、地域文庫の開設など、子どもが本に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく貢献しています。

今後も、図書館や公民館、学校等と一層の連携協力を図り、各団体の活動をさらに広げていくことが期待されます。

「教育振興運動」においては、現在、小・中学校区や公民館、自治会などを単位とする500の実践区（平成30年度）があります。それぞれの実践区では、地域の読書環境や子どもたちの読書活動の状況を踏まえた取組も行われています。「地域学校協働活動」のひとつとして取り組まれている読み聞かせや図書館の環境整備、本の修理・修繕等も含め、さらなる継続と充実が期待されます。

### (2) これまでの県の主な取組

ア 民間団体等の活発な活動を促す支援をしてきました。

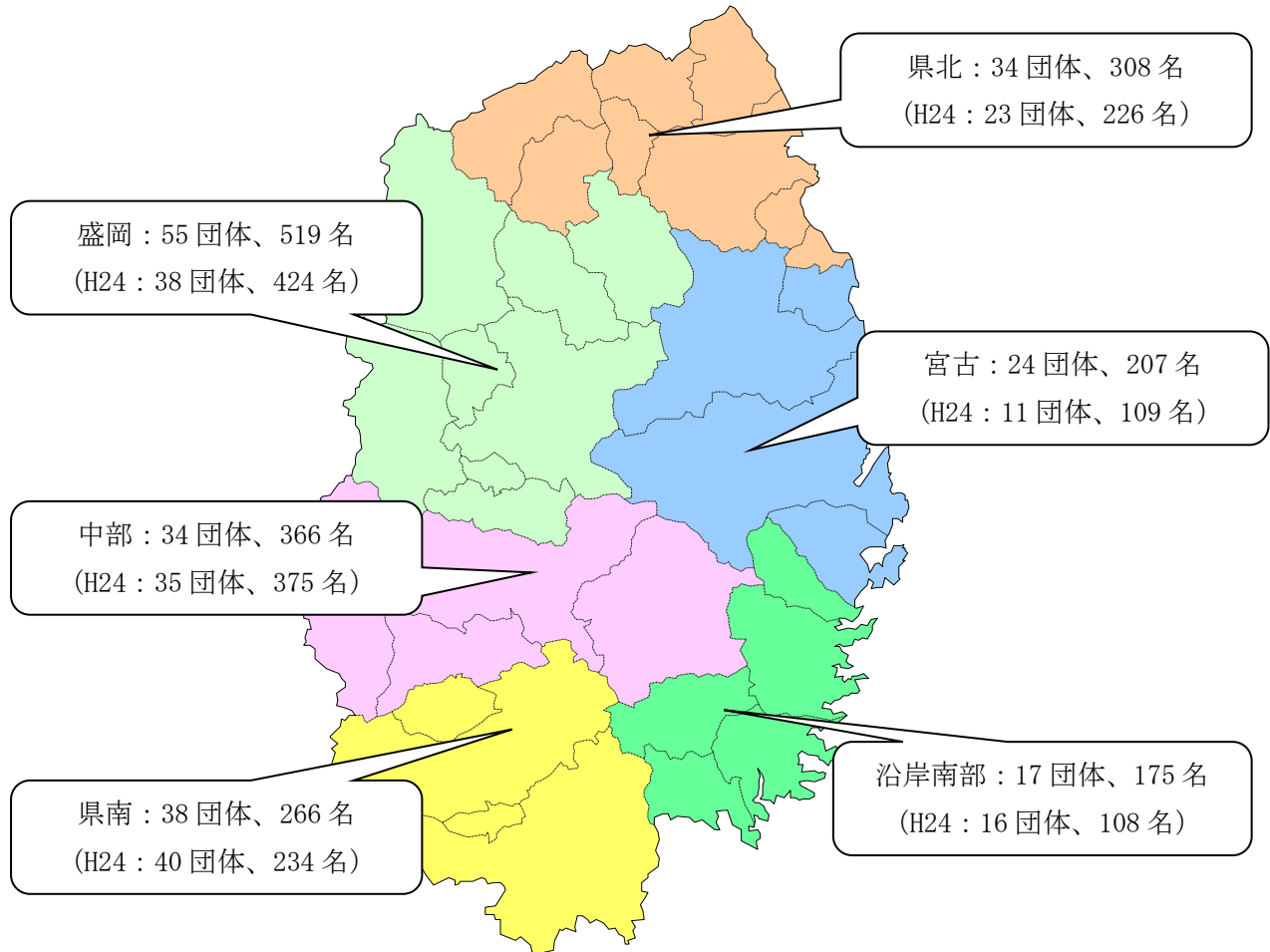
- ・ ボランティア団体等による読み聞かせ事業等の推進

イ ボランティア団体等の活動状況について把握することに努めました。

- ・ 「読書グループ等活動一覧」の作成

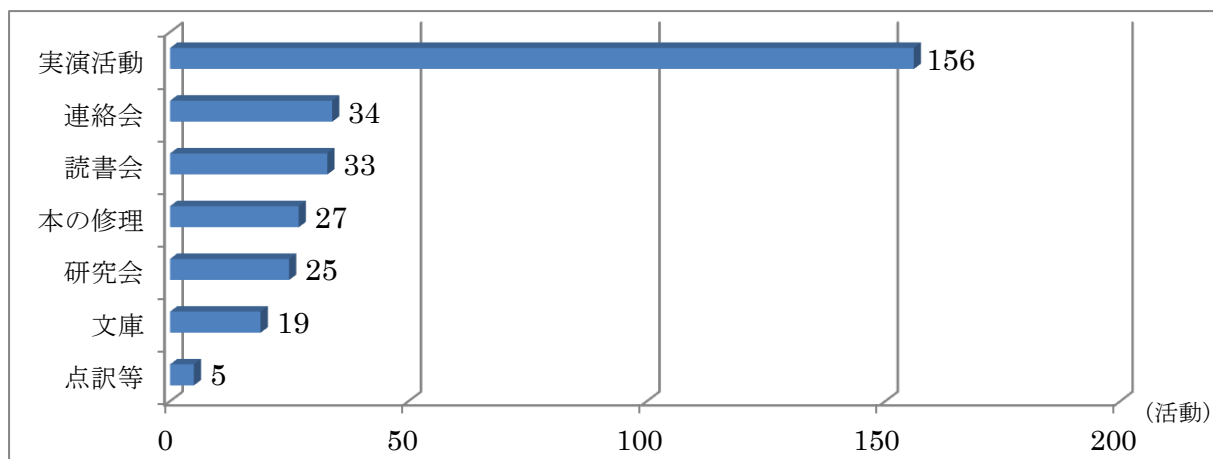
### (3) 地域の読書活動の現状と課題

【図①】 公立図書館に登録している本県のボランティア団体数（平成27年度実績）



「平成27年度読書グループ等活動一覧」（岩手県立図書館）

【グラフ④】 公立図書館に登録している本県のボランティア団体の主な活動（平成27年度実績）



「平成27年度読書グループ等活動一覧」（岩手県立図書館）

ア 読書に関するボランティア団体等が沿岸部を中心に増加傾向にあり、県内全域で学校や図書館等との連携による充実した活動が行われています。広域的な読書推進体制整備や研修会の充実、活動の場のコーディネートを図ってきた成果が表れてきています。

イ 地域における読書推進の核となっているボランティアの養成やスキルアップ、ネットワーク形成を一層進めるためにも、関係機関が連携した読書推進体制の充実が必要です。

#### (4) 地域に期待される取組

##### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

###### ○ 発達段階に応じた読書推進活動

- ・ 「教育振興運動」をはじめとした多様な地域学校協働活動の取組により、子どもの発達段階に応じた本との豊かな出会いが多様に創り出されることを期待します。

##### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

###### ○ 家庭や学校との連携

- ・ 親子対象の読み聞かせ会等を通して、多くの保護者に読書の大切さや意義を広く普及・啓発するとともに、家庭や学校等とのさらなる連携を期待します。
- ・ 活字本、電子書籍、各種情報メディア、それぞれの有用性と、読書環境に与える影響等について検討し、読書の価値を再認識するとともに、家庭、地域、学校等の連携協力による取組が推進されることを期待します。

##### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組が、地域において実施されることを期待します。
- 子ども自身による読み聞かせ等の活動や、地域に伝わる昔話の紙芝居づくり等、読書に関する社会参加活動への参画を期待します。

#### (5) 県の取組の方向性

##### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- ボランティアの養成やスキルアップ、ネットワーク形成を図る研修会を、地域の実態に応じて開催します。

##### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- ボランティア団体等の活動を支援する体制を整備することを通して、地域の読書活動推進を

支援します。

- ・ 県立図書館や教育事務所を中心とする広域的支援体制の整備・充実
- ・ ボランティア団体等による読み聞かせ事業等のコーディネート
- ・ 教育振興運動における読書活動推進の奨励

#### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じた社会参加活動に関する先進的事例等の情報提供に努めます。

### (6) 市町村に期待される取組

#### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 市町村立図書館における児童サービスの充実
  - ・ 子ども向けの、読書に関する積極的な情報提供や魅力ある児童図書の配架など、子どもが楽しく有意義に図書館を利用できるような環境づくりの取組

#### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 地域のボランティア団体等への支援の充実
  - ・ 子どもの読書活動を推進する活動を行っているボランティア団体等の把握と、学校等との連携促進
- 教育振興運動における読書活動推進の奨励と支援

#### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じた社会参加活動に関する情報や機会の提供

## 3 学校等における読書活動の推進

### (1) 学校等の役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されており、平成29年、30年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされています。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備することとなりますが、その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められています。

また、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育園等においては、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。

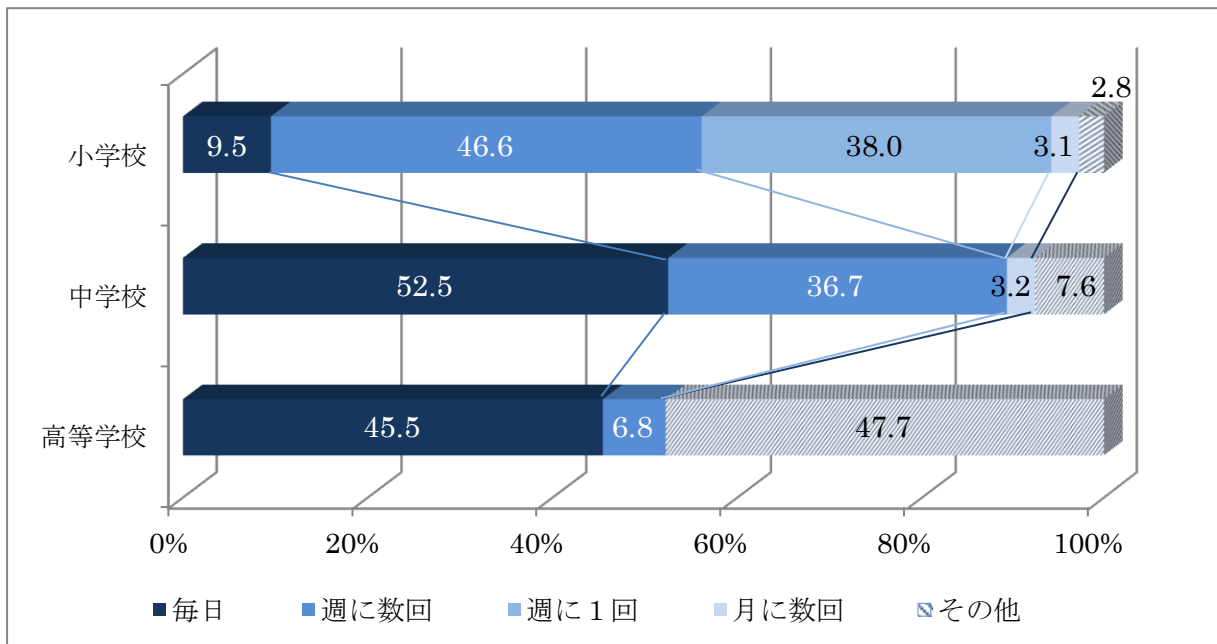
あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就学児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められています。

(2) これまでの県の主な取組

- ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、各種メディアを通して積極的に提供しました。
- イ 市町村や学校の協力を得ながら「岩手県子どもの読書状況調査」を実施し、実態把握及び情報提供に努めました。
- ウ 司書教諭や学校図書館担当者等を対象とした研修機会の充実を図りました。

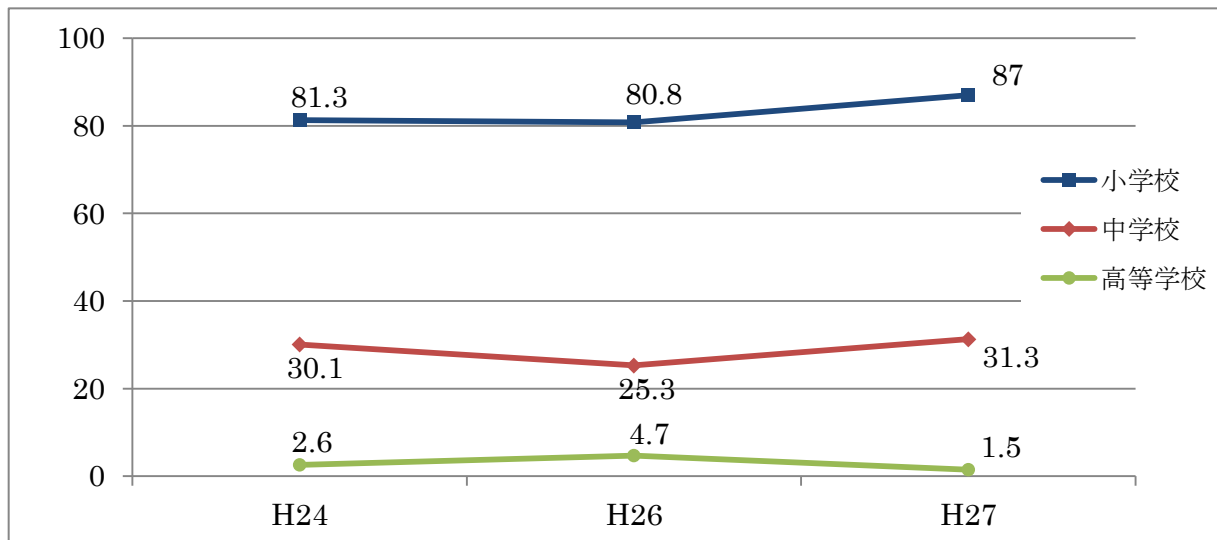
(3) 学校等の読書活動の現状と課題

【グラフ⑤】本県の小・中・高等学校における全校一斉読書の実施頻度（平成 27 年度実績）



「平成 28 年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

【グラフ⑥】本県の小・中・高等学校におけるボランティアの活用状況の推移（単位：％）



「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

- ア 学校種によって実施頻度は異なりますが、多くの学校で、毎日若しくは週に数回、全校一斉読書が実施されています。
- イ 学校におけるボランティアの活用は、特に小学校で進んでいます。中学校、高等学校においても活用の促進を図るための一層の工夫が求められます。



#### (4) 学校等に期待される取組

##### ア 子どもが読書に親しむ環境づくり

###### ○ 様々な図書に触れる機会の確保

各学校段階において、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。具体的には、以下の活動が挙げられます。

- ・ 全校一斉の読書活動
- ・ 推薦図書コーナーの設置
- ・ 卒業までに一定量の読書を奨励するなどの目標設定
- 等

###### ○ 児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実

新学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語能力を整えるとともに、国語科の要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実することが示されています。

具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

###### ○ 障がいのある子どもの読書活動

障がいのある子どももまた豊かな読書活動を体験できるよう、点字図書や音声図書など、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導を行うことが大切です。

##### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

###### ○ 家庭、地域との連携

多くの保護者に対して読書の大切さや意義を普及・啓発するとともに、地域学校協働活動の推進によりボランティア等の協力を得るなどし、家庭や地域と広く連携して読書活動を推進することが大切です。

##### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

###### ○ 子ども同士で行う活動

子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる、読書会、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等の活動は「心に残る一冊の本」と出会うきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつながる重要な取組です。

###### ○ 児童会や生徒会活動による取組の充実

児童生徒が、自分より年下の幼児や児童、地域の大人に読み聞かせを行なう機会を設けるなど、読書を通じた多様な交流機会を設けていくことが求められます。

#### (5) 県の取組の方向性

##### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

###### ○ 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、各種メディアを通して積極的に提供します。

###### ○ 司書教諭や学校図書館担当者等を対象とした研修機会の充実を図ります。

###### ○ 学校司書や読書ボランティア、学校図書館支援員等の資質向上や地域の人材育成を図る研修会を実施します。

###### ○ 全校一斉の読書活動等、学校において子どもが様々な図書に触れる機会を確保する取組を促

します。

#### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 学校とボランティア、公立図書館等のネットワークを整備し、学校等における読書活動推進を支援します。
  - ・ 各教育事務所を中心とした広域的支援体制の充実
  - ・ 学校図書館担当者とボランティア団体等との情報交換の機会の提供
  - ・ ボランティア団体等による、特別支援学校等における読み聞かせ活動等の促進
  - ・ 選書に関する支援や情報提供及び県立図書館による団体貸出

#### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等子どもの読書への関心を高める取組や、児童生徒による読書を通じた社会参加活動に関する先進的事例等の情報提供に努めます。

### (6) 市町村に期待される取組

#### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 地域や学校等の実情に応じた特色ある活動や取組に関する支援及び司書教諭の資質向上を図るための取組
- 学校司書の配置の拡充による読書活動の充実
- 市町村立図書館による定期配本等、学校等に対する継続的な支援

#### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 幼稚園や保育園、学校等とボランティア団体等のコーディネート

#### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等子どもの読書への関心を高める取組や、児童生徒による読書を通じた社会参加活動に関する情報や機会の提供

## 第2章 読書活動推進のための施設・設備・図書館資料等の諸条件の整備・充実

### 1 公立図書館の整備・充実

#### (1) 公立図書館等の役割

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることでできる場所あり、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所です。

また、図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められています。

公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから、図書館と連携し、児童・青少年用の図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動を提供する取組の実施に努めることが望まれます。

一方、公立図書館が未設置の町村においては、公民館図書室等が図書館に準じた機能を果たしていることが多く、読書活動の推進に欠かせない役割を担っています。このような公民館図書室等においては、公民館事業等として本に親しむためのさまざまなプログラムを実施するなど、地域全体の読書活動の推進役を担うことが期待されます。

公立図書館が未設置の町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれます。

#### (2) これまでの県の主な取組

ア 県立図書館児童室の蔵書等の充実を図りました。

イ 県民がどこの図書館においても相応の図書館サービスを受けることができるようにするため、県立図書館が県内の市町村立図書館を支援してきました。

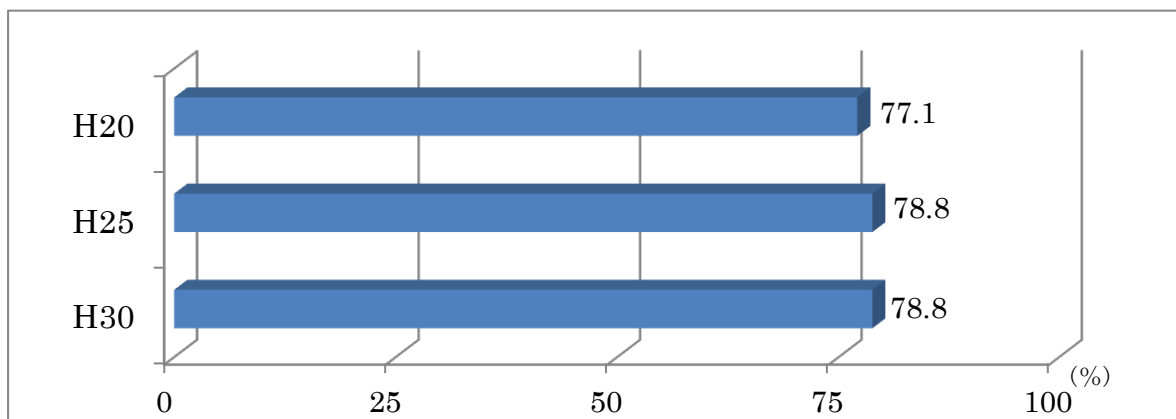
- ・ 県内公立図書館相互における長期の貸出（団体貸出・協力貸出・相互貸借）の実施

ウ 市町村立図書館司書等の資質向上を図るため、研修機会を提供しました。

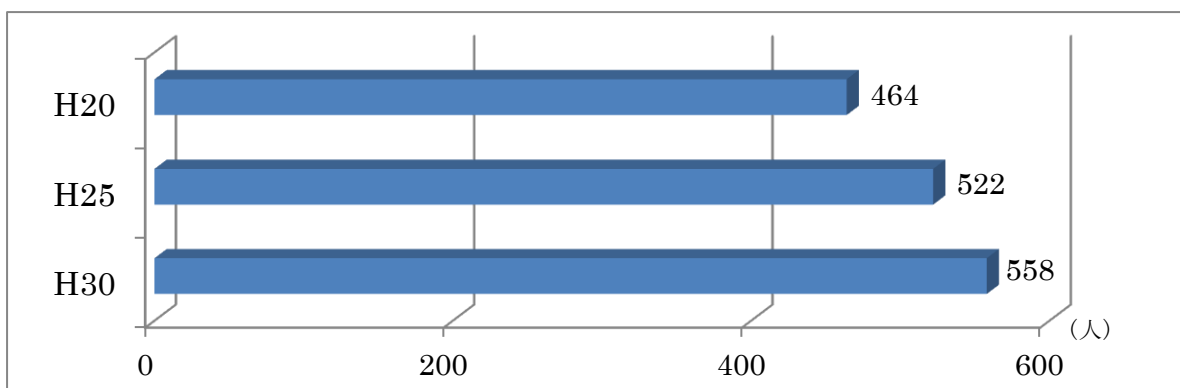
エ 公立図書館の整備・充実について、各種助成による支援に努めました。

#### (3) 公立図書館整備・充実の現状と課題

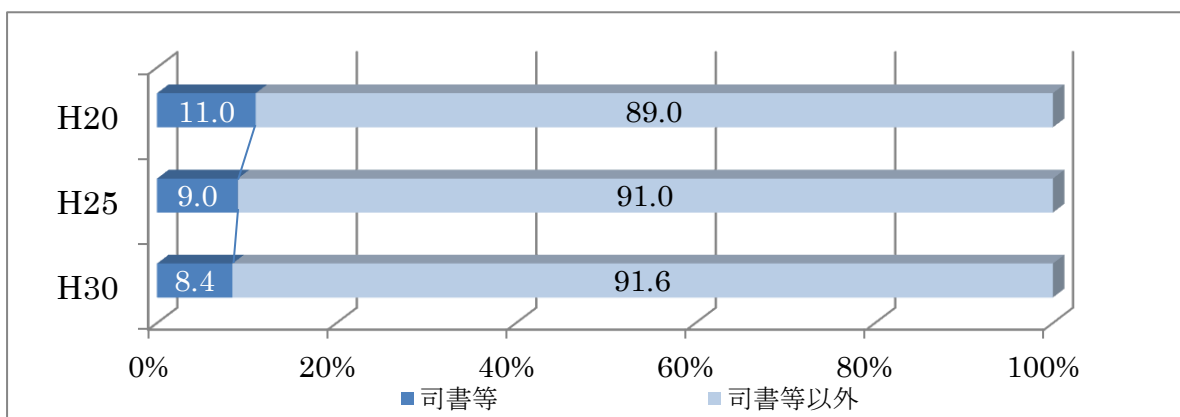
##### 【グラフ⑦】県内市町村立図書館の設置率推移



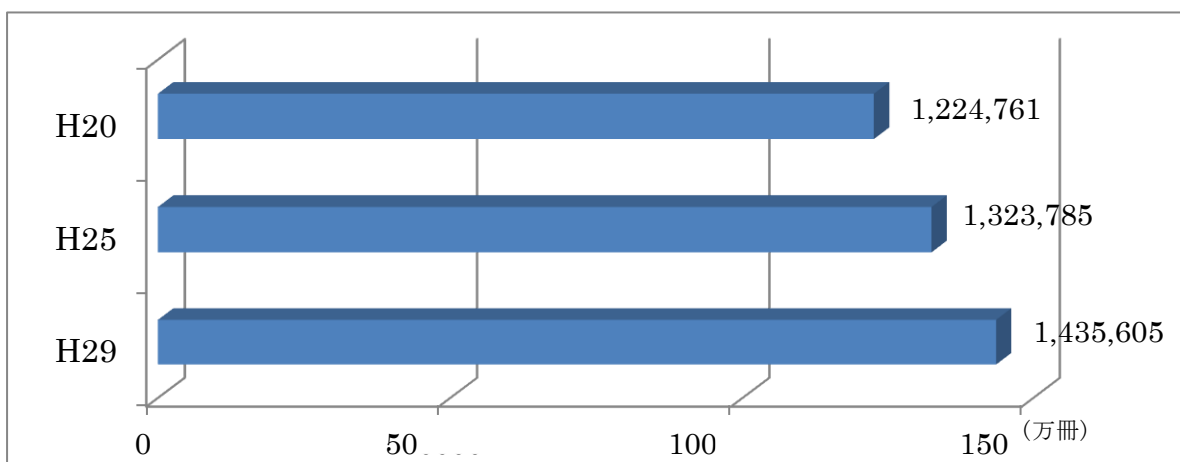
【グラフ⑧】県内公立図書館等における職員数（非常勤職員・臨時職員を含む）の推移



【グラフ⑨】県内公立図書館職員等における司書等の割合推移



【グラフ⑩】県内公立図書館等における児童図書蔵書冊数の推移



「図書館・公民館図書室等実態調査」（岩手県立図書館）

- ア 県内の市町村立図書館の設置率は、平成20年度から30年度までの10年間で1.7%増加しました。設置率に大きな変化は見られませんが、各館において子どもの読書活動の充実が図られており、特色ある取組が継続的に展開されています。また、県内の公立図書館における児童書の冊数も増加しており、県及び市町村において、読書活動推進に係る図書整備が進んでいます。
- イ 公立図書館等の職員数は、増加傾向にあるものの、司書等の占める割合は減少傾向にあります。
- ウ 子どもの読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力が一層求められます。
- エ 学校図書館担当者や公立図書館司書等の研修会の開催により職員の資質の向上を図っています。さらに、職員対象の研修機会と内容の充実を図りながら継続していく必要があります。

#### (4) 県の取組の方向性

##### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 県立図書館児童室における蔵書等の充実を図ります。
- 県立図書館における障がいのある子どもに対するサービスの充実を図ります。
- 国庫委託事業等、各種助成事業等の情報提供による支援に努めます。

##### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 県立図書館が中心となり、市町村立図書館職員の資質向上を図るための研修機会の提供や、県と市町村の図書館等のネットワーク化を図ります。

##### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じた社会参加活動に関する先進的事例等、特色ある活動を行っている図書館や学校、地域に関する情報提供に努めます。

#### (5) 市町村に期待される取組

読書活動に関する住民のニーズを的確に把握し、その実現に向けた取組を推進することが期待されます。

##### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 図書館資料の整備・充実
- 移動図書館車による児童サービスの充実
- 図書館未設置町村の図書館整備の取組や公民館図書室等の施設・設備の充実
- 障がいのある子どもに対するサービスの充実
  - ・点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等
- 図書館司書の配置促進や研修機会の充実
- 子ども向けの読書に関する積極的な情報提供や魅力ある児童図書の配架など、子どもが楽しく有意義に図書館を利用できるような環境づくりの取組

##### イ 家庭、地域、学校等が連携・協力した取組の推進

- 学校や地域のボランティア団体等に対する専門的な視点からの活動支援とネットワーク形成

##### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じた社会参加活動に関する情報や機会の提供

## 2 学校図書館の整備・充実

### (1) 学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支援、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要です。

また、登校日等の土曜日や長期休業中等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効です。

加えて、蔵書の貸し出しの促進、子どもに本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要です。

### (2) これまでの県の主な取組

ア 学校図書館図書標準※に基づく図書整備率の向上に取り組んできました。

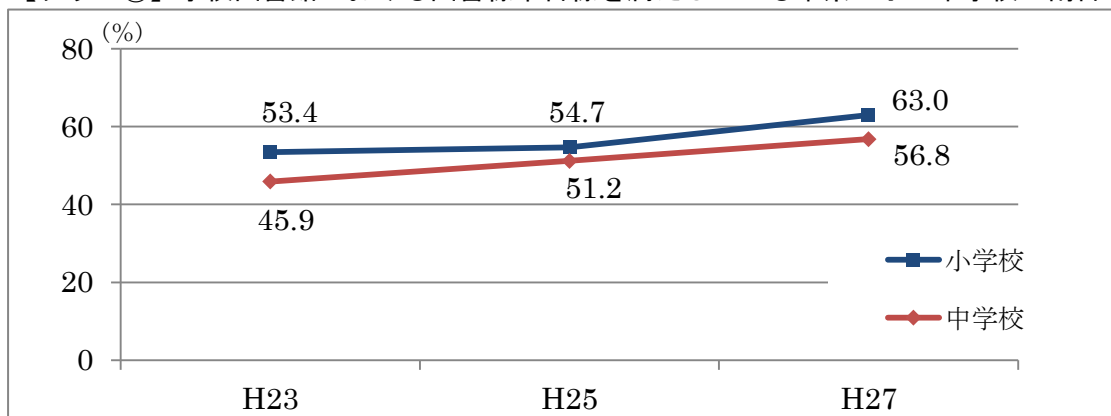
イ 司書教諭及び学校司書の配置拡充の検討を進めてきました。

ウ 県立学校の蔵書のデータベース化を進めました。

(※公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたもの。)

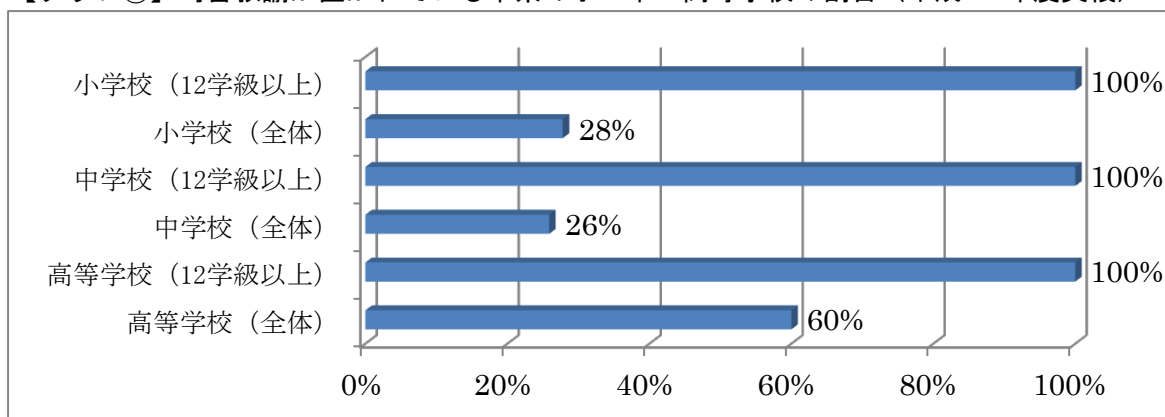
### (3) 学校図書館等の整備・充実の現状と課題

【グラフ⑩】学校図書館における図書標準目標を満たしている本県の小・中学校の割合の推移



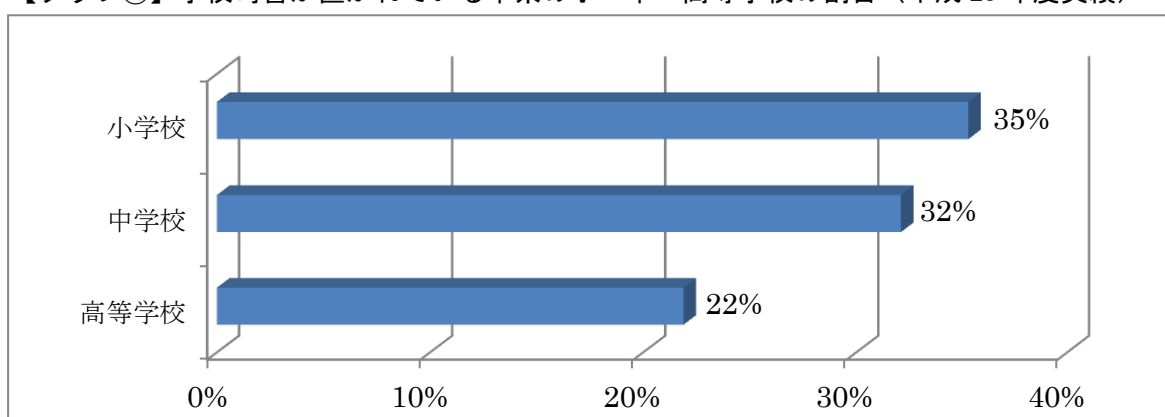
「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑫】司書教諭が置かれている本県の小・中・高等学校の割合（平成 28 年度実績）



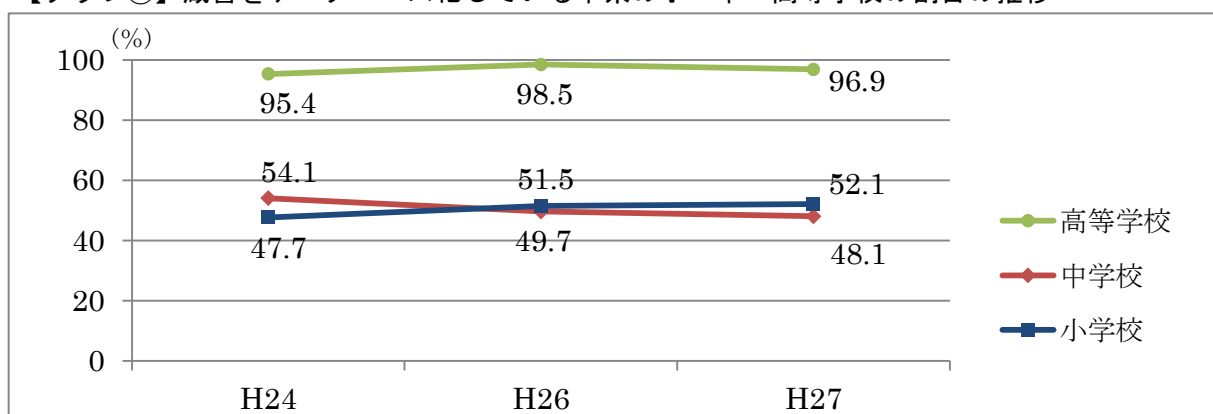
「平成 28 年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

【グラフ⑬】学校司書が置かれている本県の小・中・高等学校の割合（平成 28 年度実績）



「平成 28 年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

【グラフ⑭】蔵書をデータベース化している本県の小・中・高等学校の割合の推移



「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

ア 学校図書館の蔵書数が「標準冊数」を満たしている公立学校の割合は、平成 23 年度は、小学校が 53.4%、中学校が 45.9% となっていました。平成 27 年度は、小学校が 63.0%（23 年度比+9.6）、中学校が 56.8%（同比+10.9）へと増加しています。しかし、小学校においては、全国と比べ図書標準達成校率はまだ低く、中学校においても達成が十分ではない状況にあります。

文部科学省においては、平成 29 年度から 33 年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等 5 か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、地方交付税措置が講じられてい

ます。学校図書館の蔵書数が「標準冊数」を満たすよう、図書整備率の向上に一層努める必要があります。

平成 27 年度：全国平均値（小学校）	「標準冊数」を満たしている公立学校	66.4%
全国平均値（中学校）	「標準冊数」を満たしている公立学校	55.3%

イ 学校図書館法に準じて、12 学級以上の全ての小・中、高等学校に司書教諭有資格者を配置しています。

12 学級規模に満たない全ての学校にも、司書教諭を順次配置できるよう、有資格者の育成に努めていく必要があります。

また、学校図書館の運営・活用を担う専任司書教諭の配置や、兼任であっても学校図書館経営により携わることができるよう負担軽減が求められているところです。

ウ 学校司書を配置している学校の割合は、小・中学校が 3 割余り、高等学校は 2 割余りと、全ての学校種において低く、全国平均値と比較しても低い水準にあります。

平成 28 年度：全国平均値（小学校）	「学校司書」を配置している公立学校	59.3%
全国平均値（中学校）	「学校司書」を配置している公立学校	57.3%
全国平均値（高等学校）	「学校司書」を配置している公立学校	66.9%

エ 県立高等学校においては、96.9%の学校が全ての蔵書をデータベース化しています。小・中学校については、蔵書データベース化が半数ほどにとどまっていることから、今後も引き続きデータベース化の推進を図っていく必要があります。

#### (4) 県の取組の方向性

##### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 学校図書館図書標準に基づく図書整備率の向上に取り組みます。
- 司書教諭の配置の拡充による学校図書館機能の充実に努めます。
- 県立学校の蔵書のデータベース化を進めます。
- 学校図書館への新聞配備の充実を図り、NIE（Newspaper in Education：学校などで新聞を教材として活用すること）の取組を促します。

##### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 学校とボランティア、公立図書館等のネットワークを整備し、学校等における読書活動推進を支援します。
  - ・ 各教育事務所を中心とした広域的支援体制の充実
  - ・ 学校司書や読書ボランティア、学校図書館支援員等の資質向上や地域の人材育成を図る研修会の実施

##### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- お薦め本の館内掲示やポップによる資料紹介等、子どもの主体的な図書委員会活動等に関する情報提供に努めます。

#### (5) 市町村に期待される取組

##### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 学校図書館資料の計画的な整備による学校図書館図書標準の達成
- 司書教諭有資格者の配置拡充の検討
- 学校司書の配置の拡充による読書活動の充実
- 市町村立学校の蔵書のデータベース化の推進



- 学校図書館への新聞配備拡充と、NIE（Newspaper in Education：学校などで新聞を教材として活用すること）の取組の推進
- イ 家庭、地域、学校等が連携・協力した取組の推進
  - 市町村内または教育事務所管内での連携・協力の奨励
  - 学校図書館の環境整備等におけるボランティア活動のコーディネート
- ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進
  - お薦め本の館内掲示やポップによる資料紹介等、子どもの主体的な図書委員会活動等に関する情報や機会の提供

### 第3章 関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実

#### 1 関係機関等との連携協力

##### (1) これまでの県の取組

ア 市町村や学校、図書館、民間団体等と連携し、県内各地域における関係機関のネットワーク形成を図りました。

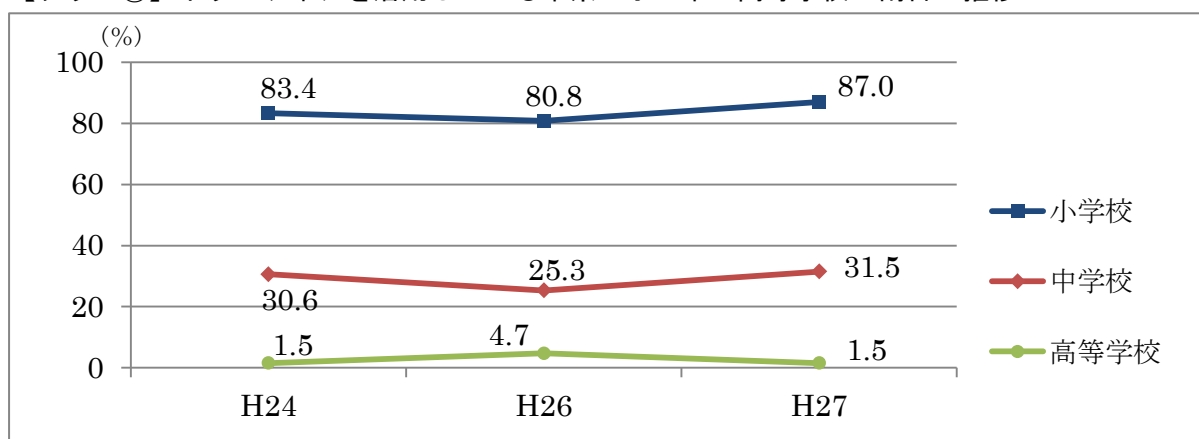
イ 関係機関との連携協力により読書活動を推進するNPO法人やボランティア団体等の支援に努めました。

ウ 学校図書館と地域の図書館等との連携協力の事例を紹介するなど、情報提供に努めました。

エ 県立図書館は、市町村立図書館等との情報の共有化を図るため、ネットワークの構築を進めてきました。

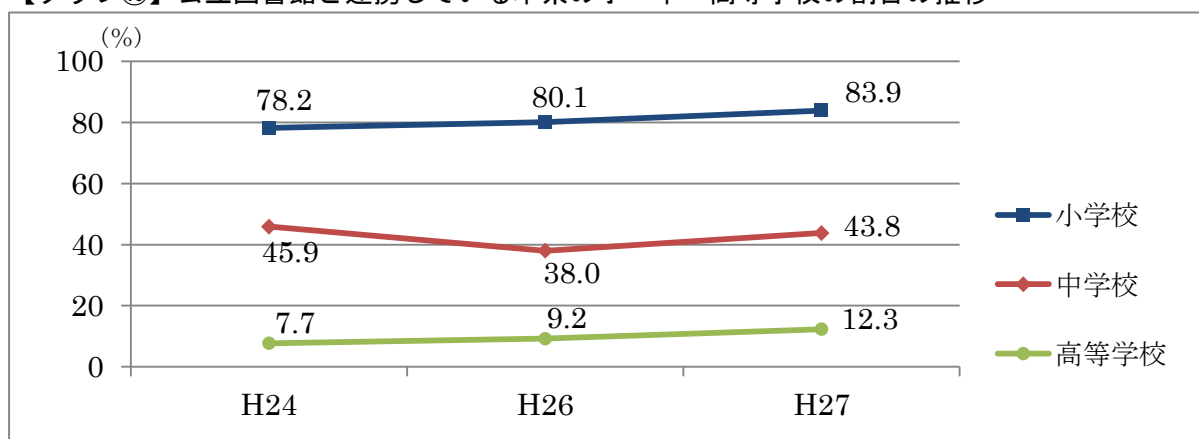
##### (2) 関係機関等との連携協力の現状と課題

【グラフ⑮】 ボランティアを活用している本県の小・中・高等学校の割合の推移



「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑯】 公立図書館と連携している本県の小・中・高等学校の割合の推移



「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

ア 小学校においては、ボランティアを活用する学校や、公立図書館等と連携する学校が増えてきています。平成27年度の実績では、全国平均値と比較しても高い水準にあります。

平成27年度：全国平均値（小学校）  
 ボランティア活用 81.4%      公立図書館との連携 82.2%

イ 中・高等学校においては、ボランティアを活用する学校の割合や、公立図書館と連携する学校の割合が、小学校に比べて低い状態です。特に、公立図書館との連携については、全国平均値と比較しても大きく下回っています。学校の実態やニーズを考慮したうえで、有効な連携の工夫が求められます。

平成 27 年度：全国平均値（中学校）ボランティア活用 30.0% 公立図書館との連携 57.5%
全国平均値（高等学校）ボランティア活用 2.8% 公立図書館との連携 51.1%

ウ 子どもの読書活動推進及び学校支援の観点から、県立図書館と市町村立図書館等との相互協力の一層の充実が求められます。

### (3) 県の取組の方向性

#### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 学校図書館と地域の図書館等との連携協力の事例を紹介するなど、情報提供に努めます。
- 県立図書館は、市町村立図書館等と連携し、図書館相互の協力による図書館サービスの向上に努めます。

#### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 市町村や学校、図書館、民間団体等と連携し、県内各地域における関係機関のネットワーク形成を図ります。
- 先進的な取組を進めてきた書店や出版社との連携協力による、子どもの読書活動や読書環境の充実に取り組みます。
- 関係機関との連携協力により読書活動を推進する NPO 法人やボランティア団体等を支援します。

#### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- 関係機関との連携協力のもと、子どもが読書ボランティアや子ども司書、子どもコンシェルジュ等として活動するための学びの場や機会の提供に努めます。

### (4) 市町村に期待される取組

#### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 児童書の充実と団体貸出の促進
- 県立図書館との連携協力による図書館サービスの向上
- 公立図書館等と学校の連携による、子どもが本に親しむ環境づくりの推進
- 総合的な学習の時間をはじめとする子どもの学習活動に対応した図書館サービスの充実

#### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 関係機関、団体等との定期的な連絡会等の開催

#### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- 関係機関との連携協力のもと、子どもが読書ボランティアや子ども司書、子どもコンシェルジュ等として活動するための情報や機会の提供

## 2 推進体制の整備・充実

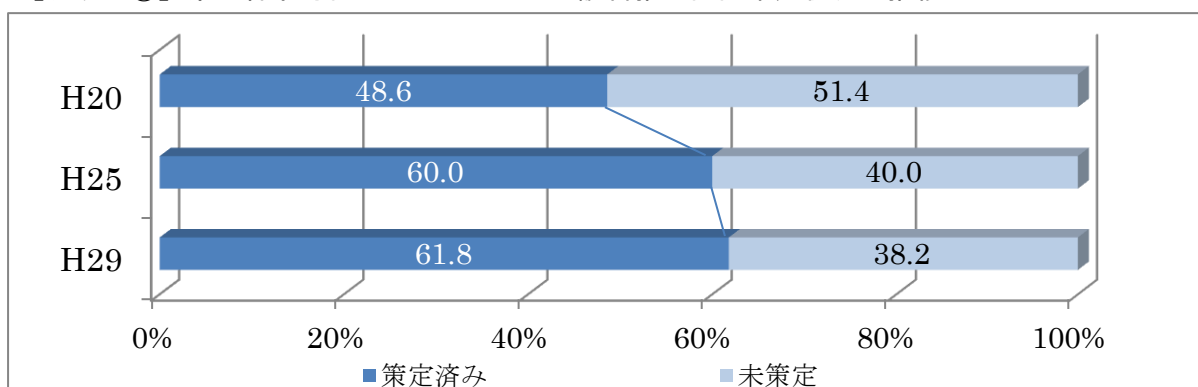
### (1) これまでの県の取組

ア 関係する機関や団体の代表者等で構成する「岩手県子どもの読書活動推進委員会」を設置し、市町村と連携協力しながら、本計画の具体的な推進方策の検討、進捗状況の評価、改善のための協議等を行い、施策の推進を図ってきました。

イ 各教育事務所が中心となり、所管する市町村の子どもの読書活動推進や体制整備に努めてきました。

## (2) 推進体制の現状と課題

【グラフ⑩】 県内各市町村における子どもの読書推進計画策定状況の推移



「都道府県及び市町村における子ども読書活動推進計画の策定状況に関する調査」(H20. 25)  
「子供の読書活動推進計画の策定状況に関する調査研究」(H29)

ア 県内の市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定状況は、策定済みの市町村の割合が平成 20 年度の 48.6%から平成 29 年度には 61.8%へと増加していますが、未策定の市町村も未だ 4 割程度あります。

イ 平成 16 年度より岩手県子どもの読書活動推進委員会を設置し、本県における子どもの読書活動の推進について、総合的な施策の推進を図ることができました。

ウ 各教育事務所での子どもの読書推進体制の整備を進めることにより、地域全体に読書活動の広がりが見られるようになってきました。

## (3) 県の取組の方向性

### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 今後とも、関係する機関や団体の代表者等で構成する「岩手県子どもの読書活動推進委員会」を設置し、市町村と連携協力しながら、本計画の具体的な推進方策の検討、進捗状況の評価を行うなどして、改善のための協議等を行い、施策の推進を図ります。
- 市町村等の協力を得ながら、「岩手県子どもの読書状況調査」を実施し、推進状況の把握に努めます。
- 「子どもの読書活動推進計画」未策定の市町村に対し、県の第 4 次計画を踏まえた計画策定を促します。

### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 各教育事務所が中心となり、所管する市町村の子どもの読書活動推進のための体制整備に努めます。
- 「教育振興運動」をはじめとした多様な地域学校協働活動の取組により、地域全体で子どもの読書活動を推進する体制の整備に努めます。

### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- 特色ある活動を行っている図書館や学校、地域に関する情報の収集や提供に努めます。

## (4) 市町村に期待される取組

市町村の実態に即した子どもの読書活動推進計画の策定と、総合的な施策を推進するための体制整備

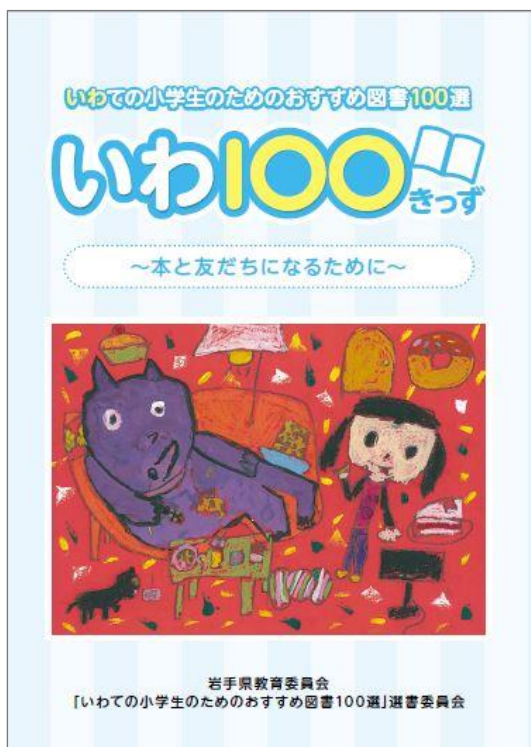
### 3 連携協力による子どもの読書活動の普及・奨励

#### (1) これまでの県の取組

- ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、各種メディアを通して積極的に提供しました。
- イ 市町村や学校、図書館、民間団体等との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通して読書活動の重要性について周知啓発に努めました。
- ウ 家族で本に親しむことについて、具体的で積極的な取り組みの普及・奨励に努めました。
- エ 読書活動推進について、県民全体で考えるフォーラム等を開催しました。
- オ 県内各地のさまざまな取組事例の紹介と普及に取り組みました。

#### (2) 子どもの読書活動の普及・奨励の現状と課題

＜いわての小学生のためのおすすめ図書100選＞



＜いわての中高生のためのおすすめ図書100選＞



ア 子どもの読書活動推進に関する資料やブックリストの配布、各種メディアの活用等を通じて、家庭や地域における読書活動の取組や読書活動の大切さ等を紹介し、読書が家庭生活の中に位置づけられるように、読書活動に関する普及・奨励に取り組んできました。

また、ブックスタートや家庭教育学級等、家庭教育関連事業と連携し、家庭における読書習慣への取組や幼児期からの読書運動を紹介し、読書活動の普及・奨励を進めてきました。

今後も引き続き、読書活動の推進に関する情報や啓発資料等を提供する必要があります。

イ 優れた実践活動等の紹介を通して読書活動を推進しました。さらに、生活の中に読書を位置づける視点からの普及・奨励が求められます。

ウ 学校教育や家庭教育、青少年教育、成人教育等のあらゆる分野との連携を図る読書推進のための施策が必要です。特に、生涯学習の視点から読書活動の推進を考える必要があります。

#### (3) 県の取組の方向性

##### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 市町村や学校、図書館、民間団体等との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通して読書活動の重要性の周知啓発に努めます。

#### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日から5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）、「岩手の読書週間」（2月1日～14日）の機会を捉えたり、教育振興運動をはじめとした多様な地域学校協働活動の取組を活用したりすることを通して、より積極的な取組の普及・奨励に努めます。
  - ・ 家庭教育や子育てに関する学びの場等における周知、実践
  - ・ 子育て支援団体や青少年健全育成団体等の関係機関団体との連携のもとでの周知啓発

#### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- 県内各地のさまざまな取組事例の紹介と普及に取り組みます。

#### (4) 市町村に期待される取組

##### ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料等の提供
- 家庭教育学級等における、子どもの読書活動の重要性に関する学習機会の提供

##### イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 教育振興運動をはじめとした多様な地域学校協働活動等における読書活動の推進

##### ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- 特色ある地域の読書推進活動に関する情報の提供

計画の進行状況を示す「指標」及び「目標値」の設定

策定した計画の進行状況を把握するため、家庭、学校、地域の取組状況を概観できる指標を以下のとおり設定し、目標値の達成に向けて取り組みます。

指標の名称	「読書がとても楽しい」と感じる児童生徒の割合	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内公立小・中・義務教育学校・高等学校における「読書がとても楽しい」と感じる児童生徒の割合（％）						
調査方法	毎年10月の1か月間を対象として、翌11月初旬に県内公立小・中・義務教育学校及び高等学校における小学5年生、中学2年生（義務教育学校8年生）、高校2年生の児童生徒を対象に調査する。（各学校1学級ずつ抽出）						
目標数値 及びその考え方		2018	2019	2020	2021	2022	2023
	小学校5年	45%	46%	47%	48%	50%	52%
	中学校2年 (義務教育学校8年)	42%	44%	46%	48%	51%	54%
	高校2年	38%	41%	44%	48%	52%	56%
	※ 2018年度実績を基準値とし、2023年度までに小学生の半数以上の割合への増加を目指し、中学生・高校生においてもそれを上回る増加を目指し設定しました。						
備 考							

指標の名称	児童生徒の読書者の割合	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内公立小・中・義務教育学校・高等学校における読書者（1か月に1冊以上本を読んだ児童生徒）の割合（％）						
調査方法	毎年10月の1か月間を対象として、翌11月初旬に県内公立小・中・義務教育学校及び高等学校における小学5年生、中学2年生（義務教育学校8年生）、高校2年生の児童生徒を対象に調査する。（各学校1学級ずつ抽出）						
目標数値 及びその考え方		2018	2019	2020	2021	2022	2023
	小学校5年	99.2%	99.3%	99.4%	99.5%	99.6%	99.7%
	中学校2年 (義務教育学校8年)	95.0%	95.2%	95.4%	95.6%	95.8%	96.0%
	高校2年	77.0%	77.2%	77.4%	77.6%	77.8%	78.0%
	※ 基準値である2018年度実績において、2022年までに国が目指す目標値（小学生98%以上、中学生92%以上、高校生74%以上にする）を達成する高い水準にあることを踏まえ、小学生は毎年0.1%増加、中・高校生は2023年度までに1%増加させることを目指し設定しました。						
	※ 参考 「学校読書調査（全国調査）」結果（全国学校図書館協議会） 2018年5月1か月間の「読書者の割合」は、小学生（4～6年生）91.9%、 中学生（1～3年生）84.7%、高校生（1～3年生）44.2%						
備 考							



指標の名称	児童生徒の1か月の平均読書冊数	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内公立小・中・義務教育学校・高等学校における児童生徒一人当たりの1か月の平均読書冊数(冊)						
調査方法	毎年10月の1か月間を対象として、翌11月初旬に県内公立小・中・義務教育学校及び高等学校における小学5年生、中学2年生(義務教育学校8年生)、高校2年生の児童生徒を対象に調査する。(各学校1学級ずつ抽出)						
目標数値及びその考え方		2018	2019	2020	2021	2022	2023
	小学校5年	16.2冊	16.4冊	16.6冊	16.8冊	17.0冊	17.2冊
	中学校2年 (義務教育学校8年)	4.8冊	5.0冊	5.2冊	5.4冊	5.6冊	5.8冊
	高校2年	2.2冊	2.4冊	2.6冊	2.8冊	3.0冊	3.2冊
	<p>※ 2018年度実績を基準値とし、2023年度までにいずれの学校種においても1冊増加を目指し設定しました。</p> <p>※ 参考 「学校読書調査(全国調査)」結果(全国学校図書館協議会) 2018年5月1か月の「平均読書冊数」は、小学生(4~6年生)9.8冊、中学生(1~3年生)4.3冊、高校生(1~3年生)1.3冊</p>						
備 考							

指標の名称	県民一人当たりの図書貸出冊数	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内の公立図書館等の県民一人あたりに対する平均貸出冊数(冊)						
調査方法	「図書館・公民館図書室等実態調査」(県立図書館調査 毎年4月実施)による						
目標数値及びその考え方		2018	2019	2020	2021	2022	2023
	貸出冊数	4.5冊	4.6冊	4.7冊	4.8冊	4.9冊	5.0冊
	<p>※ 2018年度実績(見込)を基準値とし、2023年度までに5冊に増加させることを目指し設定しました。</p> <p>※ 参考 「日本の図書館 統計と名簿 2017」(日本図書館協会) 2016年度の「人口百人当たりの貸出数(館外個人貸出)」の全国平均値は、526.5冊</p>						
備 考							

指標の名称	県内公立図書館等における児童図書蔵書冊数	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内公立図書館等における児童図書蔵書冊数の総数（冊）						
調査方法	「図書館・公民館図書室等実態調査」（県立図書館調査 毎年4月実施）による						
目標数値 及びその考え方		2018	2019	2020	2021	2022	2023
	冊数	1,464,000 冊	1,492,000 冊	1,520,000 冊	1,548,000 冊	1,576,000 冊	1,604,000 冊
	※ 2018年度実績（見込）を基準値とし、年間28,000冊増加させることを目指し設定しました。						
備 考							